

2022年度 予算執行ガイドブック

2022年4月1日発行（第3版）

学校法人 上智学院

はじめに

上智学院の会計・経理処理は、財務局、人事局、学術情報局等、取り扱う内容が担当部署により異なります。本ガイドブックは、本学教職員がこれら各部署の取り扱いを正しく理解できるよう1冊にまとめたものです。本ガイドブックを活用することで、執行基準や規則、関連法令、手続きを正しく理解し、適正な予算執行にご協力くださいますようお願い申し上げます。

なお、本ガイドブックにすべての事例や規則の解釈・説明等を記載することは困難です。ご不明な点、判断に迷うことがありましたら、P.5の「学内問い合わせ一覧」の「問い合わせ内容」をご参照のうえ、ご質問、ご相談ください。

予算執行の大原則

上智学院は、学生生徒等納付金や国庫補助金を主な収入源としており、支出予算の執行にあたっては、適正な執行が強く求められております。全教職員が、各種法令及び本学規程・ルール等を遵守する義務を有し、責任を負うことを自覚し、予算（研究費含む）を公正かつ効率的に執行するよう常に努めることとします。

◆不正行為または不正使用の禁止

自ら行わないだけでなく、周囲に行わせない、加担もしくは黙認しないでください。

◆不正行為または不正使用とは ※詳細については、P.94参照

実態を伴わない(実態とは異なる)虚偽の書類等を作成し、予算執行を行うことは不正となります。

特に禁止すべき事例は、下記の3点です。

預け金

架空取引により本学に代金を支払わせ、これを取引会社等に管理させること

カラ出張

実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること

カラ謝金

実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること

◆資金グループ以外の部署で金銭等を保有することの禁止

学生や保護者から教育研究に直接必要な経費に充てるために受け入れた金銭等は、すべて学校法人が直接処理する必要があるため、速やかに資金グループへお持ちください。

研究費の不正使用防止への取り組みについては、
「Ⅳ 研究費編」(P.90)をご参照ください

目次

【学内問い合わせ先一覧】	5
I 2022年度の改正点	6
II 共通ルール編	10
1 書類のながれ	11
2 必要書類早見表	12
3 予算執行方法	18
3-1 会計年度	18
3-2 予算単位責任者	19
3-3 予算執行権限	19
3-4 伝票起票と会計システム	21
3-5 予算振替と予算流用	21
3-6 支払日・伝票受付締切日	22
3-7 勘定科目	26
3-8 摘要欄	28
3-9 証憑書類	28
3-10 消費税	34
4 学内申請書類一覧	35
4-1 紙ベースの書類	35
4-2 電子ベースの書類	35
III 個別ルール編	36
1 物品の購入（消耗品・用品費・機器備品）	37
1-1 物品の購入に係る科目の種類と定義	37
1-2 手続きのながれ	38
1-3 検品に関する留意点	44
1-4 その他の留意点	46
2 旅費	47
2-1 旅費の範囲	47
2-2 立替交通費の精算方法	47
2-3 出張申請から旅費受給までのながれ	47
2-4 旅費支給額	51
2-5 経費別留意点	51
2-6 海外旅行保険	54
2-7 出張の中止・変更	54
2-8 出張者同士の旅費立て替えの禁止	54
2-9 滞在期間が複数の会計年度にまたがる場合の旅費	55
2-10 謝金を伴う旅費・交通費	56
旅費関連FAQ（よくあるご質問）	60
3 謝金	65
3-1 謝金の種類	65
3-2 アルバイト謝金	66
3-3 請負謝金	70
3-4 謝礼を現金支給以外で行う場合の取り扱い	75

3-5	単価申請 ※事務部署のみ対象	76
	謝金関連FAQ(よくあるご質問)	77
4	飲食に関する経費	79
5	海外送金	80
5-1	海外送金の種類と留意点	80
5-2	外貨建て取引の円換算レート	82
5-3	送金手数料	82
6	その他	87
6-1	郵便室利用時の郵便料	87
6-2	仮払金	87
6-3	弔慰に関する経費	87
6-4	リース取引	88
IV	研究費編	90
1	研究費の不正防止に向けた取り組み	91
1-1	上智大学公的研究費等にかかる不正防止計画	91
1-2	適正な研究費管理のための体制	93
1-3	研究費の相談窓口と不正防止に関する通報窓口	93
1-4	研究費の使用に関する禁止事項	94
2	研究費の種類	95
2-1	学内予算による研究費等	95
2-2	外部資金による研究費(2021年度に本学で扱った主な資金)	96
2-3	個人教育研究費	98
2-4	学会研究旅費	100
2-5	科学研究費助成事業(科研費)	102
3	研究費の使途範囲	104
3-1	研究費使用にあたっての原則	104
3-2	研究費から支出できる経費(主な費目)	104
3-3	研究費から支出できない経費	104
3-4	年度をまたがる場合の特例措置	105
	研究費の使途に関するFAQ(よくあるご質問)	106
4	複数の研究費による合算使用	110
4-1	原則	110
4-2	例外	110
4-3	証憑書類の添付方法	111
4-4	旅費の合算使用の事例	111
5	その他研究活動に関する留意事項	113
5-1	researchmapの入力・更新	113
5-2	知的財産・特許の手続き	113
5-3	利益相反審査	113
5-4	「人を対象とする研究」に関する倫理審査	113
5-5	日本学術振興会特別研究員	114
V	関連する主な学内規程・ガイドライン	115

【学内問い合わせ先一覧】

No	問い合わせ内容	担当部署	内線番号 メールアドレス	取扱時間 (11時30分～12時30分を除く)	場所
1	出張手続き・旅費	人事サービスグループ(旅費担当)	4270 ryohi_jinji-co@sophia.ac.jp	月～金 午前9時00分～午後5時00分	13号館5階
2	報酬料金(アルバイト謝金、教育研究アルバイトの雇用)	人事サービスグループ (アルバイト謝金担当)	4272 hojoshajinji@ml.sophia.ac.jp		
3	請負謝金	人事サービスグループ (請負謝金担当)	4272 ukeoi_syakin@ml.sophia.ac.jp		
4	人件費(外部資金による直接雇用含む)	人事サービスグループ(人件費担当)	3193 kyuyo_jinji@ml.sophia.ac.jp		
5	物品調達依頼(購入)除却・寄贈	管財グループ(調達担当)	3141 bihin_kanzai-co@sophia.ac.jp	月～金 午前9時00分～午後5時00分	2号館1階
6	物品調達依頼(リース)	管財グループ(リース担当)	4078	月～金 午前9時00分～午後5時00分	4号館1階
7	検品	管財グループ(検品担当)	4078 kenpin_kanzai-co@sophia.ac.jp	月～金 午前9時00分～午後5時00分 【検収ステーション窓口時間】(注) 月～金 午前9時30分～午後4時45分	4号館1階
8	検収	管財グループ(検収担当)	3156	月～金 午前9時00分～午後5時00分	4号館1階
9	科研費関係、外部資金による研究費全般 (ルール・申請等)	研究推進センター	3173 【科研費】kakenhi-co@sophia.ac.jp 【その他】g_rant-co@sophia.ac.jp	月～金 午前9時00分～午後5時00分	13号館4階
10	出納関係(窓口現金、海外送金、為替レート等)	資金グループ	3186 shikin_common@ml.sophia.ac.jp	【窓口現金取扱時間】(注) 月～金 午前10時00分～午前11時30分 午後12時30分～午後2時00分	13号館4階
11	予算執行・管理、財務システム (Dr.Budget、科研費プロ)	経理グループ	3182 keiri@ml.sophia.ac.jp	月～金 午前9時00分～午後5時00分	13号館4階

注：臨時で窓口時間を変更する場合は、「ソフィア掲示板」にてお知らせします。

I 2022年度の改正点

【全般】

No	区分	改正内容				
1	紙ベースでの冊子作成の廃止	ペーパーレス化を図るため、本ガイドブックの配布はPDF版のみとしました。				
2	物品購入依頼の変更 (P.40) ※2021年度改正内容	<p>業務効率化に鑑み、物品購入依頼の方法を以下の通りに変更しました。 ※本内容は2021年度改正内容ですが、周知徹底のため、再度お知らせいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Dr.Budgetから調達依頼書を起票、管財グループへ提出 ※科研費については従来通り「物品購入依頼書」(A~D票)を使用</td> <td>「物品購入依頼書」(A~D票)の使用</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	Dr.Budgetから調達依頼書を起票、管財グループへ提出 ※科研費については従来通り「物品購入依頼書」(A~D票)を使用	「物品購入依頼書」(A~D票)の使用
改正後	改正前					
Dr.Budgetから調達依頼書を起票、管財グループへ提出 ※科研費については従来通り「物品購入依頼書」(A~D票)を使用	「物品購入依頼書」(A~D票)の使用					

【出納関係】

No	区分	改正内容
1	実行区分名称の変更 (P.25)	<ul style="list-style-type: none"> ・「郵便局窓口支払」→「郵便局払込取扱票支払」に実行区分名称を変更します。 <p>郵便局払込取扱票については、ゆうちょダイレクトからの支払を原則とし、郵便局窓口での支払は現金運搬リスク解消のため行いません。</p>
2	海外送金関係 (P.80)	<ul style="list-style-type: none"> ・「海外送金支払 送金内容連絡シート」(所定用紙)に必要な事項を記入し、伝票にクリップ止めで添付してください。 (作成した「海外送金支払送金内容連絡シート.doc」データは、Dr.Budgetの入力画面にある添付機能でファイル添付をお願いします。) ・米国・カナダ・中南米向け送金は、2021年9月1日送金分より「受取人名・住所」についてフルネーム、フルアドレス(私書箱「P.O.BOX」、「Postal Box」、「P.O.」は不可)を記入してください。なお、受取人名・住所の記載が不完全な場合は、着金が遅延する可能性があります。
3	外国からの小切手入金の受付終了	<p>外国からの小切手(外貨、円貨とも)については、取引先銀行より「振出人の正確な情報を得ることが困難な取引であり、偽造・変造リスクや関連法規制の順守に関する対応もあること」から買取停止となったため、小切手入金の受付はできません。</p> <p>業者等に対して、「小切手ではなく海外送金による支払い」を依頼してください。</p>

【証憑関係】

No	区分	改正内容				
1	店頭購入の場合における証憑書類の見直し (P.28) ※2021年度改正内容	<p>従来、店頭購入の場合の証憑については、領収書又はキャッシュレジスター発行のレシートとしておりましたが、手書きの領収書の場合、明細や消費税取り扱い等が省略されていることが多いことから、2021年度からはレシートを原則とし、レシートが発行されない場合のみ領収書を発行してもらうこととしました。</p> <p>※本内容は2021年度改正内容ですが、周知徹底のため、再度お知らせいたします。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原則・・・キャッシュレジスター発行のレシート 例外・・・領収書（レシートが発行されない場合のみ）</td> <td>領収書又はキャッシュレジスター発行のレシート</td> </tr> </tbody> </table>	改正後	改正前	原則・・・キャッシュレジスター発行のレシート 例外・・・領収書（レシートが発行されない場合のみ）	領収書又はキャッシュレジスター発行のレシート
改正後	改正前					
原則・・・キャッシュレジスター発行のレシート 例外・・・領収書（レシートが発行されない場合のみ）	領収書又はキャッシュレジスター発行のレシート					
2	クレジットカード、ネットバンキングの利用明細の要件定義 (P.29)	立替払いにおける領収書の定義の項目に「クレジットカード」と「ネットバンキング」の記載要件を追加しました。				
3	立替払いにおける電子マネーの使用禁止 (P.30)	電子マネーを使用した立替払いについては、従前から精算対象外とさせていただき、本ガイドブックでもご案内しているところではありますが、教職員のご理解をより深めるため、その理由を改めて明記しました。				
4	支出報告書の様式 (P.79)	<ul style="list-style-type: none"> レジ袋代の欄を追加しました。また、金額を「税抜額」から「税込額」に変更しました。 レジ袋代は消費税率10%のため、税率8%の飲食代と分けて起票する必要がありますが、伝票起票の簡素化に鑑み、レジ袋代を8%で起票するという取り扱いに変更しました。なお、本件はレジ袋の金額が僅少であることの特例措置となり、学院から国への消費税の納税については、財務局が適切に処理します。 				

【旅費・交通費関係】

No	区分	改正内容
1	請求書取扱いの変更 (P.53)	<p>旅費請求における業者払い請求書について、原本を学内便で送付いただいていたが、証憑書類の紛失防止、利便性向上のために、請求書については、旅費システムへの電子データ（スキャンデータ等）の添付を可としました。</p> <p>また、従来、海外出張時の渡航先現地交通費を請求する際は、証憑書類として紙媒体の領収書の提出を原則としていたが、同様の背景から、金額が明記された公的書類（公式HP掲載の金額箇所の画面コピー、金額が掲載された現地路線図の写真等）を証憑書類として取り扱うこととしました（タクシー代等の金額が変動する交通費については、従来通り、紙媒体の領収書の提出が必要です）。</p>
2	年度末事前精算の対象となる出張範囲の限定 (P.48)	従来、年度末事前精算の対象となる出張範囲は、各年度の予算執行スケジュールに応じて定めていたが、より判別しやすくするため、3月に差し掛かる出張（3月1日以降に帰着する出張）に限定することとしました。

3	出張内容および成果の報告の必須化（P.50） ※2021年度改正内容	より明確に出張用務（目的）の遂行確認を行うべく、全ての出張において出張内容および成果の報告と、用務遂行を事後確認できる資料の提出を求めることとしました。 ※本内容は2021年度改正内容ですが、周知徹底のため、再度お知らせいたします。
4	旅費の伝票提出期限の変更（P.47）	旅費の伝票提出期限について、立替日から3カ月以内としていましたが、出張終了後から3カ月に変更しました。
5	航空チケット控えに関する取扱の変更（P.50）	○出張者が搭乗したことを証明する客観的な証憑の提出が必要となります。 ○航空会社が発行する書類（航空券の半券、もしくは、ご搭乗案内や保安検査証など、空港に設置されている機器端末から出力される書類）の原本を提出してください。航空会社が発行する書類を原本で提出できない場合、搭乗証明書でも可とします。 ○e-チケットの控え（旅券購入時にweb上で発行される書類）は2021年度まで可としていましたが、搭乗したことの証にはなりませんので、2022年度以降は認められません。ご注意ください。
6	国内における遠距離移動の取扱（P.51）	合理的かつ経済的観点から、北海道、九州、沖縄への移動は、航空機利用を原則とします。

【謝金関係】

No	区分	改正内容
1	非居住者への謝金に対する消費税区分の取り扱い（P. 72）	非居住者に謝金を支払う場合におけるDr.Budget上の消費税区分の取り扱いについて追加しました。 以下の①、②に該当した場合は、謝金画面の消費税区分の変更が必要となりますので、ご注意ください。 ①来日せずに、Web会議アプリや通話等で用務（オンライン講演・会議等）を行った場合の謝金・・・「特定10%支出/リバーチャージ」 ②来日せずに上記以外の用務を行った場合の謝金・・・「非課税支出/免税・対象外含」 ③来日して用務を場合の謝金・・・「課税10%支出」（デフォルト設定につき変更不要）
2	プリペイドカード配布による謝礼の証憑（P. 75）	プリペイドカードの配布による謝礼の取り扱いを明確化すべく、必要な証憑を明記しました。
3	成果物サンプルの提出（P. 70）	検品対象の予算については成果物サンプルの提出を求めていませんでしたが、全予算について成果物サンプルの提出が必須となりました。

【飲食費関係】

No	区分	改正内容
1	飲食費関係費目に関する予算増加の制御措置 (P. 79)	予算申請部署のみを対象として飲食費関連費目（会議費、渉外接待費、その他の福利費）における期中での予算増加を禁止させていただいておりますが、その一環として従前から実施している財務システム（Dr.Budget）上の制御措置（当該費目に係る予算以上の支出不可）について、明記しました。

【弔慰関係】

No	区分	改正内容
1	弔慰に関する支出範囲 (P. 87)	人事局以外の予算部署から慶弔費を支払う場合の要件を明記しました。具体的には、弔慰に関する「供花」（上限2万円）、「弔電」のみが対象となりますので、ご注意ください（「慶弔金」は慶弔見舞金規程に基づき人事局からご遺族に贈呈）。

【研究費関係】

No	区分	改正内容
1	教育関係経費の定義 (P. 98)	個人教育研究費における教育関係経費の用途を明確化し、「授業に要する経費」に限定することとなりました。これにより、従来、用途範囲とされていた「ゼミ合宿や学生の研究目的に係る出張旅費の補填」は、本来、学生が負担すべき費用として削除となりましたので、ご注意ください。 ただし、教員の「研究補助」として学生を出張させる場合の旅費についてはこの限りではありません（この場合、旅費申請書の目的欄に「研究補助」と明記）。
2	オンライン授業等に係る著作権の二次利用 (P. 98)	個人教育研究費からオンライン授業又はハイフレックス授業で他者に著作権があるものを購入する際には、事前に「上智大学オンライン授業ポータル」の「著作権の二次利用」をご確認いただく必要がある旨を記載しました。
3	出版費用を支出する際の要件 (P.107)	研究費から出版費用を支出するにあたっての要件を定義しました。具体的には、以下の2つの要件を満たす必要がありますので、ご注意ください。 ①印税収入が発生しない旨を出版契約書に明記する。 ②伝票には出版契約書の写しを添付する。
4	研究費から支出できない経費 (P.104)	従来、購入不可であった物品のうち、「ゴミ箱、傘立、時計」につきましては、管財グループの支給物品の対象となりました。

Ⅱ 共通ルール編

1 書類のながれ

○以下は基本的な書類のながれを示しています。ケースによってながれが変わる可能性がありますので、詳細については、「Ⅲ 個別ルール編」(P.36)をご参照ください。



注1：検品は一定の予算のみ対象。詳細については、P.37参照。

注2：科研費の場合は不要。 注3：科研費の場合のみ対象。

注4・5：科研費は検収後に納入処理、学内予算は納入処理後に検収。

注6：物品購入依頼は、パソコン関連機器等の指定物品及び1件又は1組の取得価額が10万円以上且つ耐用年数が1年以上の物品（用品費、機器備品支出）が対象。

2 必要書類早見表

1 物品・書籍等の購入

支出対象	価格基準・手続き等		発注者	費目名称		申請書類	検品	備考
				学内名称	科研費名称			
1件または1組の取得価額が20万円以上で、耐用年数が1年以上の物品	500万円以下		管財グループ	機器備品支出	設備備品費	【発注時】 ・調達依頼書(学内予算)または物品購入依頼書(科研費)と科学研究費助成事業支出申請書 ・業者指定理由書及び見積書 →業者を選定する場合のみ	○	・マイクロソフトオフィスについては、大学でライセンスを持っているため購入不要(問い合わせ先：情報システム室) ・20万円以上は見積書が必須 ・「物品購入依頼書」の年度未受付は原則として1月末締切 ・年度内の支払いは、2月末までに納品されること
	500万円超1,000万円以下	コラボフローによる決裁必要(注)						
	1,000万円超	高等教育常務会決裁必要(注)						
1件または1組の取得価額が10万円以上20万円未満で耐用年数が1年以上の物品				用品費	設備備品費	【支払い時】 ○学内予算…伝票(財務システムから出力)		
1件または1組の取得価額が10万円未満の一部物品	PC関連機器、複写機、複合機等の指定物品			消耗品費	設備備品費	<証憑> ・稟議書又は高等教育常務会決裁の写し(注)		
	上記以外の物品	研究に直接関わる文具、実験材料、薬品等	本人	消耗品費	消耗品費	○学内予算…伝票(財務システムから出力) ○科研費…科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> A：立替払いの場合 ・領収書(レシート) ・納品書、見積書(取得している場合のみ) B：請求書払いの場合 ・請求書、納品書 ・見積書(取得している場合のみ) ・稟議書又は高等教育常務会決裁の写し(注)	○	・ソフトウェアについては、金額の多寡に関わらず消耗品費として支出。ただし、期間の定めのあるものについては、学内予算は「賃借料」、科研費は「その他」として支出。
書籍、雑誌	短期間の使用を予定しているもの 【科研費の場合】 1冊又は1セット10万円未満の書籍、雑誌		本人	図書資料費	消耗品費	局長が配置されていない部署で150万超500万円以内の取り引きを行う場合は、「発注承認願い」を取引前に提出し(コラボフロー)、財務局長の事前承認を得てください(物品購入依頼の手続きを行う場合を除く)。	○	・領収書や納品書に本のタイトルが記載されていない場合の検品についてはP.30参照 ・科研費の場合、1冊又は1セットが10万円以上の図書は設備備品となります。詳細はP.17をご覧ください。

注 1件500万円以上、1000万円未満の取引は、コラボフローによる財務担当理事の決裁が必要。

※ 科研費と学内予算で一部手続きに相違があるので(海外送金、立替時の領収書発行等)、不明な点は事前に要確認。

※ 科研費以外の外部資金(P.96-97)については、資金元のルールのもとで学内予算に準じて処理する。不明な場合は事前に要相談。

2 旅費・交通費

支出対象	価格基準・手続き等		費目名称		申請書類	備考	
			学内名称	科研費名称			
国内出張	片道100km未満	交通費	交通費	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・立替交通費請求書（所定用紙）	・宿泊を伴う場合は「片道100Km以上」の取り扱いと同一	
	片道100km以上	交通費、宿泊料、日当及び雑費	①国内研究旅費 →本学教員(注)の研究活動に係る旅費 ②一般旅費 →上記以外	旅費	申請（出張申請、精算申請・出張報告）は、旅費システム（J's NAVI NEO）で行う必要に応じて、紙ベースの証憑（詳細はP.48参照）を提出 【支払い時】 ・学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ・科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・出張精算書（旅費システムから出力）	（注）「本学教員」とは、専任、常勤嘱託、特別契約、特任、実務家の教員を指す	
海外出張	交通費、宿泊料、日当及び雑費		①国外研究旅費 →本学教員(注)の研究活動に係る旅費 ②一般旅費 →上記以外	旅費	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・出張精算書（旅費システムから出力）		
・国内又は海外からの招聘 ・学外者に依頼する出張	片道100km未満	謝金を伴わない場合	交通費	交通費	その他	○学内予算・・・伝票 ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・立替交通費請求書（所定用紙）	・宿泊を伴う場合は「片道100Km以上」の取り扱いと同一
		謝金を伴う場合	謝金、交通費	報酬料金	謝金	○学内予算・・・報酬料金等支払依頼書（財務システム出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用） 報酬料金等支払依頼書（科研費用） <証憑> ・立替交通費請求書（所定用紙） ・業者が発行した学院宛の領収書 →取得できない場合は、駅すばあと等の画面コピー	<源泉所得税の取り扱い> ①業者が発行した学院宛の領収書がある場合→非課税 ②業者が発行した学院宛の領収書がない場合→旅費を含めて一律10.21%課税

※ 科研費と学内予算で一部手続きに相違があるので（海外送金、立替時の領収書発行等）、不明な点は事前に要確認。

※ 科研費以外の外部資金（P.96-97）については、資金元のルールのもとで学内予算に準じて処理する。不明な場合は事前に要相談。

2 旅費・交通費

支出対象	価格基準・手続き等		費目名称		申請書類	備考	
			学内名称	科研費名称			
・国内又は海外からの招聘 ・学外者に依頼する出張	片道100km以上	謝金を伴わない 場合	<国内出張・招聘> 交通費、宿泊料、日当及び雑費 <海外出張・招聘> 交通費、宿泊料、日当及び雑費	一般旅費	旅費	申請（出張申請、精算申請）は、旅費システム（J's NAVI NEO）で行う必要に応じて、紙ベースの証憑（詳細はP.48参照）を提出 【支払い時】 A：謝金を伴わない場合 ○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・出張精算書（旅費システムから出力） B：謝金を伴う場合 ○学内予算・・・報酬料金等支払依頼書（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用） 報酬料金等支払依頼書（科研費用） <証憑> ・出張精算書（人事局よりメールで送付） ・業務が確認できる書類（講演会のパンフ等） ・租税条約に関する届出書（租税条約適用国から招聘する場合のみ）	<源泉所得税の取り扱い> ①業者が発行した学院宛の領収書がある場合 →非課税 ②業者が発行した学院宛の領収書がない場合 →課税
		謝金を伴う場合	<国内出張・招聘> 謝金、交通費、宿泊料、日当及び雑費 <海外出張・招聘> 謝金、交通費、宿泊料、日当及び雑費	報酬料金	謝金		

※ 科研費と学内予算で一部手続きに相違があるので（海外送金、立替時の領収書発行等）、不明な点は事前に要確認。

※ 科研費以外の外部資金（P.96-97）については、資金元のルールのもとで学内予算に準じて処理する。不明な場合は事前に要相談。

3 人件費・謝金

支出対象	予算	内容	契約区分	申請手続き	支払基準	費目名称		申請書類	検品	備考
						学内名称	科研費名称			
プロジェクト・ポストドクター (プロジェクトPD) プロジェクト・リサーチアシスタント等 (プロジェクトRA)	研究費 (外部資金のみ)	研究補助	雇用契約	所属する学部または研究科の 長へ受入れを申請し、教授会 又は研究科委員会で承認を 得る (担当:人材開発グループ)	給与支給額は人事局へ問い合わせ ・月額制 ・給与の他、社会保険料の法人負担分も研究 費から要負担	人件費 (兼務職員 給与)	人件費	【採用時】 ・採用人事稟議書 【支払い時】 ・科研費以外の外部資金…・手続不要（学院予算から立替支払後、 各PJ予算より自動振替） ・科研費…・科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用） <証憑> ・請求書（人事局発行）	×	・外部から獲得する資金で特別研究員 (プロジェクト・ポストドクター) や研究補 助員（プロジェクト・リサーチアシスタ ント）、その他事務職員などを雇用する予 定がある場合は、当該研究費に応募す るために経費を積算する時点等の早い段 階で、事前に研究推進センターに要相談 ・学内予算については、毎月、人事局か ら前月分の人件費（振替額）が請求 書として通知される
臨時職員 ※事務組織のみ対象	人件費 (人事局管理)	職員補助	雇用契約	前年度に人事局へ予算申請 を行い、雇入れ時に雇用申請 を行う (担当:人材開発グループ)	①比較的軽易な業務 …・1,080円 ②複雑かつ多岐にわたる事務、 その他の業務 …・1,130円	人件費 (兼務職員 給与)	-	【予算申請時】 ・臨時職員給与予算申請書 ・臨時職員雇用計画書 【採用時】 ・雇入れ申請書 ・履歴書 ・在留カードの両面コピー（外国籍の方のみ） ※雇用中は勤怠システムにて勤怠管理を実施	×	・所得税の課税対象 ・詳細については、毎年9月に掲示される 翌年度臨時職員の雇用手続きに関する お知らせを参照
教育研究アルバイト（アルバイト謝金）	研究費	研究補助	雇用契約	遅くとも雇入れ5日前に人事 局へ「雇入れ申請書」を提出す る (担当:人事サービスグル ープ)	③専門的知識・技術技能 または経験を要する業務 …・1,180円 ④高度の専門的知識・技術 技能または経験を要する業務 …・1,330円	報酬料金	謝金	【雇入れ時】 ・雇入れ申請書 ・扶養控除等（異動）申請書 【雇用中】 ・出勤表 【支払い時】 ・学内予算…・手続不要（予算から自動振替） ・科研費…・科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用）	×	・所得税の課税対象
請負謝金	全般	講演、原稿作成、翻 訳、通訳等の請負業務	請負契約	原則として、請負業務終了後 に人事局へ報酬料金等支払 依頼書を提出する（支払希 望日の2週間前） (担当:人事サービスグル ープ)	「謝金単価基準一覧」(P.73) 参照	報酬料金	謝金	○学内予算…・報酬料金等支払依頼書（財務システム出力） ○科研費…・科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用） 報酬料金等支払依頼書（科研費用） <証憑> ・業務が確認できる書類 →講演会パンフの写し、議事要旨、原稿等 ・請求書、納品書 ・検品に関する願い書（検品対象予算で目付請求書・納品書がない場合のみ） ・領収書（立替の場合のみ） ・謝金単価に関する願い書 →謝金単価基準に該当しない場合のみ ・単価申請書の写し →当年度の単価申請書の額を適用する場合のみ ・租税条約に関する届出書（海外からの招聘者のみ）	△	・所得税の課税対象 ・検品対象外予算で成果物を伴う場合 は、伝票の摘要欄に金額の算定基礎を 入力する。 ・原稿（校閲、翻訳）、ホームページ製 作等（*）に関しては、検収ステーシ ョンでの検品が必要（検品対象予算のみ） * 検品は画面コピーにて実施

※ 科研費と学内予算で一部手続きに相違があるので（海外送金、立替時の領収書発行等）、不明な点は事前に要確認。

※ 科研費以外の外部資金（P.96-97）については、資金元のルールのもとで学内予算に準じて処理する。不明な場合は事前に要相談。

4 その他

支出対象	価格基準・手続き等		発注者	費目名称		必要書類	検品	備考
				学内名称	科研費名称			
印刷費	500万円以下		本人	印刷複写費	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書	○	請求書・領収書には、印刷物のタイトル・部数を明記
	500万円超1,000万円以下	稟議決裁必要（注1）	本人	印刷複写費	その他	<証憑> ・納品書、請求書 ・稟議書又は常務会決裁の写し（注1） ・発注承認願（注2）		
	1,000万円超	高等教育常務会決裁必要（注1）	本人	印刷複写費	その他			
複写費	オーエーリックスのコピーカード、紙の書籍のデジタル化（電子複写）費用等		本人	印刷複写費	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> A：立替払いの場合 ・領収書（レシート） ・納品書、見積書（取得している場合のみ） B：請求書払いの場合 ・請求書、納品書 ・見積書（取得している場合のみ）	△	
切手、はがき			本人	郵便運搬費	その他		×	・研究費で購入する場合、送付先のリスト（宛名のみ、住所不要）を添付
宅配便	宅配便、ゆうパック等		本人	郵便運搬費	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・請求書又は領収書、送り状（控え）、（コンビニでの発送の場合）レシート	×	・伝票の摘要欄（科研費の場合は科学研究費助成事業支出申請書の購入内容・目的欄）には用途、内訳を記載 ・コンビニエンスストアで宅急便を発送した場合送り状（控え）の他にレシートも必要
業務委託	一定の業務を包括的に依頼し、それに対し定額を支払う		本人	保守委託費 その他の委託費等	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・契約書の写し又は請求書 ・稟議書又は常務会決裁の写し（注1の場合） ・発注承認願（注2）	△	・費目は、委託業務の内容による ・成果物を伴う場合は検品が必要
機器レンタル	実験器具、OA機器等		本人	機器備品 賃借料	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・請求書又は領収書 ・稟議書又は常務会決裁の写し（注1の場合） ・発注承認願（注2） ・契約書（締結している場合のみ）	×	
機器リース	実験器具、OA機器等		管財 グループ					

注1 1件500万円を超える取引については、事前の稟議または高等教育常務会決裁が必要。

注2 局長が配置されていない部署で150万円超500万円以内の取引を行う場合は、「発注承認願（コラボローによる財務局長宛の事前承認願）」を添付。

※ 科研費と学内予算で一部手続きに相違があるので（海外送金、立替時の領収書発行等）、不明な点は事前に要確認。

※ 科研費以外の外部資金（P.96-97）については、資金元のルールのもとで学内予算に準じて処理する。不明な場合は事前に要相談。

4 その他

支出対象	価格基準・手続き等	発注者	費目名称		必要書類	検品	備考
			学内名称	科研費名称			
機器類の修理	実験器具等の修理費用	本人	その他の 修繕費	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・請求書又は領収書 ・稟議書又は常務会決裁の写し（注1） ・発注承認願（注2） ・作業完了報告書（取得している場合のみ）	○	
会議、打合せ時の食事代	【支出上限額（税抜）】※お弁当のお茶代を除く <昼食代> 学内者のみの会合 1,000円/人 学外者を含む会合 1,500円/人 <夕食代> 学内者のみの会合 3,000円/人 学外者を含む会合 5,000円/人	本人	会議費	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書 <証憑> ・内訳が記載された請求書又は領収書 ・支出報告書（所定用紙）※学内予算 ・議事要旨（所定用紙）※科研費	×	・茶菓子代は支出不可 ・アルコールが提供される会合にかかわる経費は、 会議費からの支出不可
会場借用費用	会合・打合せ等を目的とするもの	本人	不動産 賃借料	その他	○学内予算・・・伝票（財務システムから出力） ○科研費・・・科学研究費助成事業支出申請書	×	・学会参加費に宿泊料、資料代等が含まれており、 明確に金額が分かれていない場合は、全額学 会参加費として支出
学会参加費、年会費		本人	諸会費	その他	<証憑> ・請求書又は領収書	×	

注1 1件500万円を超える取引については、事前の稟議または高等教育常務会決裁が必要。

注2 局長が配置されていない部署で150万円超500万円以内の取引を行う場合は、「発注承認願」（コラボフローによる財務局長宛の事前承認願）を添付。

※ 科研費と学内予算で一部手続きに相違があるので（海外送金、立替時の領収書発行等）、不明な点は事前に要確認。

※ 科研費以外の外部資金（P.96-97）については、資金元のルールのもとで学内予算に準じて処理する。不明な場合は事前に要相談。

【科研費で購入する図書の寄贈の取り扱い】

科研費で購入する図書は、金額により支出費目が異なります。

○設備備品

1冊又は1セットが10万円以上の図書

* 物品購入依頼書は不要です。

* 図書台帳を伝票に添付して研究推進センターへ提出してください。※様式は研究推進センターにお問い合わせください。

* 図書は、2月末までに図書館（学術情報チーム）へご持参ください。

○消耗品

上記以外

3 予算執行方法

3-1 会計年度

○学校法人の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとなります（私立学校法第48条）。

○予算から執行できるのは、当該予算に係る会計年度内に納品または役務の提供を受けたもののみとなります。

ただし、以下のケースについては、例外的な取り扱いを行います。

<例外的な取り扱い>

No	ケース	取り扱い
1	翌年度の刊行物の年間購読料や翌年度の学会の参加費等で、当年度内に支払期限が指定されている場合	<p>特例として、領収書・請求書の日付の属する年度の予算からの執行を可とする。</p> <p>ただし、以下の該当する経費は、原則どおり、「前払金」で処理する。</p> <p>①学院全体で加入する各種保険料（損害、傷害、労働等） ②中央図書館管理の予算から支出する雑誌類等</p> <p>※外部資金の場合は要相談</p>
2	学会等の会計年度や保守契約期間の設定が大学の会計年度とずれている場合（例：1月～12月）	<p>特例として、領収書・請求書の日付の属する年度の予算からの執行を可とする。</p> <p>ただし、以下の該当する経費は、原則どおり、月数で期間按分のうえ、「前払金」で処理する。</p> <p>①学院全体で加入する各種保険料（損害、傷害、労働等） ②中央図書館管理の予算から支出する雑誌類等</p> <p>※外部資金の場合は要相談</p>
3	パソコンの「ウイルス対策ソフト」及び「修理保証料」を複数年度一括払いする場合	<p>特例として、左記の2つのライセンス料はパソコンの維持に必要な経費とみなし、一括購入した経費の全額を当該購入年度予算から執行可とする。ただし、以下の点に留意すること。</p> <p>①一括購入の対象年数は「3年間分」を限度とする。 ②複数年度一括支払いの特例措置は左記の2点のみとする（ウイルス対策ソフト以外の業務用ソフトや定期購読料、学会年会費等は従来どおり不可）。</p> <p>※外部資金の場合は要相談</p>

3-2 予算単位責任者

○伝票の提出にあたっては、査印欄に予算単位責任者の押印が必要です。

予算	予算単位責任者
役員、学長、副学長、校長	左記の者とする
個人教育研究費 学会研究旅費	専攻科主任、学科長
科研費	研究代表者・分担者
上記以外	「上智学院職制」に定める教育研究組織の長（研究科委員長、学部長、研究機構長、センター長）及び各事務組織の長（局長）
<p>【留意事項】 会計処理の迅速化等の理由により、会計伝票の承認者を予算単位責任者以外の者に委任する場合は、「経理業務委任届」（コラボフローで申請）を経理グループに提出してください。 なお、「経理業務委任届」の留意点は以下のとおりです。 ○「経理業務委任届」は年度単位での申請となります。 ○予算単位責任者が変更になった場合や届け出の内容が変更となった場合は、速やかに届け出てください。</p>	

3-3 予算執行権限

○予算執行の決裁権限については、上智学院決裁権限規程第9条の別表1（No.43～52）及び別表2（No.30～33）に準拠し、以下のとおり取り扱います。

3-3-1 局長が配置されている組織

予算執行額（注1）	チームリーダー	グループ長 センター長	局長	稟議 （注2）	高等教育 常務会
1,000万円超					○(注3・4・5)
500万円超1,000万円以内				○(注3・4・5)	
150万円超500万円以内			○(注3)		
50万円超150万円以内		○			
50万円以内	○				

注1.物品購入にあたっては、1件又は1組の価格を基準とします。

注2.執行内容に応じ、所管の担当理事を決裁権者とします。

注3.原則として3社以上の見積もりが必要となります。

注4.伝票には証憑として稟議書の写し、又は常務会決裁の写しを添付してください。

注5.経理グループの事前承認が必要となります（「3-3-3 経理グループの事前承認について」参照）

3-3-2 局長が配置されていない組織（学部・大学院・研究所・短大・社専等）

予算執行額（注1）	予算単位責任者	財務局長	稟議（注2）	高等教育常務会
1,000万円超				○(注3・5・6)
500万円超1,000万円以内			○(注3・5・6)	
150万円超500万円以内		○（注3・4・6）		
150万円以内	○			

注1.物品購入にあたっては、1件又は1組の価格を基準とします。

注2.執行内容に応じ、所管の担当理事を決裁権者とします。

注3.原則として3社以上の見積もりが必要となります。

注4.発注前に「発注承認願い」（コラボローで申請）を財務局長に提出し、事前承認を得てください（「物品購入依頼」の手続きを行う場合を除く）。

注5.伝票には証憑として稟議書の写し、又は常務会決裁の写しを添付してください。

注6.経理グループの事前承認が必要となります（「3-3-3 経理グループの事前承認について」参照）

【参考】中等教育部門

予算執行額（注1）	事務の長	学校長	稟議（注2）	中等教育常務会
1,000万円超				○(注3・5・6)
500万円超1,000万円以内			○(注3・5・6)	
150万円超500万円以内		○（注3・4）		
150万円以内	○			

注1.物品購入にあたっては、1件又は1組の価格を基準とします。

注2.決裁権限者は財務担当理事となります。

注3.原則として3社以上の見積もりが必要となります。

注4.発注前に「発注承認願い」（所定用紙）を財務局長に提出し、事前承認を得てください。

注5.伝票には証憑として稟議書の写し、又は常務会決裁の写しを添付してください。

注6.経理グループの事前承認が必要となります（「3-3-3 経理グループの事前承認について」参照）

3-3-3 経理グループの事前承認について

○経理グループの事前承認が必要となるケースは以下のとおりです。

- ・1,000万円を超える場合（常務会案件）・・・必要
- ・150万円超1,000万円以内の場合・・・以下 a～d に該当する場合のみ必要
 - a. 予算の追加が必要な場合
 - b. 財務システム上の「業務区分」を超えて予算流用が必要な場合
 - c. 業務のスケジュール上、予算示達前に発注せざるを得ない場合
 - d. その他、特殊なケースが発生した場合

○経理グループへの事前協議の手続き方法

各承認手続き書類（PDF化した見積書含む）を以下の要領でメールにて送付してください。

手続き書類	メールの件名
稟議書	【稟議事前協議】****の件
常務会資料	【常務会事前協議】****の件

※「発注承認願い」は経理グループに直接提出するため、事前協議は不要。

※メールアドレス・・・keiri@ml.sophia.ac.jp

3-4 伝票起票と会計システム

一般	<ul style="list-style-type: none"> ・伝票の起票・残高確認は、財務システム「Dr.Budget」を使用します（科研費以外）。 ・Dr.BudgetのURL：https://clbudget.cl.sophia.ac.jp/ ・研究者に対するIDとパスワードは採用時に経理グループからお知らせします。 ・操作マニュアルは、ログイン後のTOP画面の「マニュアル」から取得してください。
科研費	<ul style="list-style-type: none"> ・科研費は科研費専用システム「科研費プロ」を使用します。 ただし、当該システムは予算執行を確認するのみの利用となりますので、予算の執行にあたっては、「科学研究費助成事業支出申請書」に必要事項を記入のうえ、研究推進センターに提出してください。 ・科研費プロのURL：https://kakenhi.cl.sophia.ac.jp/kakenhi/login.do ・IDとパスワードは、科研費の予算付与時に研究推進センターからお知らせします。 ・操作マニュアルは、ログイン画面に添付されています。

【二重払いの防止について】

○例年、学会費（学会参加費、年会費）を中心に二重払いが発生しています。二重払いは煩雑な事後精算を要するばかりでなく、相手先にも多大な迷惑がかかることとなります。二重払いを発生させないためにも、財務システムで予算執行履歴を確認するなど、予算の適正執行に心掛けてください。

○科研費については、科研費プロにて執行履歴をご確認ください。

<Dr.Budgetによる確認方法>

「CHECK」を押すと予算の執行履歴が表示されます

残高一覧（支出）

利用できる予算残高の一覧です。使用希望予算の依頼書入力マークを押してください

依頼書入力	執行明細	
伝票 謝金 仮払	▶ CHECK	経理グルー
伝票 謝金 仮払	▶ CHECK	経理グルー

3-5 予算振替と予算流用

3-5-1 予算振替

- 予算振替とは、既に執行済みのある予算の経費を他の予算の経費に変更する制度です。
- ただし、予算振替は、当初の事業計画や研究計画に想定外の事由が発生し、予算超過が生じた分を他の予算で付け替える場合に利用する例外措置ですので、安易な振り替えは行わないようご注意ください。
- 予算振替の方法は、Dr.Budgetのログイン後のTOP画面添付の「マニュアル」を参照してください。
- 科研費に係わる振替については、研究推進センターにご相談ください。

3-5-2 予算流用

- 予算流用とは、事務部署の予算を対象として、期中に業務区分が異なる予算間の流用を可能とする制度です。
- ただし、上記の予算振替と同様、予算主義を原則とする学校会計において予算流用の多用は予算統制上の問題がありますので、あくまでも当初の事業計画に想定外の事由が発生した場合のみ適用する例外的措置となります。
- 予算流用にあたっては、「予算変更（流用・追加）申請書」（コラボフローで申請）を経理グループに提出してください。
- ただし、会議費、渉外接待費、その他の福利費については、流用による増額はできませんので、ご注意ください。

3-6 支払日・伝票受付締切日

※以下の締切日に係わらず、速やかにご提出ください。

財務システム (Dr.Budget) における実行区分		支払日	経理グループ伝票受付締切日	備考
11	業者月末支払	月末最終営業日	毎月10日	<p>○財務システム未登録業者は、「諸口支払」入力の上、起票してください。</p> <p>○請求書に「みずほ銀行」を含む複数口座がある場合、「みずほ銀行」口座を選択してください。(振込手数料削減にご協力お願いします。)</p>
12	個別振込支払 (個人、学生関連、月末支払以外の業者払い)	毎週金曜日	支払日の前々週金曜日	<p>○金曜日以外の支払日指定は原則できません。 (契約等による支払指定日があるものは除く)</p> <p>・<u>支払指定日</u>・・・支払うべき特定の日 (例：4月10日指定→その他の日での支払不可)</p> <p>・<u>支払期限</u>・・・支払うべき日までの期間 (例：4月10日期限→4月10日以前の日での支払可)</p> <p>※<u>支払期限</u>のある請求書は、直近の金曜日支払に間に合うように起票してください。</p> <p>※財務システム未登録業者であっても、月末支払でよい業者への支払については、実行区分「業者月末払」(諸口支払入力)で起票してください。</p>
18	個別・教職員立替金振込 (謝金)			
13	教職員立替金等口座支払	第2、4金曜日	随時受付、順次処理	<p>○立替金の振り込みにあたっては、事前に「立替金等口座振込依頼書」を資金グループに提出し、振込口座の登録を行う必要があります。 ※人事局に提出する「給与振込口座届」とは異なりますので、注意してください。「申請・マニュアルDB」からダウンロードしてください。</p> <p>○領収書に記載のある領収日から起算して3ヶ月以内に経理グループへ提出してください。</p> <p>※上智から業者への直接払い(「請求書」支払)を推奨します。</p> <p>○支払いの通知は行いませんので、各自、口座にて確認してください。</p>

21	窓口現金支払	毎週月曜日	前週月曜日	<p>窓口での現金の支払いは、以下のケースに該当する場合のみ対象となります。</p> <p>①慶弔費 ②部署に対する仮払金 ③その他やむを得ない現金支払い</p> <p>※証紙券売機での証紙誤購入による返金、学生金庫貸付金につきましては、休業日を除く月～金9:30～11:30、12:30～17:00受け付けます。</p>
22	郵便局払込取扱票支払	支払期限までに処理	支払期限の5営業日前	<p>郵便局払込取扱票での支払いは、銀行振込ができない場合のみ対象とし、ゆうちょダイレクト利用による振込となります。</p> <p>※個人名の学会費や年会費は会員番号等各種照会対応の関係上、立替支払にてお手続きください。</p> <p>※詳細についてはP.25参照。</p>
14	税金・公共料金等・銀行振込依頼書支払 (口座引落しを含む)			

31	海外送金支払	都度払い	支払期限の10営業日前	海外送金支払伝票は支払処理日（＝送金取組日）から先方口座へ着金するまで数日～数週間を要します。 ・米国・カナダ・中南米向け送金は、2021年9月1日送金分より「受取人名・住所」についてフルネーム、フルアドレス（私書箱「P.O.BOX」、「Postal Box」、「P.O.」は不可）を記入してください。なお、受取人名・住所の記載が不完全な場合は、着金が遅延する可能性があります。
32	USドル小切手支払			USドル小切手送金伝票は支払処理（＝小切手郵送）後、先方へ届くまで日数を要します。 ※電信送金による「海外送金支払」への切替を推奨します。 （郵便遅延、郵便事故、換金漏れによる有効期限切れが発生しています。） ※取引先銀行において「送金小切手」の受付終了となったため、USドル以外の外貨小切手作成はできません。
33	ドイツへのユーロ送金支払			

【科研費の支払いに関する留意点】

- 科研費の伝票（科学研究費助成事業支出申請書）は研究推進センターを経由する関係上、上記の伝票受付締切日の遅くとも3日前に研究推進センターへ提出してください。
- 原則は銀行振込となりますが、海外招聘等の場合で現金支払（財務局窓口での現金出金）を希望される場合は、準備に時間を要しますので、事前に研究推進センターにお問い合わせください。
- 海外送金による支払いについては、事前に研究推進センターにお問い合わせください。
- 郵便局、コンビニエンスストアの払込取扱票による支払いは行いません。

8月・9月、12月、年度末（3月末）の伝票受付締切日及び留意点については、ソフィア掲示板にて別途お知らせします。

【郵便局払込取扱票を利用した支払いについて】

○郵便局払込取扱票〔実行区分：22 郵便局払込取扱票支払〕については、「銀行振込」ができない場合のみ選択してください。ただし、個人名の学会費や年会費は会員番号等各種照会対応の関係上、立替支払にてお手続きください。

＜郵便局払込用紙『払込取扱票・振替払込請求書兼受領証』の記入方法＞

「振込金額、依頼人欄の住所/氏名/郵便番号、その他必要事項（請求書番号や先方への連絡事項）」を記入し、控えとなる右側部分にも、必ず「振込金額、依頼人住所/氏名」を記入してください。

③必要があれば、連絡事項等をご記入ください。

①空欄の場合は金額をご記入ください。
(金額の前には「¥」を記入)

②依頼人の住所・法人名または大学名・氏名・電話番号をご記入ください。

①空欄の場合は金額をご記入ください。
(金額の前には「¥」を記入)

上智大学○学部△学科
上智 一郎

海外送金については、「Ⅲ個別ルール編」の「5 海外送金」(P.80)をご参照ください

3-7 勘定科目

- 以下は学内予算の勘定科目を対象としています。科研費の勘定科目で不明な場合は研究推進センターにご相談ください。
- 勘定科目の内容は「科目コード表」（財務システム（Dr.Budget）のTOP画面「マニュアル」添付）を参照してください。
- 以下に判断に迷う科目の基本的な考え方を列挙いたしますが、ご不明な場合は経理グループまでお問い合わせください。

① 飲食関係（「渉外接待費」、「会議費」、「その他の福利費」）

勘定科目	基本的な考え方
会合費支出 （会議費）	対象者の特定なし。会議費は、学内外で行われた会議や打ち合わせ、研修会や講演会等に係る費用。飲食代も含む。ただし、アルコール類が出された場合は、会議費として認められないため、飲食代全体が予算執行できないので注意。
会合費支出 （渉外接待費）	対象者は <u>本学の教職員以外の者（取引先等）</u> 。渉外接待費はこれらの者に対する接待や贈答、慰安を目的とした費用。
福利費支出 （その他の福利費）	対象者は <u>本学の教職員（非常勤教員、臨時職員等のすべての雇用契約者を含む）</u> 。福利費は教職員の慰安や業務繁忙時（入試を含む）の食事等に係る費用。

② 印刷関係（「消耗品費支出」、「印刷製本費支出」）

勘定科目	基本的な考え方
消耗品費支出	取得価格が10万円未満または使用耐用年数が1年未満のものを購入した場合の費用 例：教材費、事務用品（名刺等の印刷料込みの物品を購入する場合を含む）
印刷製本費支出	印刷または製本を外部の業者に委託した際の費用、コピーカード代 （例：研究発表誌や履修要覧等の印刷、資料の製本）

③ 学生に対する経費支出関係（「旅費・交通費」、「補助費」）

勘定科目	基本的な考え方
旅費交通費支出	学院が業務として出張を命じた場合の旅費又は交通費 例：学生が研究助手として学会に参加する場合
補助費支出	<u>本来、本人が負担しなければならない経費</u> を学院が補填する場合の支出額 例：学生の課外活動に対する補助、課外活動指導教員に対する合宿旅費等の補助

④ アルバイト関係（「臨時職員」、「アルバイト謝金」）

勘定科目	基本的な考え方
臨時職員 （人件費支出）	学部学科、研究所、事務部署等で職員 <u>の補助</u> として雇用されるアルバイト。予算は人事局で管理する人件費。前年度に人事局に臨時職員の予算申請を行う。
アルバイト謝金 （報酬料金支出）	教員（研究者）の補助として雇用されるアルバイト。対象となる予算は研究費、学生教育研究費等（P.65参照）。当該予算の範囲内で「報酬料金」として支出する。

⑤報酬料金・委託関係（「請負謝金」、「業務委託費」）

執行の内容	支払先	
	個人	法人
仕事の完成をもって支払が発生する経費（完成しなければ支払いは発生しない）。 例：講演料、原稿料、翻訳、通訳、テープ起こし等	請負謝金 （報酬料金）	業務委託費
請負のように仕事の完成をもって支払われるのではなく、依頼した業務の遂行に対して支払われる経費。基本的に委託期間を有し、「委託契約書」を取り交わす。 例：建物やシステムの保守、清掃、警備、人材派遣等	業務委託費	

<留意点>

1. 個人に講演等を依頼し、謝金単価も本学の謝金単価基準を適用したうえで法人の口座に振り込む場合は、「報酬料金支出」として取り扱う（財務システムの「摘要区分1」は「講演料等（法人）」を選択）。
2. 弁護士、弁理士等の事務所は、事務所の形態に応じて、以下のとおり取り扱う。
 - a. 個人事務所の場合・・・「報酬料金支出」扱い（例：田中法律事務所）
 - b. 法人化されている事務所の場合・・・「業務委託費支出」扱い（例：弁護士法人鈴木法律事務所）

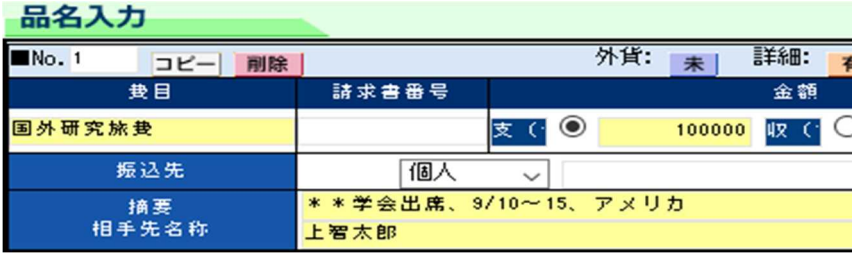
【参考：教育研究経費と管理経費の違い】

文部科学省では、学校法人に関する経費を「教育研究経費」と「管理経費」に分け、「管理経費」を以下の5つの経費に限定し、それ以外を「教育研究経費」としています。なお、「教育研究経費」は経常費補助金の対象となるため、「管理経費」との区分は極めて重要となります。

- ①役員業務に係る経費
- ②総務、人事、財務の法人運営に係る経費（教員採用にかかわる経費等）
- ③教職員の福利厚生に係る経費（例：健康診断、繁忙期の宿泊代、忘年会等の費用）
- ④学生募集に係る経費（例：オープンキャンパスの経費や学生募集広告の経費等）
- ⑤食堂、売店に係る経費

3-8 摘要欄

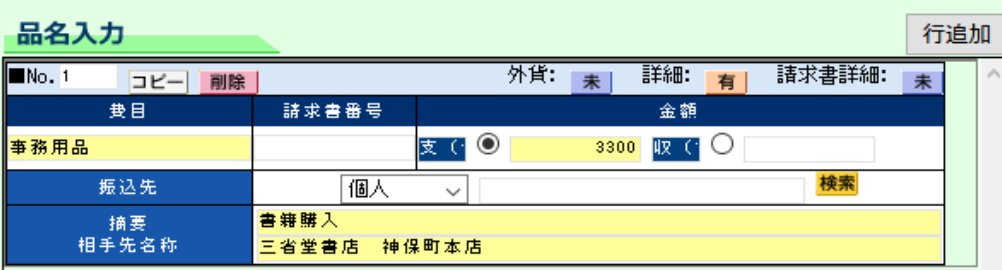
○伝票の摘要欄及び科学研究費助成事業支出申請書の購入内容・目的欄には、各種検査や監査等で第三者が伝票の内容を一目で把握できるように記入してください。

ケース	記載方法
物品の購入	物品の種類（文具、書籍、名刺等）が記載されていること ※具体的な商品名、書籍名、点数までは記入不要 ※郵便料については、用途を記載すること
定期的な支払い	何の支払か、いつの分の支払かが記載されていること （例：コピー機（FW〇〇）のリース料金 15回目/30回目）
旅費	<p>目的、日付、場所、出張者が記載されていること ※Dr.Budgetで入力する際は、出張者は「相手先名称」の欄に入力すること</p>  <p>※費目ごとに分けて起票する必要がある場合は、その費目も記載すること （例：学会出席、9/10~15、アメリカ、航空券代）</p>

○財務システム「Dr.Budget」では、「実行区分」の選択内容に応じて必須入力の項目が黄色で表示されます。

なお、「実行区分」で「教職員立替金等振込」を選択した場合、摘要欄の1行目には支出内容、2行目には支払先を入力してください。

<入力例>



3-9 証憑書類

3-9-1 請求書・納品書・領収書、レシートの記載要件

○伝票には証憑として、次の書類の添付（以下「証憑書類」という）が必要となります。

請求書支払の場合	請求書・納品書 ※必要に応じて見積書
立替支払の場合	領収書（店頭購入の場合はレシート） ※レシートとはキャッシュレジスター発行の領収書を指し、具体的な名称は問いません。 ※店頭購入での手書きの領収書はレシートが発行されない場合のみ証憑とします。 ※納品書や明細書が添付されている場合はこれらの書類も証憑となります。

※ケータリング等の飲食物の場合、納品書はなくても可とします。

※予算執行の適正性に鑑み、財務局から上記以外の書類（理由書等）を求める場合がありますので、予めご了承ください。

○検品対象となる購入物品、取引内容に関しては、領収書・納品書（又は納品書に相当するもの）に検収ステーション所定の検品印の押印が必須です（P.37参照）。

○家電量販店等のレシートのポイント部分をハサミで切るなど、証憑書類に手を加えたものは一切無効となります。

○領収書が日本語又は英語以外の言語の場合は、和訳のメモを付けてください。なお、領収書以外の証憑については、必要に応じて和訳を依頼することがありますので、予めご了承ください。

○証憑書類は以下に掲げる一定の要件を備えた記載が必要となります。相手先から交付された際は、当該要件を満たしているか必ずチェックしてください。

【請求書・納品書の記載要件】

No	内容	請求書 納品書	
1	宛名	○	宛名には必ず「上智大学（学院）」の記載が必要
2	発行年月日	○	
3	発行者の名称・連絡先	○	
4	発行者の印	○	WEB出力の場合は省略可
5	取引内容	○	具体的な品名の記載が必要（お品代、文具、書籍等の品名の省略は不可）
6	取引金額	○	

【領収書の記載要件】 ※キャッシュレジスターから発行された領収書の場合は下記「レシート」を適用

No	内容	領収書	備考
1	宛名	○	・宛名には必ず「上智大学（学院）、氏名」の記載が必要（学外者が立て替えた場合も同じ） ・WEB出力の領収書で送付先等に購入者の氏名が明記されている場合は省略可（科研費以外の学外資金は要記入）
2	発行年月日	○	
3	発行者の名称・連絡先	○	
4	発行者の印	○	WEB出力の領収書の場合は省略可
5	取引内容	○	具体的な品名の記載が必要（お品代、文具、書籍等の品名の省略は不可）
6	取引金額	○	

【レシートの記載要件】 ※「レシート」はキャッシュレジスターから発行された領収書を指し、その具体的な名称は問わない。

No	内容	レシート	備考
1	宛名	△	家電量販店等で発行される宛名付きのレシートについては、宛名の記入を省略可（科研費以外の学外資金は要記入）
2	発行年月日	○	
3	発行者の名称・連絡先	○	
4	発行者の印		
5	取引内容	○	具体的な品名の記載が必要（お品代、文具、書籍等の品名の省略は不可）
6	取引金額	○	

【クレジットカード利用明細書の記載要件】 ※Web出力の場合は未確定でも可。以下の記載部分については黒塗、切り取り等の加工は不可。

No	内容	明細書	備考
1	名義人	○	本人名義のみ可、家族カードでの支払不可
2	利用日	○	
3	利用店名	○	
4	支払区分	○	1回払いに限る（リボ払いや分割払いは不可）
5	支払額	○	
6	現地通貨額・換算レート	△	外貨で購入の場合

【インターネットバンキング取引明細の記載要件】

No	内容	明細書	備考
1	引落口座	○	本人口座からのみ
2	振込人名	○	
3	振込日	○	
4	振込先	○	
5	振込金額	○	
6	受付状況	○	完了、取引成立等手続きが完了していることが分かる記載が必要

<Q & A>

Q：店頭で書籍を購入した際のレシートに具体的な書籍名が記載されていなかったが、この場合は領収書を作成してもらう必要があるのか？

A：必要ありません。手書きの領収書の場合、数量や消費税の取り扱いが省略している場合が多いため、会計処理では、可能な限りレシートを適用します。なお、この場合、検品を要する予算については、検品用の台紙に具体的な品名や数量を記入のうえで検品を受けてください。

Q：海外のサイトで商品を購入したところ、先方から領収書の内容がベタ打ちされた電子メールが届いた。これを領収書とみなすことは可能か？

A：可能です。ただし、電子メールに記載された内容が領収書の記載要件を満たしている必要があります。なお、記載要件に不足がある場合や宛名・支払い日・支払先が不明な場合はクレジットカード利用明細書、取引内容が不明な場合は注文明細等の補足資料を合わせて提出いただきますので、ご了承ください。

3-9-2 立替購入時の証憑書類

(1) 立替払い時の留意点

項目	内容
請求書払いの推奨	文部科学省からの「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（令和3年2月1日改正）に基づき、不正防止の観点から、支払いにあたっては、可能な限り、「個人での立替精算」ではなく、「請求書払い」を利用してください（郵便局払いによる学会費などの立替精算を除く）。
立替払いの精算期間	○会計処理の厳格化への対応や研究費の計画的な執行の促進という観点から、立替払いの伝票提出期限は領収書に記載のある領収日から起算して3ヶ月以内となります。 ※旅費・請負謝金に係る立替支出も同様に取り扱います。 ※クレジットカードの利用明細書を領収書の代わりとする場合は、取引日・利用日からの起算となります。 ※在外研究・長期研修等により当該期間内に出勤しない場合は、当該3ヶ月ルールの対象外となりますが、出校後、速やかに目付年度内に伝票を提出してください。
精算対象となる支払方法	○立替払いは、①現金、②クレジットカード、③デビットカードによる支払いのみ精算可能です。 ○上記の方針により、以下の方法で購入したケースは立替精算の対象外となります。 A. 家電量販店等のポイントや航空券のマイルージの利用 B. 商品券（図書カード、旅行券、Amazonのギフト券等EC上のもを含む）の利用 C. 電子マネーの利用 ※利用不可の理由は、電子マネーの場合、獲得したポイントを現金残高に追加することが可能で、自己負担分とポイント分が判別できず、全額自己負担額として立替精算が可能となるため。

項目	内容
立替払いで付与されたポイント・マイレージ	<p>○立替払いにより発生した家電量販店等のポイントや航空券のマイレージは、私的に使用しないよう自己管理を行ってください。</p> <p>○ポイントやマイレージは立替精算の対象外となりますので、伝票を起票する際は当該ポイント等を差し引いた額で起票してください。</p> <p>○上記の確認を行うため、レシートからポイント利用分を切り離すなどの行為があった場合、当該レシートは証憑として認められませんので、ご注意ください。</p> <p>○用品・備品の立替購入の場合、資産登録の関係上、ポイント利用は不可となります。</p>
店頭払い時の証憑	<p>○店頭購入の場合の証憑については、キャッシュレジスター発行のレシートを原則とします。レシートが発行されない場合は手書きの領収書でも可とします。領収書の記載要件については、P.29をご参照ください。</p>
クレジットカードの利用	<p>○支払方法は、1回払いに限ります（リボ払いや分割払いは不可）。</p> <p>○クレジットカードの名義は本人名義のものに限ります（家族カードでの支払不可）</p> <p>○クレジットカードの利用にあたっては、利用日を支払日とみなします。</p> <p>○領収書がある場合は、領収書による立替払いとなります。領収書がない場合は、相手先業者の請求書・納品書等、支払い内容が確認できるものおよびカード会社発行のカード利用明細書の写しが必要となります。</p> <p>○クレジットカードを利用して外貨決済をした場合は、クレジットカードの利用明細書に記載された円貨の額を立替額としますので、証憑として、必ず当該明細書をご提出ください。</p> <p>○クレジットカード利用明細書については、WEB出力の明細書でも可としていますが、PDF、Excelファイルで黒塗り、追記、行削除などの過度の加工をしたものについては外部からの会計監査等において改ざんを疑われることとなり、証憑として認められないことがありますのでご注意ください。</p> <p>○Paypalの場合は、Paypalから送付された支払い完了メールを印刷したもので可とします。</p>
外国通貨で支払った場合の換算レート	<p>○海外において外国通貨で立替を行った場合の為替レートは、財務局で設定する為替レートを使用します。当該為替レートは、週1回、ソフィア掲示板で公表します。</p> <p>○クレジットカードを利用して外貨決済をした場合は、前述のとおり、クレジットカードの利用明細書に記載された円貨の額を立替額とします。</p> <p>○基準日は伝票起票日となります。ただし、旅費については、海外で立替払いを行った日が基準日となります（旅費システムに要入力）。</p>
日本語以外の領収書	<p>○海外で物品を購入する場合は、前項に示された領収書の記載要件に加え、Paid、Receipt、Balance0といった支払状況が確認できる証憑書類が必要です。</p> <p>○領収書の発行が困難な地域へ渡航する場合などは、あらかじめ英文領収書を用意してください。なお、英文領収書の様式については、資金グループ（科研費は研究推進センター）にご相談ください。</p> <p>○領収書が日本語又は英語以外の言語の場合は、和訳のメモを付けてください。なお、領収書以外の証憑については和訳を依頼することがありますので、予めご了承ください。</p>
再発行した領収書	<p>○領収書を再発行した場合は、二重払いを防止するため、財務システム（Dr.Budget）や科研費システム（科研費プロ）で過去に精算していないことを確認したうえで、領収書に「過去に立替精算していない」旨を付記してください。</p>

項目	内容
Amazonの利用	<ul style="list-style-type: none"> ○Amazon.comの領収書に「Import Fees Deposit」の項目がある場合、これを含めて立替支出を行います。後日、Amazon.comから返金が発生した場合は、速やかに経理グループに連絡のうえ、予算への戻し入れに関する手続きを行ってください。 ○Kindleへのダウンロードによる電子書籍の「領収書」に「ステータス：保留中」の表示がある場合は、時間を置いてからもう一度アクセスし、「保留中」の表示が消えた領収書を提出してください。 ○Amazonマーケットプレイス出品者から領収書が発行された場合も、二重払いを防止するためAmazonアカウントサービスから出力した領収書を提出してください。
Apple製品購入時の証憑	<ul style="list-style-type: none"> ○Apple製品をAppleストアで購入した場合、領収書には型番やAppleギフトカードの利用の有無等の記載が省略されていることから、発注の明細が確認できる資料を必ず提出してください。 ○上記の明細においてAppleギフトカードの利用分が含まれていた場合は、その金額を差し引いた額を立替精算の対象額とします。
コンビニエンスストアで宅急便の発送した際の証憑	<ul style="list-style-type: none"> ○コンビニエンスストアで宅急便を発送した場合の証憑については、支払方法や消費税の確認、また二重払い防止の観点から、送り状（控え）の他にレシートも必要となります。

<請求書払い> 利用の推奨について

経理上の透明性確保のため、特に物品購入、書籍購入等においては「個人での立替精算」ではなく多くの証憑書類を必要としない「請求書払い」を利用いただきますようご協力をお願いします。（学会費などの立替精算を除く）

(2) 立替支出証憑書類一覧

【インターネットでの購入】

○…必要な書類 △…いずれか必要 ■…領収書や納品書等に具体的な品名、数量等が記載されていない場合のみ必要

		納品書 (納品日付必須)	領収書 (WEB出力可) 注1	出荷明細書	納品書兼領収書	クレジットカード 利用明細書の写し (WEB出力の場合は未確定でも可) 注2・3	口座振込 明細書、通帳の コピー、 注2	配送業者 発行領収書 又は コンビニ発行 領収書	WEB発注画面の コピー等 注4	購入明細書
円貨建ての取引	・クレジットカード払い	A 納品書または出荷明細書がある場合	△	○	△					■
	・口座振込	B 納品書兼領収書がある場合				○				■
	・コンビニ払い	C A、Bの書類がなく、領収書のみある場合		○						■
	・代金引換払い	D A～Cの書類が何もない場合				△	△	△		○
外貨建ての取引	・クレジットカード払い	A 納品書または出荷明細書がある場合	△	○	△	△	△			■
	・口座振込	B 納品書兼領収書がある場合				○	△	△		■
		C A、Bの書類がなく、領収書のみある場合		○			△	△		■
		D A～Cの書類が何もない場合				△	△	△		○

注1：再発行した領収書は、財務システムや科研費システムで過去に精算していないことを確認のうえ、「過去に立替精算していない」旨を付記してください。

注2：名義人が確認できる部分を必ず印刷してください（本人名義のみ可）。該当する支出部分以外は黒く塗りつぶしていただく結構です。

また、外貨決済の場合で領収書に円貨が併記されている場合は、当該領収書のみ提出でも可とします。

注3：PayPalの場合は、PayPalから送付された支払完了メールを印刷したもので可とします。

注4：検品の際、領収書等と一緒に検収ステーションにご提出ください。

【店頭での購入】

○…必要な書類 △…いずれか必要
■…領収書や納品書等に具体的な品名等が記載されていない場合のみ必要

		レシート (切り取り 無効) 注1	クレジットカード 利用明細書の写し (WEB出力の場合は未確定でも可) 注2	口座振込 明細書、通帳の コピー、 注2	具体的な品名等 が確認できる 資料 注3
円貨建ての取引	現金	○			■
	クレジットカード	○			■
	デビットカード	○			■
	口座振込 (領収書あり)	○			■
	口座振込 (領収書なし)			○	○
外貨建ての取引	現金	○			■
	クレジットカード	○	○		■
	デビットカード	○		○	■
	口座振込 (領収書あり)	○		○	■
	口座振込 (領収書なし)			○	○

注1：キャッシュレジスター発行のレシートが発行されない場合は、領収書が必要となります（日付、宛名、明細、社印必須）

注2：名義人が確認できる部分を必ず印刷してください（本人名義のみ可）。該当する支出部分以外は黒く塗りつぶしていただく結構です。

また、外貨決済の場合で領収書に円貨が併記されている場合は、当該領収書のみ提出でも可とします。

注3：確認資料は、各自で明細で作成するか、証憑を添付する台紙に品名（書名等）を記載したもので可としますが、検品の際、領収証と一緒に検収ステーションに提出してください。

【立替支出における伝票の提出期限】

領収書に記載のある領収日から起算して3ヶ月以内

※旅費・請負謝金に係る立替支出も同様とする

※クレジットカードの利用明細書を領収書の代わりとする場合は、
取引日・利用日からの起算とする

※在外研究等により当該期間内に出校していない場合は、
当該ルールの対象外とするが、出校後、速やかに、
且つ年度内に立替精算を行う

3-10 消費税

○消費税は、国内で、対価を得て、事業として行う資産の譲渡、貸付、または役務の提供に課税されます。

※支払い手段（現金、金券等）の譲渡など、「消費」しないものは「非課税」となる。

○学内で発生する消費税の主な非課税支出は以下のとおりです。これ以外は課税支出として取り扱います。

※科目ごとの具体的な課税、非課税の別については、「科目コード表」（財務システムのTOP画面の「マニュアル」に添付）の「消費税」の欄を参照。

1	給与 ※報酬料金の「請負謝金」は「給与」には該当しないため、課税扱い
2	外貨での支払い 海外出張時の旅費 ※国内で購入した航空券代を含む
3	※国内の交通費（空港までの運賃等）を含んで旅費の精算を行う場合は、当該国内分も「非課税」扱いとする。ただし、事後精算の発生などにより、国内分を単独で起票する場合は「課税」扱いとする。 →外部資金については、単独のルールが適用される場合があるため、研究推進センターにお問い合わせください。
4	年会費（参加費は課税）
5	図書券、商品券等の金券
6	奨学金
7	課外活動補助費の補助金、学外実習費の謝金、寄付金等の現金給付の支出
8	公租公課、利息、保険料、香典等の慶弔費
9	請求書や領収書に「非課税」と記載されている場合

○2019年10月1日付の消費税率の変更（8%→10%）に伴い導入された「軽減税率（8%）」は以下の内容に該当する場合のみ適用されます。

対象となる支出	① 飲食料品・・・酒類、外食、ケータリング（注）を除く ② 新聞・・・週2回以上発行し、定期購読契約に基づくもの
処理方法	財務システムにおける「税区分」を「10%」から「軽減税率8%」に変更する

注：ケータリングとは、業者が会場へ出張し、料理や配膳、設営等の役務の提供を行うものを指す

4 学内申請書類一覧

4-1 紙ベースの書類

○表の「申請マニュアル DB」に○が付されている書類は、学内ネットワーク（Sophia M365 Portal）の「申請・マニュアル DB」からダウンロードしてください。○が付されていない書類は、担当部署にご連絡ください（P.5 参照）。

区分	書類名	担当部署	申請マニュアル DB
立替口座	立替金等口座振込依頼書	資金グループ	○
学生口座	【学生用】振込口座届		○
海外送金	US\$送金明細書		○
	関税通知書		
	海外送金支払 送金内容連絡シート	○	
物品購入	物品購入依頼書（科研費の場合）	管財グループ	
検品	検品に関する願い書		○
	検品用台紙		○
旅費・交通費	立替交通費請求書	経理グループ	○
	教育・研究を目的とする学生の派遣について(届)	学生センター	○
	計画表 ※旅費システムよりダウンロード	人事サービスグループ	
	報告書 ※旅費システムよりダウンロード		
	海外渡航届・帰国届（私的事由）		○
アルバイト謝金	雇入申請書		○
	教育研究アルバイト出勤表		○
	扶養控除申請書		○
請負謝金	謝金単価に関する願書		○
単価申請	単価申請書	経理グループ	
租税条約	租税条約に関する届出書	人事サービスグループ	
	特典条項に関する付表		
飲食関係	支出報告書	経理グループ	○
献本関係	献本時印税発生・送付先確認リスト		○
科研費	科学研究費助成事業支出申請書	研究推進センター	○
	科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用）		○
	報酬料金等支払依頼書（科研費用）		○

4-2 電子ベースの書類

○以下の申請については、電子決裁システム コラボフロー又は Dr.Budget を利用する申請となります。利用方法については、学内ネットワーク（Sophia M365 Portal）の「申請・マニュアル DB」に添付されているマニュアルをご参照ください。

※添付場所・・・申請・マニュアル DB> 07.学内決裁> 06.その他> 01.申請・手続き関係

コラボフロー)

区分	書類名	担当部署
執行権限	経理業務委任届	経理グループ
予算執行	発注承認願い	
予算変更・追加	予算変更（流用・追加）申請書	

(Dr.Budget)

区分	書類名	担当部署
物品購入	調達依頼書（科研費以外）	管財グループ

Ⅲ 個別ルール編

1 物品の購入（消耗品・用品費・機器備品）

1-1 物品の購入に係る科目の種類と定義

科目	明細	定義	必要な手続き		
			検品	物品購入 依頼	検収
消耗品費支出	教材等消耗品費	1件又は1組の取得価額が10万円未満 材料等消耗品費、修繕材料費、事務用品、名刺代、 リソグラフ印刷紙代	○	×	×
			○	○	○
	図書資料費	新聞、雑誌、図書、CD・DVD等	○	×	×
用品費支出	-	1件又は1組の取得価額が10万円以上20万円 未満で耐用年数が1年以上のもの	○	○	○
設備関係支出	機器備品支出	1件又は1組の取得価額が20万円以上で耐用年 数が1年以上のもの	○	○	○

【MicrosoftのOSおよびOffice（企業版）の提供について】

学院資産のPCは、情報システムがMicrosoft社のOSおよびOfficeソフト(企業版)のインストールデータのダウンロードサービスを行っているため、当該ソフトを別途購入することは不要です。詳細については、情報システム室の専用サイトをご参照ください。

【検品・検収・物品購入依頼とは？】

○本学では、預け金やプール金などの不正防止や適切な資産管理等を目的として、「検品」、「検収」、「物品購入依頼」の制度を設けています。

区分	内容	対象予算
検品	検収ステーションにて現物と納品書等との照合を行い、当該納品書等に検品印を押印する制度	下記参照
物品購入依頼	管財グループが購入者に代わって合見積りや業者への発注を行う制度 ※原則として、立替購入は不可です。例外的な取り扱いについては、注参照。	全予算
検収	管財グループが「物品購入依頼」の対象物品に資産登録と物品登録シールを添付する制度	全予算

<注：「物品購入依頼」の対象物品を立て替え購入する場合>

物品を緊急に要する場合等、やむを得ない事情がある場合は、特例措置として、「先買理由書」の提出をもって立替払いを可としています。この場合、2号館1階管財グループ物品調達依頼（購入）へお問合せください。

※科研費の場合、「先買理由書」は指定書式となります（科研費以外は任意書式）。

保管場所・・・Sophia365>申請・マニュアルデータベース>研究活動>研究資金>科研費

※立替購入にあたっては、資産登録の関係上、ポイント利用は不可です。

【検品対象予算】

No	対象予算	具体例
1	教員に直接付与される予算 (旅費関係の予算を除く)	各種研究費（科研費含む）、教育イノベーション、ソフィアシンポジウム等
2	上記1に準ずる予算（支払先選択の判断が教員の裁量に委ねられていると想定されている予算）	学生教育研究費、連携講座、看護領域等
3	公的機関から拠出される予算	SGU、COIL、がんプロ、JDS中国、JICA研修員受入等

【留意点】

1. 検品対象の予算については、財務システム及び伝票に「検品対象」と付記されています。

①財務システム (Dr.Budget) の「MY予算TOP」(又は「管理者TOP」)の画面 (例)

予算組織> 予算区分> 目的> 業務> 事業> 配分先
〇〇〇学部> 経常> 研究費関係 (検品対象) > 個人教育研究費> 上智花子
学事センター> 経常> 教育> 教育イノベーション (検品対象) > 上智太郎

②支出伝票の予算欄 (例)

予算組織	*****	: 〇〇学部
予算区分	100	: 経常予算
目的	200110	: 研究費関係 (検品対象)
業務	115001	: 個人教育研究費

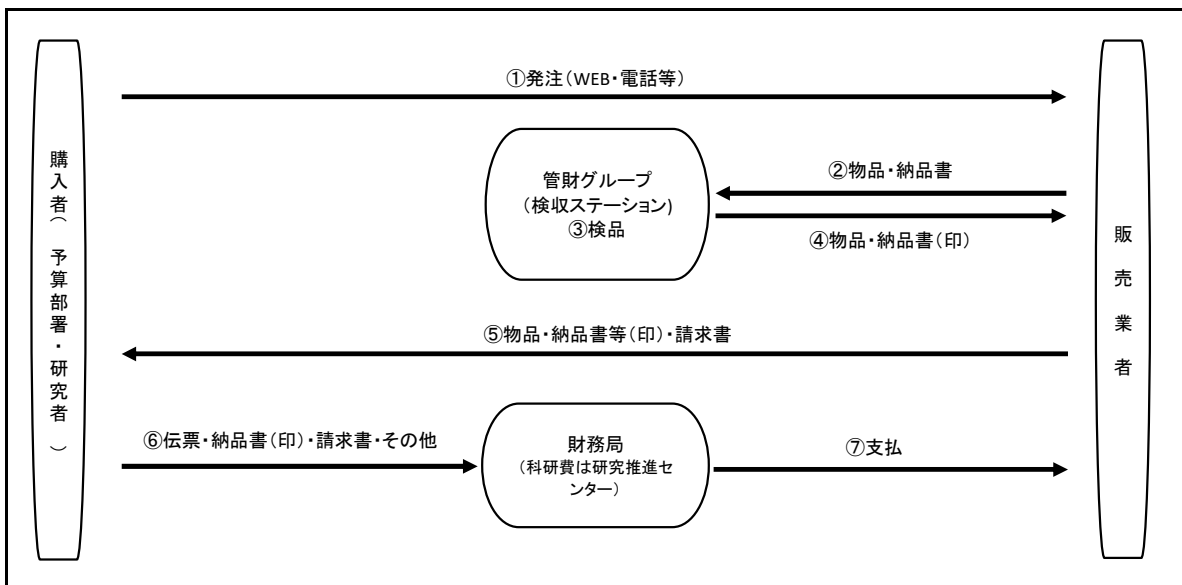
2. 検品対象以外の予算について (重要)

本学で管理する予算は、検品の有無に係わらず、全ての予算に対して適正な予算執行が求められます。

検品対象外の予算に係る予算単位責任者及び所属員はこの点を強く認識し、価格の合理性や購入先の妥当性、また必要に応じて所属長による現物確認を行うなど、適正な予算執行に努めてください。

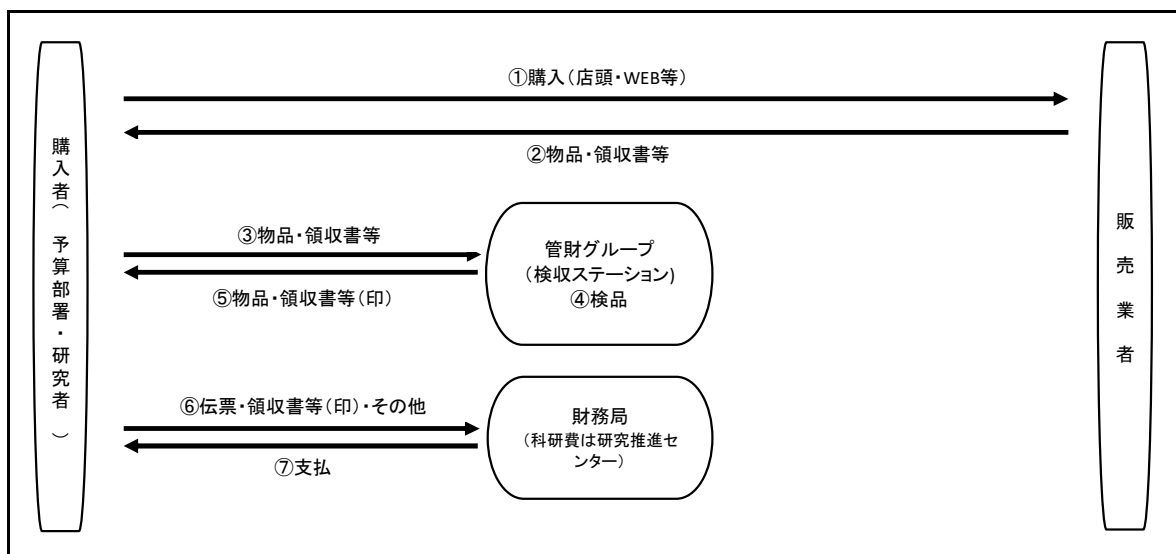
1-2 手続きのながれ

1-2-1 「物品購入依頼」が不要で請求書払いの場合



- ① 購入者は販売業者に商品の発注を行う。なお、発注時の納品先の住所については後述1-3-3参照 (P.45)。
- ② 販売業者は検収ステーションに納品する。
- ③~④ 検収ステーションは、「物品」と「納品書」(無い場合は請求書)を照合し、「納品書」に検品印を押印する。
- ⑤ 販売業者は、購入者に納品する。
- ⑥ 購入者は、支払伝票と証憑書類を財務局経理グループ(科研費の場合は研究推進センター)に提出する(証憑書類のうち、納品書(無い場合は請求書)に検品印があることを必ず確認)。
- ⑦ 財務局資金グループは、販売業者に代金を支払う。

1 - 2 - 2 「物品購入依頼」が不要で立替払いの場合



- ①～②購入者は、販売業者に代金を支払い、「物品」と「納品書」（主として店頭購入以外）、「領収書」を受け取る。
- ③ 購入者は検収ステーションに「物品」と「納品書」（ない場合は領収書）を持ち込む。
- ④～⑤検収ステーションは、「物品」と「納品書」を照合し、「納品書」に検品印を押印する。
- ⑥ 購入者は、支払伝票と証憑書類を財務局経理グループ（科研費の場合は研究推進センター）に提出する。
 なお、以下の点に留意すること。
 - ・証憑書類のうち、「納品書」（無い場合は領収書又は請求書）に検品印があることを必ず確認すること。
 - ・伝票の提出は、領収書に記載のある領収日から起算して3ヶ月以内に行うこと（P.30参照）。
- ⑦ 財務局資金グループは、購入者に立替金を支払う。

<Q & A>

Q：立替払いで納品書や領収書に具体的な品名が記載されていない場合（「鉛筆等」と省略されている場合を含む。）、どのように検品を受ければ良いか？

A：領収書又は納品書に具体的な品名が記載されていない場合は、各自で明細書を作成するか、又は検品用台紙（所定用紙）に品名を付記し、検品の際、領収書等と一緒にこれらを検収ステーションに提出してください。

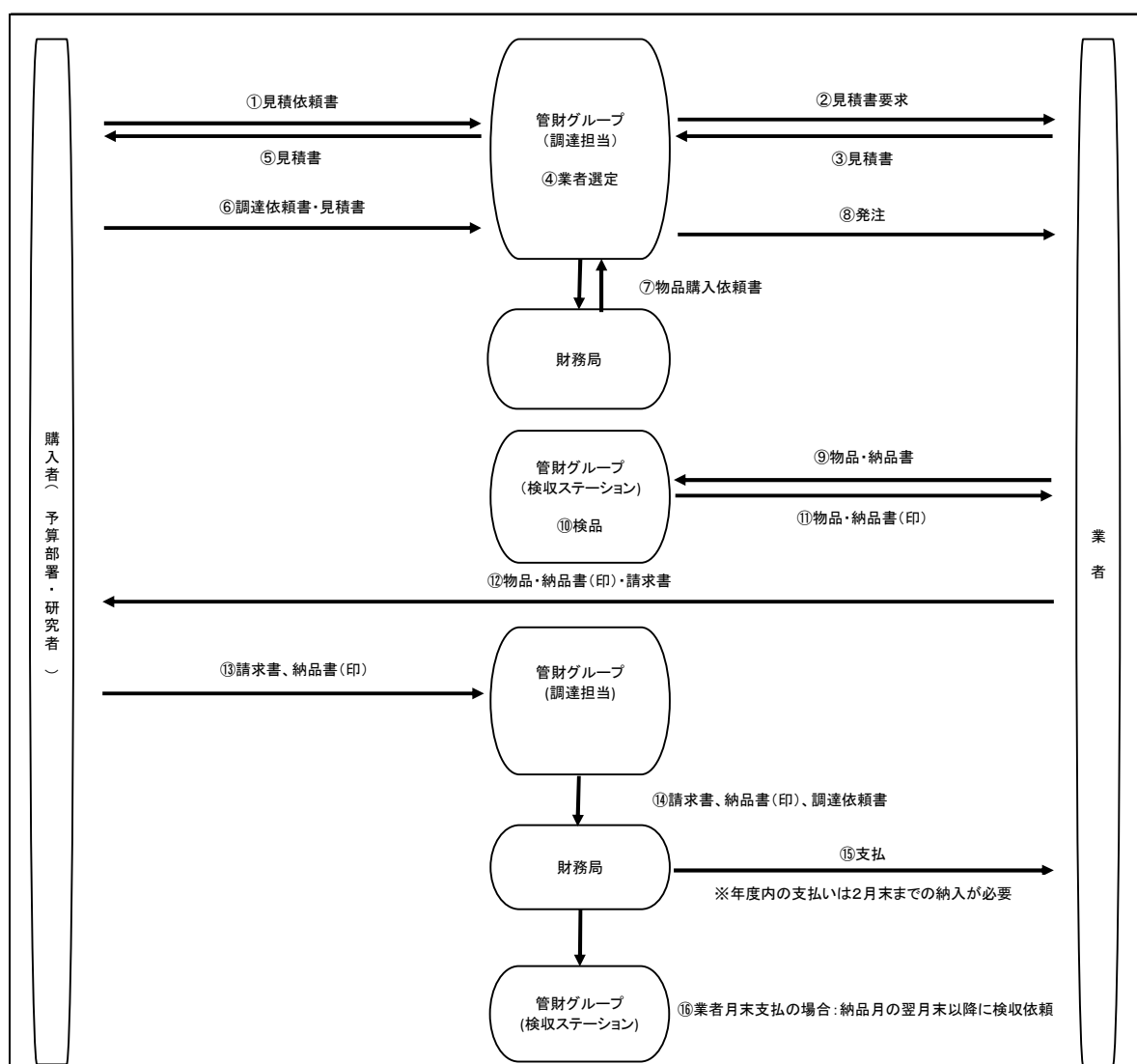
<記入例>

・書籍の場合・・・本のタイトル

・文具の場合・・・はさみ、のり、ボールペン3点（メーカー名までは不要）

なお、個人からの成果物（原稿料等）に対する支払い等で納品書や請求書等を取得することができない場合は、「検品に関する願い書」（所定用紙）に必要事項を記入のうえ、検品の際にご提出ください。

1 - 2 - 3 「物品購入依頼」が必要な場合（科研費以外）



- ① 購入依頼者は、Excelファイル「見積依頼書」を作成し、メールに添付して管財グループ調達担当へ送付する。
○見積依頼書の保管場所・・・Sophia 365の「申請・マニュアルデータベース」(財務局の「各種申請・フォーマット」)
○メール送付先・・・bihin_kanzai-co@sophia.ac.jp
※業者指定を希望される購入依頼者は、上記手順の⑥から手続きを開始することになります。
- ②～⑤ 管財グループ調達担当は、複数の業者から見積書を取得し、最安値の業者を選定したうえで、購入依頼者へ当該業者の見積書をメールにて送付する。
- ⑥ 購入依頼者は、見積書を確認後、当該見積書に基づきDr.Budgetの調達アイコンから調達依頼書を起票し、担当印・査印を押印したものを管財グループ調達担当（2号館1F）へ提出する。
また、同時に通常の伝票と同様に電子データ送信も行う。
※調達依頼書の作成方法については、Dr.Budgetの画面に添付されている操作マニュアルをご参照ください。
※調達依頼書の提出にあたっては、見積書と一緒に必ず専用の茶紙にのり付けのうえ、ご提出ください。
※調達依頼書の査印欄は通常の伝票と同様です。
※業者指定の場合は、調達依頼書に業者指定理由書（保管場所は①と同じ）を添付してください。
- ⑦～⑧ 管財グループ調達担当は、経理グループによる予算確認後、業者に発注を行う。
※発注後、販売業者から購入依頼者へ連絡が入り、両者で納品日を決定する。
- ⑨～⑫ 販売業者は検収ステーションに納品し、検品後（納品書等に「検品印」を受ける）、購入依頼者に納品する。
※検収ステーションの業務時間外で検品が行われない場合の取り扱いについては、下記「お願い」を参照。
- ⑬ 購入依頼者は、請求書・納品書の原本を管財グループ調達担当へ送付する。

- ⑭～⑮ 管財グループは、調達依頼書に⑬の書類を添付し、財務局に提出する。財務局はこれに基づき、販売業者に代金を支払う。
- ※500万円以上の物品や外部資金で購入する物品については、支払い前に動作確認等が必要となる場合があります。該当する場合は、管財グループから事前にご連絡しますのでご承知おきください。
- ⑯ 管財グループは、代金支払い後、資産登録を行い、納品された物品に物品登録シールを貼る（検収作業）。
- ※事前に管財グループ検収担当から購入依頼者に連絡しますので、検収作業日の日程を調整してください。

【お願い】

物品購入の対象となる品目の場合、管財グループが「発注者」となることから、管財グループ（検収ステーション。以下「検収ST」という。）による現物確認が必要です。

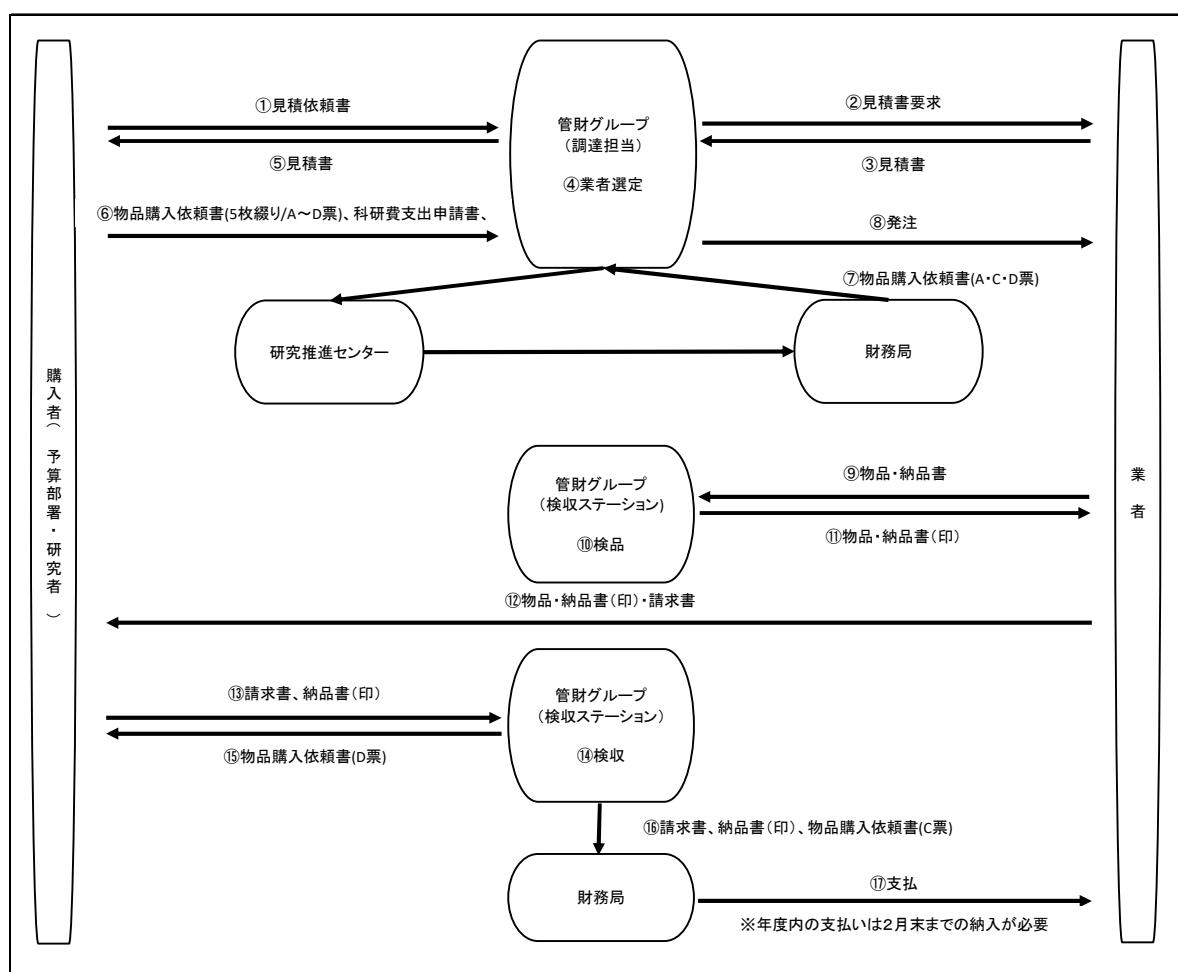
管財グループでは、確認して納品書等に「検品印」を押印しますが、検収STの業務時間外などは、「検収印」が押印されないまま業者から直接購入依頼者に納品されることとなります。この場合は、購入依頼者が物品を検収STまで持参し、検品を受けてください。（大型物品などで持参が困難な場合には検収STに要連絡）。

<納品書や請求書が後日購入依頼者へ届く場合>

検収STでは納品書や請求書に基づき該当物品を確認するため、納品書類などが同封添付されていないと検品できません。納品後に別途購入依頼者に納品書類が届いたら、現物と共に検収STで検品下さい。

*立替で購入された場合であっても同様に検品が必要です。

1 - 2 - 4 「物品購入依頼」が必要な場合（科研費）



- ① 購入依頼者は、Excelファイル「見積依頼書」を作成し、メールに添付して管財グループ調達担当へ送付する。
○見積依頼書の保管場所・・・Sophia 365の「申請・マニュアルデータベース」（財務局の「各種申請・フォーマット」）
○メール送付先・・・bihin_kanzai-co@sophia.ac.jp
※業者指定を希望される購入依頼者は、上記手順の⑥から手続きを開始することになります。
- ②～⑤ 管財グループ調達担当は、複数の業者から見積書を取得し、最安値の業者を選定したうえで、購入依頼者へ当該業者の見積書をメールにて送付する。
- ⑥ 購入依頼者は、見積書を確認後、「物品購入依頼書」（A～D票）、「科研費支出申請書」を作成し、見積書を添付のうえ、予算単位責任者経由で管財グループの調達担当へ提出する（P.43記入例参照）。
※業者指定の場合は、「物品購入依頼書」に業者指定理由書（保管場所は①と同じ）を添付してください。
- ⑦ 管財グループは、⑥の書類を研究推進センター、経理グループに回付する。
- ⑧ 経理グループは、管財グループに「物品購入依頼書」（A・C・D票）を提出し、管財グループはこれを受けて販売業者に発注する。
- ⑨～⑫ 販売業者は、検収ステーションに納品し、検品後、購入者に納品する。
※検収ステーションの業務時間外等で検品が行われない場合の取り扱いについては、P.41の「お願い」を参照。
- ⑬ 購入依頼者は、納品日から原則5日（土日祝日除く）以内に証憑書類（請求書、検品印付きの納品書）を管財グループに提出する（証憑書類のうち、領収書（無い場合は請求書）に検品印があることを要確認）。
- ⑭～⑯ 検収ステーションは、購入者立ち合いのもと検収を実施し、購入者へは「物品購入依頼書」（D票）を交付し、財務局へは「請求書」、「納品書」（印）、「物品購入依頼書」（C票）を提出する。
- ⑰ 財務局は、業者に代金を支払う。

【参考：物品購入依頼書の記入例】（科研費の場合）

複写式の5枚綴りになっていますので、最後のページまではっきり写るようご記入ください（業者指定の場合は金額・購入先も記入）。

予算区分	<input type="checkbox"/> 法人・大学・大学院 他 <input checked="" type="checkbox"/> 科学研究費助成事業(直接経費) <input type="checkbox"/> 文部科学省補助金 <input type="checkbox"/> ()		伝票番号	予算単位	依頼日
				科研費(基盤C)	20**年**月**日
物品区分	品名	数量	単価	金額	
教機器備品 教用品 教消耗品	富士通 ノートパソコン	1	250,000 (税込価格記載)	250,000 (税込価格記載)	
管機器備品 管用品 管消耗品	FMV LIFEBOOK AH77	設置場所			
		2-610			
購入先	メーカー名、担当者名、先方連絡先などを見積書を参考に記載				
	担当者:	TEL: - -	FAX: - -		
	購入依頼部署名	学部(局長)	学科(部署)長	購入依頼者(担当者)	必ずフルネームで記入
	〇〇〇学部〇〇学科			上智 太郎	
				TEL: 内線番号	
必ず学科（専攻）まで記入		0345			
物品購入依頼書（依頼部署控）					

1-3 検品に関する留意点

1-3-1 検品対象外物品

○以下の学内常駐業者等から購入したものは検品対象外となります。

学内業者	①(株)紀伊國屋書店（ <u>上智大学店のみ</u> ） ②オーエーリックス(株) ③(株)ソフィアキャンパスサポート
WEB集中管理システム	①(株)イーエスシー（アスクル代理店）<ソロエルアリーナ> ②(株)大塚商会「たのめーる」
行政機関	国会図書館での印刷複写費 等

1-3-2 検品対象の要否一覧表

○購入した物品等が検品対象か否か、判別がつきにくい取引についての事例は、次表のとおりです。

次表に記載がなく、判断に迷う場合は、「検収ステーション（内線4078）」までお問合せください。

〔要否：○＝検品対象、×＝対象外〕

購入物品・取引内容	要否	備考
訪問先への手土産	×	-
飲食に係る支出（弁当、飲み物など）	△	不要です（常備用含む）。 ただし、飲食目的以外（実験使用など）の水等は検品対象となります。
新聞、定期購読雑誌、年会費に含まれる資料について	△	原則不要です。 ただし、物品と一緒に毎回請求書が送付される場合には検品が必要となります。
インターネットを利用しダウンロードしたソフトウェア、資料、電子書籍、ライセンス等	○	原則として購入物の現物を検品します。 ただし、iPadやkindleで購入した電子書籍、ダウンロード版のソフトや有料アプリといった形のないものについては、画像検品を行いますので、購入画面等のハードコピーかダウンロードが確認できるデバイスの画面等をご提示ください。
出張時に購入した物品	○	出張・外出先で購入した消耗品で使用（開封）済みのものは、画像検品を行いますので、 <u>購入物品の全体像（使用前の状態）が確認できる日付入りの画像をプリントアウトして検収ステーションに提示してください。</u>
花代（式典用、慶弔用、見舞い用）	×	-
図書カード	○	学内紀伊國屋で購入した場合は検品対象外です。
切手、はがき、レターパック等の郵便商品	×	購入したその場で使用するケースがあるため、検品対象外です。 なお、ゆうパック包装用品を含みます。
他の福利費で購入する物品	○	検品対象です（例：作業用衣服）
広告費から支出する物品	○	検品対象です（例：オープンキャンパス時に配賦する文具等）
他の委託費・報酬料金（請負謝金）の	○	翻訳、校正、テープ起こし、名札板作成、筆耕代、HP作成・更

うち成果物を伴うもの		新、DVD作成等⇒成果物を検品します。 ※委託費・その他の謝金等で納品書のないものは、検収ステーションの別様式用の紙に検品印を押印します。 ※通訳等成果物を伴わない場合（アルバイト謝金を含む）は検品対象外です。
行事費から支出する物品	○	式次第印刷、筆耕代、文具（賞品含む）、衣服代、その他消耗品等は検品対象です。 ただし、飲食費、花代は検品対象外です。
補助費から支出する物品	○	消耗品（賞品含む）、機器備品・用品、図書資料、印刷・製本・複写、翻訳料等が検品対象です。 ただし、飲食費、花代は検品対象外です。
印刷複写費について	△	【検品対象】 学外業者へ複写を発注したもの、コンビニエンスストア等公的機関以外で複写をしたもの 【検品対象外】 オーエーリックスやその他の業者でカウンター管理の複合機でコピーしたもの、上智大学図書館を通じて取り寄せた複写物、国会図書館等公的機関での利用分
液体窒素代（理工学部） [日本エア・リキード（株）]	×	メーター管理のため検品対象外です。
ガソリン・灯油・ギヤ油	×	
薬品・ガス、実験用動物	○	検品対象ですが、検収ステーションでの検品が困難な場合は、学内設置場所にて検品します。
論文投稿料	△	やむを得ず前払いの場合は検品対象外となります。

1 - 3 - 3 検品・検収を実施する場所、受付時間（四谷キャンパス）

○場 所：検収ステーション（4号館1階） ○受付時間：月曜日～金曜日 午前9：30～11：30 午後12：30～16：45 ※夏期休暇・年末年始休暇期間中の受付時間については別途案内 ○連絡先：[検品担当] 4078（内線） kenpin_kanzai-co@sophia.ac.jp [検収担当] 3156（内線） ※目白聖母キャンパス及び秦野キャンパスは、各事務センターで実施しています。

○検品対象物品を発注する際は、「検収ステーション経由」とされる、されないに関わらず、建物・部屋番号、所属（学科/部署）名、氏名、電話番号等を必ず記入してください。

<p><物品の納品先（配送先）の記載> 「本学住所+検収ステーション経由 <u>建物・部屋番号</u>+所属名+購入者氏名 電話番号」</p>

※建物及び部屋番号が記載されていないと配送業者が納品配達できないので必ず記載してください。

1-4 その他の留意点

1-4-1 機器備品の廃棄等の手続き

○機器備品・用品等、物品管理対象物（管理シールの貼付有）が破損等により使用不可能な状態となり、廃棄処分を希望する場合は、必ず管財グループ（調達担当）で所定の手続きをしてください。また、移転・所属変更等の場合も届け出が必要となります。

○パソコンの除却にあたっては、除却申請前に必ずデータ消去を行ってください。なお、データ消去の方法については、大学ホームページに添付されている「情報セキュリティハンドブック」をご参照ください。

※添付場所・・・HOME>情報システム室>利用ガイド>情報セキュリティ>情報セキュリティハンドブック

1-4-2 科研費で購入した設備備品に関する留意点

○科研費で設備備品として購入する物品については、購入と同時に全て大学に寄付することとなりますので、ご注意ください（手続き不要）。

2 旅費

2-1 旅費の範囲

- 校務及び研究活動に伴って外出・出張する場合、その外出・出張に係る経費を各予算から支出することができます。
- 旅費の計算は、原則として、常時勤務する場所を起点とし、用務地最寄りの公共交通機関の駅又はバス停までの営業キロが片道100km以上の場所に外出する場合や、100km未満であっても用務のために宿泊を伴う外出の場合には、交通費の他に日当や宿泊料等を支給します。(⇒旅費扱い)
- 片道の乗車距離が100km未満の地域へ外出する場合は、交通費実費を支給します。(⇒立替交通費扱い)

区分		旅費扱い	立替交通費扱い
片道100km未満	宿泊を伴わない	-	○
	宿泊を伴う	○	-
片道100km以上		○	-

2-2 立替交通費の精算方法

- 支払伝票に「立替交通費請求書」(所定用紙)を添付し、経理グループ(科研費は研究推進センター)に提出してください。
- <留意点>
 - 急行及び特急(新幹線を除く)の利用は、片道50km以上100km未満のみ対象となります。
 - 片道50km以上の場合は、路線情報(駅すばあと、Yahoo!等)の画面コピーを証憑として添付してください。
 - 立替日から3ヶ月以内のもののみ精算対象となります。
 - 資金グループ窓口での直接申請(窓口現金支払)は行っておりません。
 - やむを得ない理由によりタクシーを利用した場合は、「立替交通費請求書」に理由を記入の上、領収書と併せてご提出ください。
 - 別途、講演料等の謝金を支払う場合は、「立替交通費請求書」を使用することはできません。この場合は、交通費部分も謝金扱いとして伝票を起票する必要があります。詳細については、P.56を参照してください。

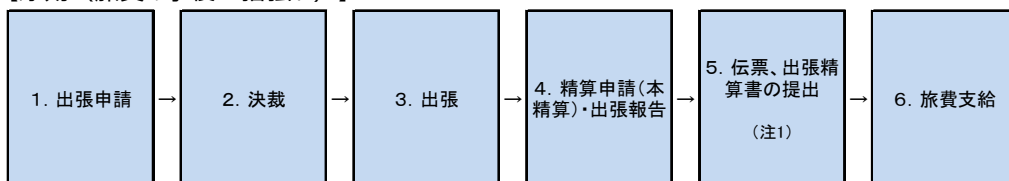
2-3 出張申請から旅費受給までのながれ

- 旅費は、原則として、出張後の請求に基づき一括支給します。
- 出張者は、出発の2週間前までに、旅費システムにて出張申請をしてください。学外者の方を出張させる場合や招聘する場合、または学生を出張させる場合は、出張を依頼する方(本学教職員)が申請をしてください。
- ※2021年度より、出張申請および精算申請・出張報告は、旅費システムJ'sNAVI Neoで行うこととなっています。ログインURLとマニュアル保管場所は下記のとおりです。
 - ログインURL：
<https://web024.jsnavineo.com/JCS/xhtml/ToDo.jsf>
 - マニュアル保管場所：
ソフィア掲示板 → 申請・マニュアルDB → 02.人事関係 → 01.人事・旅費 → 01.出張・旅費精算
- 出張者は、必ず出張申請前に使用予算残額を確認の上、申請してください。
- 出張者は、帰着後2週間以内に、旅費システムにて精算申請・出張報告をしてください。学内便で提出する証憑書類がある場合は、必ず専用台紙に糊付けして提出してください。
- 経理グループへの伝票の提出は、出張終了後から3カ月以内に提出してください。
- 以下のいずれかに該当する場合は、特例措置として、出張前に旅費の精算申請をすることが可能です。出張申請が決裁された後、精算(仮精算)申請をしてください。ただし、出張報告の観点から、出張終了後2週間以内に再度精算(本精算)申請・出張報告をしてください。

＜特例措置＞

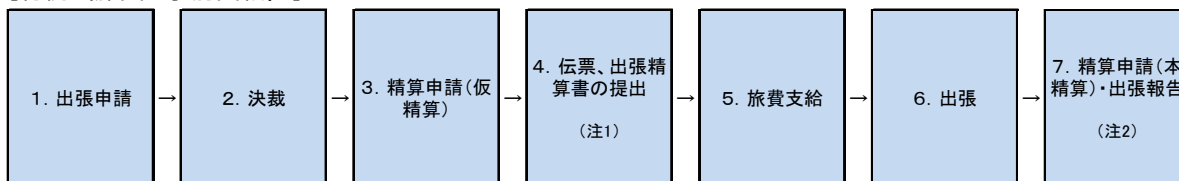
- ア. 請求書に基づき学院から旅行代理店又は宿泊施設等へ直接支払う場合で、支払期限が出張完了後2週間以内である場合（支払期限に2週間以上の余裕がある場合は、出張後に一括精算してください）
 - イ. 本人が出張前に旅費の全部又は一部を立て替えており、且つ、本人が経済的事情等により出張前精算を希望する場合
 - ウ. 招聘等、学外者を出張させる場合
 - エ. 3月に差し掛かる出張（3月1日以降に帰着する出張）で、予算執行の都合上、出張前精算を要する場合
 - オ. 本人からの申し出により学院が特別に認める場合
- ※ア、イ、ウ、エについては、旅費システムにある所定用紙に領収書の原本を添付してご提出ください。請求書がある場合は、旅費システムにて出張精算を行う際に当該請求書をPDF化し、添付のうえ、決裁を受けてください。お手元の原本は、支払伝票に添付してください。オについては、人事サービスグループに直接ご相談ください。

【原則（旅費の事後一括払い）】



注1: 科研費以外の場合は、経理グループへ提出。科研費の場合は、科学研究費助成事業支出申請書と出張精算書を、研究推進センターへ提出。

【特例（旅費の事前支給）】



注1: 科研費以外の場合は、経理グループへ提出。科研費の場合は、科学研究費助成事業支出申請書と出張精算書を、研究推進センターへ提出。

注2: 事後精算が発生しない場合は出張報告のみ行う。事後精算が発生する場合は、上記1(原則)の4～6のフローにて処理。

※日本学術振興会特別研究員の出張申請・精算申請のながれはP.114参照。

【必要書類一覧表】

	所定用紙							証憑							
	① 計画表	② 教育・研究を目的とする学生の派遣について（届）	③ 報告書	④ 出張精算書	⑤ 支払伝票（科研費以外）	⑥ 科学研究費助成事業支出申請書（科研費のみ）	⑦ 出張目的や訪問先などが事前確認できる資料	⑧ 用務遂行を事後確認できる資料	⑨ フライトスケジュール	⑩ 航空チケット控え	⑪ 航空運賃の領収書・料金内訳明細	⑫ 鉄道運賃・バスの領収証	⑬ タクシー・レンタカーの領収書	⑭ 請求書	⑮ クレジットカード利用明細書（注）
◎→必須 ○→場合によっては必要															
一括事後支給（原則）	出張前	○	○				◎								
	出張後			○	◎	◎	◎	◎	○	○	○	○	○	○	○
事前支給（特例）	出張前	○	○		◎	◎	◎		○	○	○		○	○	
	出張後			○	○	○		◎		○	○	○	○	○	

← 旅費システムに添付 → ← 帳票を出力 → ← 旅費システムに添付 → ← 専用台紙に糊付けまたは添付し、学内便で提出 →
 （証憑が電子データの場合は、旅費システムに添付）

注：クレジットカード以外の立替払いについては、「Ⅱ共通ルール」の「3-8-2立替購入時の証憑書類」参照。

＜お願い＞

領収書が日本語又は英語以外の言語の場合は、和訳のメモを付けてください。

なお、領収書以外の証憑については和訳を依頼することがありますので、予めご了承ください。

【各書類の留意点】

（旅費システムでの申請、精算に伴う各書類に関しては、領収書原本及び航空チケット等控えを除き、極力電子ファイルにて提出してください）

	No	必要書類	留意点
所定用紙	①	計画表（電子）	○出張申請時、資金元が詳細な日程や計画を求める場合等に、旅費システムに添付してください。 ○様式は、旅費システムより取得してください。
	②	教育・研究を目的とする学生の派遣について（届）（電子）	○出張申請時、本学教職員による引率の有無にかかわらず、正課の一環として教育研究活動のために本学学生を学外に派遣する際に、旅費システムに添付してください。 ○出張申請決裁後、人事サービスグループより、担当部署（学生センター）へ送付されます。 ○様式は、旅費システムより取得してください。
	③	報告書（電子）	○精算申請時、資金元が詳細な実績報告を求める場合等に、旅費システムに添付してください。 ○様式は、旅費システムより取得してください。

	④	国内出張精算書 海外出張精算書 (紙)	○精算申請決裁後、必ず旅費システムから出力し、下記⑤（科研費の場合は、及び⑥）に添付して予算執行手続きを行ってください。支払時に証憑となる書類です。 ○予算執行がない場合においても、出張報告のため、旅費システムにて入力してください。
	⑤	支払伝票（紙）	○科研費以外の場合は、財務システム(Dr.Budget)にて作成してください。 ○出張精算書（NO.④）及び請求書（請求書払いの場合のみ）を添付して、経理グループに提出してください。
	⑥	科学研究費助成事業 支出申請書（紙）	○科研費の場合のみ、支払伝票として研究推進センターに提出してください。 ○出張精算書（NO.④）及び請求書（請求書払いの場合のみ）を添付してください。
証憑書類	⑦	出張目的や訪問先などが事前確認できる資料 (原本・電子共に可)	○学会・セミナー等のプログラム、スケジュール表、ツアー旅程表、パンフレット、招聘状、訪問先とのアポイントメール記録等を提出してください。 ※全行程を網羅できるよう、漏れなく証憑を整えて提出してください。 ※資料調査やフィールドワークで訪問先とのアポイントがない場合は、用務地に赴き調査等をする必要性について具体的に訪問内容欄に記載いただくか、業務上、研究上作成されている計画書等を添付してください。
	⑧	用務遂行を事後確認できる資料（原本・電子共に可） ※報告書とは別途必要になります	○学会・セミナー等の参加票、当日配布のレジュメ、ネームプレート、図書館等の入場券等、用務遂行先で撮影したことが判別できる集合写真、用務遂行先で撮影したことが判別できる自撮り写真等、出張先で用務遂行したことを客観的に確認できる資料を提出してください。 ※当日、現地で入手できるもののみ可とします。事前入手できるものは証憑とはみなしませんので、ご注意ください。 ※全行程を網羅できるよう、漏れなく証憑を整えて提出してください。
	⑨	フライトスケジュール（電子）	○海外出張の場合、精算申請時に提出してください。 ○発着日および時刻、発着地、搭乗便名が明記されているものを提出してください。
	⑩	航空チケット等控え (原本)	○搭乗を証明する証憑として、航空会社が発行する書類（航空券の半券、もしくは、ご搭乗案内や保安検査証など、空港に設置されている機器端末から出力される書類）の原本を提出してください。航空会社が発行する書類を原本で提出できない場合、搭乗証明書でも可とします。 ○e-チケットの控え（旅券購入時にweb上で発行される書類）は搭乗したこと証にはなりませんのでご注意ください。 ○往復とも提出してください（招聘の場合は往路のみ）。
	⑪	航空賃の領収書および料金内訳明細（原本）	○国内・海外を問わず、航空機を利用した場合は提出してください。 ○電子的に発行された領収書は、印刷の上、原本を提出してください。
	⑫	鉄道賃、バスの領収書 (原本)	○公共交通機関以外のものや、海外で立て替えた場合のみ提出してください。 ※海外で立て替えた場合であっても、公共交通機関を利用しその金額が証明できるものに関しては、必要としません。詳しくは後述2-5-1の海外旅行の区分をご確認ください。
	⑬	タクシー、レンタカーの領収書（原本）	○やむを得ない理由がある場合に限り支出可能です。 例：最寄り駅から目的地への交通手段がない。 公共交通機関の本数が少なく、予定時間に目的を果たすことが困難 ○国内・海外を問わず、これらを利用した場合は提出してください。 ○旅費システムの所定の項目に利用理由を入力してください。

	⑭	請求書（電子）	○学院から直接、旅行代理店等に支払う場合のみ、旅費システム上で写しを添付して提出してください。 ○支払伝票には原本を添付してください。
	⑮	クレジットカードの利用明細書（電子）	○クレジットカードで外貨決済を行った場合のみ、旅費システム上で写しを添付して提出してください。 ○円貨決済の場合は不要です。 ○外貨決済の領収書に円貨が併記されている場合は提出不要です。 ○WEB明細の場合は、「未確定」の状態でも可（該当部分以外は黒塗り可）。

2-4 旅費支給額

○巻末添付の「上智学院旅費規程」をご参照ください（P.129）

2-5 経費別留意点

2-5-1 交通費

区分	留意点
国内旅費	<p>○対象経費は、鉄道賃、航空賃、車賃及び船賃となります。</p> <p>○航空機利用可能な範囲は、京都以西及び仙台・山形以北の地域（北陸地方および紀伊半島を含む）となります。</p> <p>○北海道、九州、沖縄への移動は、航空機利用を原則とします。</p> <p>○航空賃は、役職に係らず、原則として、最下級の運賃席のみ利用可能です。 ただし、健康上の理由等特別の事由を有する場合は、事前の願い出により、搭乗する便の最下級の席種の正規運賃の範囲内で、最下級の運賃席の直近上位に設定される席種（クラスJ等）の利用を可とします。この場合の留意点は以下のとおりです。</p> <p>a. 事由を証明する観点から、医療機関発行の診断書等の提出を求める場合があります。</p> <p>b. 出張後の願い出については、理由を問わず、認められません。</p> <p>c. 搭乗する便のうち最上級に設定される席種（プレミアムクラス等）は利用できません。</p> <p>○鉄道賃における急行及び特急料金（新幹線除く）の利用条件は、当該乗車区間が片道50km以上の場合のみ支出可能です。また、新幹線利用の場合は、当該乗車区間が片道100km以上の場合のみ支出可能です。</p> <p>○車賃は、実費払いとなります。なお、タクシー・レンタカーを利用した場合は、旅費システムの所定の項目に利用理由を入力してください。</p>

海外旅費	<p>○対象経費は、鉄道賃、航空賃、車賃及び船賃となります。</p> <p>○公共交通機関（主に鉄道、バス）については、以下 a 及び b の確認ができる場合のみ、領収書を必要としません。</p> <p>a. 交通費の金額証憑添付 （公式HP掲載の金額箇所の画面コピー、金額が掲載された現地路線図の写真 等）</p> <p>b. 交通費の起点終点の根拠として、用務地や宿泊地を確認できること。</p> <p>○航空賃は、「上智学院旅費規程」に定める席種のみ利用可能です。</p> <p>ただし、健康上の理由等特別の事由を有する場合は、事前の願い出により、最下級の運賃席の直近上位に設定される席種の利用を可とします。この場合の留意点は以下のとおりです。</p> <p>a. 事由を証明する観点から、医療機関発行の診断書等の提出を求める場合があります。</p> <p>b. 出張後の願い出については、理由を問わず、認められません。</p> <p>c. 招聘及び依頼出張も同様の取扱いとします。</p> <p>○「上智学院旅費規程」に定める適用区分 B に該当する出張者については、フライト時間が概ね8時間（乗り換え時間含まず）を超える場合、下表の席種の利用を可とします。この場合の留意点は以下のとおりです。</p> <p>a. 料金は割引が適用された運賃等、可能な限り低廉となるよう航空券を手配してください。</p> <p>b. 過剰な支出と判断される場合、支出は認められません。</p> <p>c. 招聘及び依頼出張も同様の取扱いとします。</p>		
	摘要区分B 該当者	席種の等級を3以上の階級に区分する航空路の場合	席種の等級を2階級に区分する航空路の場合
	教授、准教授、グループ長、センター長、室長、センター事務長、事務センター長、主幹、被招聘者、依頼出張者	最上級の直近下位の級の席種（ビジネスクラス等に相当 ※）	上級の席種
	講師、助教、チームリーダー	最下級の直近上位の級の席種（プレミアムエコノミークラス等に相当 ※）	下級の席種
※航空会社によって座種の表現が異なるので、注意してください。			

2-5-2 宿泊料

区分	留意点
国内旅費 海外旅費	<p>○出張期間中の宿泊数に応じた定額を支給します（規定額の範囲内で支給額の変更可）。</p> <p>○学院施設に宿泊する場合は実費支給となります。</p> <p>○機中泊、船中泊、車中泊等、宿泊施設以外（実家、友人宅含む）での宿泊は、支給できません。</p>

2-5-3 日当

区分	留意点
国内旅費	<p>○出張日数に応じた定額を支出します（規定額の範囲内で支給額の変更可）。</p> <p>○前泊日および後泊日の翌日は、移動日として定額の半額を支給します。</p>
海外旅費	<p>○出張日数に応じた定額を支出します（規定額の範囲内で支給額の変更可）。</p> <p>○出国日の前日および帰国日の翌日は、移動日として国内日当の定額の半額を支給します。</p> <p>○海外における移動日および機内泊は、「指定都市以外」の日当を支給します。</p>

2-5-4 雑費

区分	留意点																						
国内旅費	<ul style="list-style-type: none"> ○レンタカー代 ○ガソリン代等燃料費（使用距離、使用量の内訳を確認する場合があります） ○駐車場代 ○変更手数料及びキャンセル料（予算からの支出が可能な場合のみ）＜P.54参照＞ 																						
海外旅費	<p>○海外旅費における雑費の支出の可否は以下のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>内容</th> <th>可否</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>予防注射接種費用、感染症検査費用（入国時または訪問先にて必須・推奨なもののみ）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>査証申請代、査証発行代行手数料、写真代</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>査証の取得に係る残高証明書発行料、住民票発行料、印紙代</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>予防注射や査証発行のために要した交通費</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>パスポートの取得・更新に係る諸費用</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>レンタカー代</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>ガソリン代等燃料費（使用距離、使用量の内訳を確認する場合があります）</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>駐車場代</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>学生・招聘者等に任意で付保する海外旅行保険料</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>変更手数料及びキャンセル料（予算からの支出が可能な場合のみ）＜P.54参照＞</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>	内容	可否	予防注射接種費用、感染症検査費用（入国時または訪問先にて必須・推奨なもののみ）	○	査証申請代、査証発行代行手数料、写真代	○	査証の取得に係る残高証明書発行料、住民票発行料、印紙代	×	予防注射や査証発行のために要した交通費	○	パスポートの取得・更新に係る諸費用	×	レンタカー代	○	ガソリン代等燃料費（使用距離、使用量の内訳を確認する場合があります）	○	駐車場代	○	学生・招聘者等に任意で付保する海外旅行保険料	○	変更手数料及びキャンセル料（予算からの支出が可能な場合のみ）＜P.54参照＞	○
内容	可否																						
予防注射接種費用、感染症検査費用（入国時または訪問先にて必須・推奨なもののみ）	○																						
査証申請代、査証発行代行手数料、写真代	○																						
査証の取得に係る残高証明書発行料、住民票発行料、印紙代	×																						
予防注射や査証発行のために要した交通費	○																						
パスポートの取得・更新に係る諸費用	×																						
レンタカー代	○																						
ガソリン代等燃料費（使用距離、使用量の内訳を確認する場合があります）	○																						
駐車場代	○																						
学生・招聘者等に任意で付保する海外旅行保険料	○																						
変更手数料及びキャンセル料（予算からの支出が可能な場合のみ）＜P.54参照＞	○																						

2-5-5 その他の留意点

（1）海外からの招聘

- 用務日の前後1日については予備日として拘束されているものと見なし、宿泊料・日当を支出することができます。
- 被招聘者が別用務や私用等で招聘地以外を訪問する場合、当該日に係る旅費は支出できません。
- 外国からの招聘にかかる日当は、国内出張日当額を限度とし、入国日から出国日までの日数を上限とします。

（2）ゼミ合宿

- 宿泊に際し、学院厚生施設利用の場合は、規定額の範囲で実費を支給します。この場合、財務局管財グループ交付の利用申込書の写しを、旅費システムに添付してください。
- 宿泊料については、如何なる理由があっても、規定額を超過できません。
- 海外でのゼミ合宿は支給対象外とします。
- 特別研究員は支給対象外とします。

（3）学生への依頼出張

- 本学学生を出張させる場合は、申請者本人の研究上特別な理由がある場合に限り、申請の際に理由を明記してください。

（4）旅費請求における業者払い請求書の取扱い

- 請求書をもとに、請求金額と内容を旅費システムの「実費（その他）」欄に入力してください。
請求書が紙の場合 ⇒ PDF化もしくは画像ファイル化して、旅費システムに添付。原本は手元保管。
請求書が電子の場合 ⇒ 請求書を電子ファイルのまま、旅費システムに添付。
- 支払伝票には、決裁済旅費精算書とともに請求書（紙の場合は原本、電子の場合は印刷したもの）を添付してください。

2-6 海外旅行保険

○上智学院では、以下の者が本学の用務で海外出張を行う場合、法人包括契約による海外旅行保険を付保します。

役員、専任教員、特別契約教授、実務家教員、特任教員、常勤嘱託教員、イェズ会海外客員教員、海外招聘客員教員、客員教員、特別研究員、PJPD、PJRA、日本学術振興会特別研究員、専任職員、嘱託職員、その他学院で管理する予算を持つ者

○当該付保手続きは、出張申請に基づき人事サービスグループが一括して行います。保険証券（渡航者カード）は、出張前に旅費システムを通じて出張者本人へ交付します。

○当該保険料は学院が負担しますので、出張者による負担は生じません。

○個人で別途保険に加入した場合の保険料は、学院予算からの支出はできませんので、予めご了承ください。

ただし、包括契約の対象外の方で、目づ研究遂行上必要な場合は支出可とします。この場合は、個人で任意の保険に加入していただき、理由書と保険内容が確認できる書類を証憑として提出してください。また、保険料が過度に高額な支出にならないように留意してください。

2-7 出張の中止・変更

○都合により出張が中止となった場合は、速やかに人事サービスグループへ報告してください。

出発前に日程を変更した場合は、人事サービスグループへ報告の上、旅費システムにて申請した出張申請書を取り消し、変更後の日程で再度申請してください。

出発後に日程を変更した場合は、精算申請・出張報告時に旅費システムの補足・連絡事項欄にその旨を入力してください。ただし、長期にわたる変更の場合は人事サービスグループへ報告してください。

なお、変更手数料及びキャンセル料の負担については、以下のとおり取り扱います。

要因	取り扱い
自己の責めに帰さない事由の場合 ・校務都合 ・天変地異や治安悪化等による渡航延期勧告 ・交通機関のスト ・その他学院がやむを得ないと判断した場合	学院負担（各自の予算からの支出） ※校務出張に限り、私傷病や忌引き（親・子・配偶者）に伴う出張の中止・変更の場合、キャンセル料は学院負担とする ※出張精算書（旅費システムより出力）に基づき、旅費（雑費）として処理する
上記以外	本人負担

※学外者の招聘及び依頼出張についても同様の取り扱いとなります。

※校務とは、研究活動以外の業務全般を指します。

2-8 出張者同士の旅費立て替えの禁止

○原則として、旅費は出張者本人にのみ支払いを行います。立替者に直接支払うことはできません。出張者同士で旅費の立て替えが発生した場合は、本人同士で精算を完了してください。相手が学生の場合も同様の取り扱いとなります。

○例外的措置として、学外者を出張させる場合又は招聘する場合は、立て替えを可とします。この場合は、旅費システムの所定の項目または補足・連絡事項欄に立替者を記入してください。なお、精算額と必要書類は以下のとおりです。

	パターン	必要書類
A	本学の教職員が被招聘者に旅費を現金で立替支給した場合	a. 精算額……旅費規程に基づく額 b. 必要書類……被招聘者から上智大学（学院）宛の領収書
B	本学の教職員が業者（旅行会社、宿泊施設、交通機関等）に料金を直接支払った場合	a. 精算額……実費（定額ではありません） b. 必要書類……領収書（片道100km未満の電車賃を除く） ※新幹線等の特急料金は領収書が必要となります。

○タクシー利用の場合など、1台に複数名が同乗した場合は、代表者が当該費用を精算してください。予算の都合上、同乗者と分割精算せざるを得ない場合は、旅費システムの所定の項目にその旨と自己負担額を記入してください。

2-9 滞在期間が複数の会計年度にまたがる場合の旅費

○滞在期間が30日以上の場合

原則として、滞在日数に応じて年度区分計上を行います。ただし、1会計年度の滞在期間が14日以下の場合は、滞在日数の多い年度の経費とします。

○滞在期間が30日未満の場合

原則として、滞在日数の多い年度の経費とします。

<外部資金による出張について>

外部資金を用いた出張の場合、会計年度をまたいだ出張が出来ない、または上記の取り扱いが出来ない場合がありますので、事前に人事サービスグループへお問い合わせください。

2-10 謝金を伴う旅費・交通費

2-10-1 謝金を伴う旅費・交通費の取り扱い

<p><ポイント></p> <p>○原則として、「謝金単価基準一覧」(P.73)における「請負謝金」の単価には、旅費・交通費（以下「旅費等」という。）等の諸経費が含まれていますが、別途旅費等を支払う必要がある場合は、その支給を可としています。</p> <p>○謝金を伴う旅費等は、所得税法上、当該謝金の一部となり、課税対象となります。したがって、これら旅費等を支払う際は必ず報酬料金として起票してください。</p> <p>○次のア、イに該当する場合は、当該旅費等は非課税扱いとなります（伝票は報酬料金として起票）。</p> <p>ア. 招聘する側が航空会社やホテル等に費用を直接支払う場合</p> <p>イ. 招聘された方が航空会社やホテル等に費用を立替払いし、その際の領収書の宛先が「上智学院（又は上智大学）」宛てとなっている場合</p> <p>※Dr.Budgetでの起票方法は、システムのTOP画面の「マニュアル」（謝金を伴う旅費等の入力方法）参照。</p>
--

【所得税の取り扱いに関する早見表】

謝金の有無	旅費等の領収書・請求書の宛先（注1）	旅費等に対する所得税の取り扱い（注2）	科目	
			学内名称	科研費名称
有	上智学院 (上智大学)	旅行会社、宿泊施設、交通機関等が発行した領収書がある部分は非課税（注3） 領収書がない部分（日当等）は課税（注4）	報酬料金	謝金
	個人名	全額課税（注4）		
無	上智学院 (上智大学)	非課税	一般旅費	旅費
	個人名			

注1：航空会社、宿泊施設、旅行代理店等が発行した領収書、請求書とする（個人発行は不可）。

注2：旅費に対する課税、非課税の金額については、人事局で作成する「出張精算書」にて確認。

注3：招聘者本人が学院宛に作成した請求書の場合は、課税。

注4：招聘された方が非居住者で租税条約を適用する場合は全額非課税扱い。

2-10-2 謝金を伴う旅費・交通費の起票例

<p><ポイント></p> <p>○謝金を伴う旅費・交通費は、支払い方法（立替払い、請求書払い）の種類や所得税対象の有無に係わらず、すべて謝金扱いとして処理してください。</p> <p>○伝票は謝金部分と旅費部分を1枚の伝票にまとめて起票してください。</p> <p>どちらか一方を先行して支払うなど、別々に伝票を起票する必要がある場合は、先行して起票した伝票のコメント欄（科研費の場合は用務内容欄）に「別途、旅費（謝金）の支払い有り」と必ず付記してください。</p> <p>また、後続の伝票には、先行した伝票の依頼番号を必ず付記してください。</p>
--

(1) 旅費の場合（パターン1：科研費以外）

<p><事例></p> <ul style="list-style-type: none"> ・教授指導料は5,000円を支給 ・航空運賃は本人が上智学院宛の領収書を提出 ・教授指導料と旅費は源泉徴収前の額を本人の手取り額とする ・教授指導料と旅費は来校時に現金で支給する
--

「出張精算書」 ※人事局作成

(教職員番号/訪問先)									
教職員番号/目的	出張期間	日付	行先	訪問先	訪問内容				
北海道大学教授/北野大地/講演・研究打ち合わせ/〇〇研究会における講演と、それに伴う研究打ち合わせのため	2022/02/02(発) ~2022/02/03(着) (1泊)	02/02 ~02/03		四谷/上智大学	四谷キャンパスにて研究打ち合わせ・講演のため				
(管理項目)									
使用予算-1	【学内研究費】個人教育研究費	詳細 使用予算-1 (使用日 他)	2/2~2/3						
<p>所得税の課税対象には備考欄に「課税」、非課税対象には「非課税」と表示</p>									
(日当・宿泊費)									
期間	定額費用名	日当・宿泊費	行先	証憑No.	摘要/科目/補助科目	管理項目			
(実費(交通費))									
支払日	経路(備考)	金額	税率	往復	運携方式	精算方法	証憑No.	摘要/科目/補助科目	管理項目
02/02	札幌~新千歳空港【課税・源泉所得税】快速エアポート 快速エアポート J R (46.6km)	1,150円	-		時早	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/02	新千歳空港~羽田空港【非課税・源泉所得税】	30,460円	-			実費立替	1	《交通費》 航空(日本の国内線) / 旅費	
02/02	羽田空港第1ターミナル~浜松町【課税・源泉所得税】東京モノレール 東京モノレール(浜松町)私鉄(17km)	492円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/02	浜松町~四ッ谷【課税・源泉所得税】山手線中央線 山手線東京方面行 J R (9.7km)	168円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/03	四ッ谷~浜松町【課税・源泉所得税】中央線 山手線中央線快速(東京行) J R (9.7km)	168円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/03	浜松町~羽田空港第1ターミナル【課税・源泉所得税】東京モノレール 東京モノレール(浜松町)私鉄(17km)	492円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/03	札幌~新千歳空港【非課税・源泉所得税】	27,360円	-			実費立替	2	《交通費》 航空(日本の国内線) / 旅費	
02/03	新千歳空港~札幌【課税・源泉所得税】快速エアポート 快速エアポート J R (46.6km)	1,150円	-		時早	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
(実費(その他))									
支払日	使用目的/支払先	金額	税率			精算方法	証憑No.	摘要/科目/補助科目	管理項目
02/02	【課税・源泉所得税】宿泊費 定額	13,100円	-			実費立替		《宿泊料》 国内規定額以内 / 旅費	
02/02	【課税・源泉所得税】日当 2日分	8,000円	-			実費立替		《日当》 国内日当 / 旅費	



財務システム (Dr.Budget) の謝金入力画面で伝票起票

○報酬料金入力画面の「摘要区分1」と「摘要区分2」の設定は以下のとおり。

- ・課税扱いの費目・・・謝金と同じ区分を選択
- ・非課税扱いの費目・・・摘要区分1：その他、摘要区分2：その他

○入力方法の詳細は、システムのTOP画面の「マニュアル」(謝金を伴う旅費等の入力方法) 参照。



「報酬料金支払依頼書」 ※明細部分のみ抜粋

氏名・性別・生年月日	住 所	報酬内容・摘要・個人識別番号	支払額	源泉所得税	差引支払額
北野 大地	〒 060-8588 TEL 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	2/10 研究打合せ・知識の教授 01: 講演料等(個人) 12: 教授・指導料	5,568	568	5,000
男性 生年月日: 不明	学生番号	個人識別番号 9999999			
北野 大地	〒 060-8588 TEL 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	2/10 研究打合せ・知識の教授 国内招聘旅費(課税) 01: 講演料等(個人) 12: 教授・指導料	27,530	2,810	24,720
男性 生年月日: 不明	学生番号	個人識別番号 9999999			
北野 大地	〒 060-8588 TEL 北海道札幌市中央区北3条西6丁目	2/10 研究打合せ・知識の教授 国内招聘旅費(非課税) 04: その他(個人) 99: その他	57,820	0	57,820
男性 生年月日: 不明	学生番号	個人識別番号 9999999			
小計 3名			90,918	3,378	87,540
合計 3名			90,918	3,378	87,540

<ポイント>

上記の例のように同内容の項目（氏名、住所等）を複数入力する場合は、入力時にコピー機能を使用すると便利です。使用方法については、システムのTOP画面の「マニュアル」（謝金を伴う旅費等の入力方法）参照。

(2) 旅費の場合（パターン2：科研費）

<事例>

- ・教授指導料は5,000円を支給
- ・航空運賃は本人が上智学院宛の領収書を提出
- ・教授指導料と旅費は源泉徴収前の額を本人の手取り額とする
- ・教授指導料と旅費は来校時に現金で支給する

「出張精算書」 ※人事局作成

教職員番号/訪問先		出張期間	日付	行先	訪問先	訪問内容
北海道大学教授/北野大地/講演・研究打ち合わせ/〇〇研究会における講演と、それに伴う研究打ち合わせのため		2022/02/02(発) ～2022/02/03(着)(1泊)	02/02 ～02/03		四谷/上智大学	四谷キャンパスにて研究打ち合わせ・講演のため

管理項目		使用予算	詳細	使用予算	使用
1		1	1	1	1

所得税の課税対象には備考欄に「課税」、非課税対象には「非課税」と表示

期間	定額費用名	日当・宿泊費	行先	証券No	摘要/科目/補助科目	管理項目			
(実費(交通費))									
支払日	経路(備考)	金額	税率	往復	運携方式	精算方法	証券No	摘要/科目/補助科目	管理項目
02/02	札幌～新千歳空港(【課税・源泉所得税】快速エアポート 快速エアポート JR(46.6km))	1,150円	-		時早	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/02	新千歳空港～羽田空港(【非課税・源泉所得税】)	30,460円	-			実費立替	1	《交通費》 航空(日本の国内線) / 旅費	
02/02	羽田空港第1ターミナル～浜松町(【課税・源泉所得税】東京モノレール 東京モノレール(浜松町行) 私鉄(17km))	492円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/02	浜松町～四ッ谷(【課税・源泉所得税】山手線・中央線 山手線東京方面行 JR(9.7km))	168円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/03	四ッ谷～浜松町(【課税・源泉所得税】中央線・山手線 中央線快速(東京行) JR(9.7km))	168円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/03	浜松町～羽田空港第1ターミナル(【課税・源泉所得税】東京モノレール 東京モノレール(羽田空港第2ターミナル行) 私鉄(17km))	492円	-		時	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
02/03	札幌～新千歳空港(【非課税・源泉所得税】)	27,360円	-			実費立替	2	《交通費》 航空(日本の国内線) / 旅費	
02/03	新千歳空港～札幌(【課税・源泉所得税】快速エアポート 快速エアポート JR(46.6km))	1,150円	-		時早	実費立替		《交通費》 鉄道(日本国内で利用) / 旅費	
(実費(その他))									
支払日	使用目的/支払先	金額	税率		精算方法	証券No	摘要/科目/補助科目	管理項目	
02/02	【課税・源泉所得税】宿泊費規定期額	13,100円	-		実費立替		《宿泊料》 国内規定期額以内 / 旅費		
02/02	【課税・源泉所得税】日当 2日分	8,000円	-		実費立替		《日当》 国内日当 / 旅費		



「報酬料金等支払依頼書」、「科学研究費助成事業支出申請書」の作成

- 「報酬料金等支払依頼書」(Excelファイル)には3件入力する(教授指導料、旅費課税分、旅費非課税分)
- 旅費課税分の摘要区分は謝金と同じ区分、旅費非課税分は「その他」を選択する
- 入力後、このExcelファイルを人事サービスグループにメールで送信する
 - ※メールアドレス・・・hojoshajinji@ml.sophia.ac.jp
 - ※ファイル名及びメールタイトル・・・「報酬料金等支払依頼書_****」(←*の部分は申請者名)



「報酬料金等支払依頼書」

No	1	2	3	計
支払先情報	氏名	北野 大地	北野 大地	北野 大地
	氏名(カナ)	キタノ 大地	キタノ 大地	キタノ 大地
	性別	男	男	男
	生年月日(注1)	1950/1/1	1950/1/1	1950/1/1
	郵便番号	060-8588	060-8588	060-8588
	住所(注2)	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	北海道札幌市中央区北3条西6丁目	北海道札幌市中央区北3条西6丁目
	電話番号	090-9999-9999	090-9999-9999	090-9999-9999
学生番号(注3)				
支払情報	報酬内容	2/10 研究打合せ、知識の教授	2/10 研究打合せ、知識の教授 国内招聘旅費(課税分)	2/10 研究打合せ、知識の教授 国内招聘旅費(非課税分)
	報酬区分	知識等の教授・指導料	知識等の教授・指導料	知識等の教授・指導料
	支払額(注4、5)			0
	源泉所得税	(入力不要)	(入力不要)	(入力不要)
支払方法	支払区分	口座振込	口座振込	口座振込
	支払希望日	(任意入力)	(任意入力)	(任意入力)
振込先情報 (口座振込の場合のみ)	銀行名	みずほ銀行	みずほ銀行	みずほ銀行
	銀行コード	0001	0001	0001
	支店名	札幌支店	札幌支店	札幌支店
	支店コード	813	813	813
	口座種別	普通	普通	普通
	口座番号	9999888	9999888	9999888
	口座名義	キタノ 大地	キタノ 大地	キタノ 大地
立替の有無(注6)	無	無	無	
差引支払額	5,000	24,720	57,820	87,540

「科学研究費助成事業支出申請書(謝金専用)」

科学研究費助成事業支出申請書(謝金専用)	申請年月日	年	月	日
----------------------	-------	---	---	---

研究代表者	上智 太郎	印
学内分担者氏名	※学内分担者からの支出の場合のみ記入	

課題番号	2	1	K	1	2	3	4	5	※事務局確認欄 K、KKがつくものは基金、それ以外は補助金
研究種目 ※該当種目に○	1. 学術変革領域研究(A) 2. 学術変革領域研究(B) 3. 新学術領域研究 4. 基盤研究(S) 5. 基盤研究(A) 6. 基盤研究(B) 7. 基盤研究(C) 8. 挑戦的研究(開拓) 9. 挑戦的研究(萌芽) 10. 若手研究 11. 若手研究(B) 12. 研究活動スタート支援 13. 特別研究員奨励費 14. 研究成果公開促進費 15. 国際共同研究強化 16. 国際共同研究強化(A) 17. 国際共同研究強化(B)								

A: 税込支払額	円	→No.	-
B: 源泉徴収額 ※人事局記入	円	→振込先:	上智学院

支払金額 ※人事局記入	円	8	7	5	4	0
支払先	立替払いの場合は、実際に支払った相手先を記入し、以下の「立替者」「振込口座」にも記入。					
	北野 大地					

(3) 交通費の場合

- 伝票の起票方法は、旅費と同様、報酬料金扱いとして起票してください。
- 学院宛の請求書や領収書が入手できない場合(電車利用等)は、全額、所得税の課税対象となります。
- 交通費の場合、人事局による「出張精算書」が発行されませんので、各自で金額が確認できる資料(駅すばあと、Yahoo!等の路線情報の画面コピー)を準備し、証憑として添付願います(「立替交通費請求書」は不要)。

旅費関連FAQ（よくあるご質問）

☆外部資金については、独自のルールがありますので、研究費の場合は研究推進センター、補助金の場合は経理グループまでお問い合わせください。

1. 消費税

Q 1 - 1 海外渡航の場合、国内の空港までの電車代は課税対象となるのか？

A 1 - 1 海外渡航における旅費の消費税は、国内の交通費（空港までの運賃等）を含んで「非課税」として取り扱います。
ただし、事後精算の発生などで国内の旅費のみ単独で起票する場合は、「課税」扱いとなりますので、ご注意ください。

2. 旅費

（全般）

Q 2 - 1 - 1 旅費発生の起点と終点は？

A 2 - 1 - 1 本学教職員の場合は、原則として、常時勤務する在勤地（各キャンパス）とします。ただし、在勤地を起点（または終点）とする旅費と比較して安価な場合のみ、在勤地以外を起点（または終点）とすることができます。
学院に常時勤務しない本学教職員、学生、依頼出張、招聘の場合は、必ずしも学院施設を起点（または終点）とせず、出張者の勤務地、自宅もしくは別用務地と読み替えることができます。

Q 2 - 1 - 2 近隣地域で学会・打ち合わせがあるが、これは出張になるか？

A 2 - 1 - 2 勤務地から片道 100km 未満の地域へ用務で外出する場合であっても、宿泊を伴う場合は、出張の扱いになります。用務先からの要請による宿泊である場合はその旨が明示された資料を、用務先からの要請による宿泊でない場合は宿泊することの合理的な理由が明示された資料（＝出張目的や訪問先などが事前確認できる資料）を、証憑として提出してください。
なお、レストラン等のアルコール類が提供される店等で開催される会議・会合および打ち合わせ等については、用務とみなしませんので、ご注意ください。

Q 2 - 1 - 3 当日移動でも間に合うが、余裕を持って移動したいため、前泊を考えている。この場合、宿泊料と日当は支給されるか？

A 2 - 1 - 3 当日移動でも間に合う場合や止むを得ない理由として認められない場合は、前泊分の宿泊料と日当は支給できません。ただし、自己負担にて宿泊する分には差し支えありませんが、前日移動のための業務時間調整等を行わないようにしてください。

Q 2 - 1 - 4 長期出張時の留意点は？

A 2 - 1 - 4 1 カ月以上の長期出張の場合、出張期間中の通勤手当は支給されません。

Q 2 - 1 - 5 国内で、往復鉄道賃（新幹線）と宿泊料が含まれたパックツアーを利用した。旅費として支出可能か？

A 2 - 1 - 5 支出可能です。ただし、パックツアー料金の総額が、規定額の総額の範囲内である場合に限り。また、パックツアー料金の内訳が明記されている場合は、往復鉄道賃と宿泊料、それぞれが規定額の範囲内である場合に限り。規定額を超過する場合の差額は、私費にて自己負担となります。宿泊料の取扱いについては、Q 2 - 3 - 2 も併せてご確認ください。

Q 2 - 1 - 6 国内で、鉄道を 90km とタクシーを 10km 利用し、片道 100km ほどの地域に日帰りで調査に行った。出張扱いになるか？

A 2 - 1 - 6 日帰りの場合、利用した公共交通機関の片道の営業キロが 100km 以上の場合のみ、出張として取り扱います。タクシーやレンタカー等を利用した場合の移動距離は含まれませんので、ご注意ください。

Q 2 - 1 - 7 他部署に所属する教職員に出張を依頼する場合、承認者はどうなりますか？

A 2 - 1 - 7 依頼者（申請者）の予算単位責任者に加え、出張者である教職員が所属する部署の所属長を承認者として設定し、旅費システムの承認ルートに追加してください。併せて、『旅費精算システム J'sNAVI NEO 操作マニュアル』をご確認ください。

Q 2 - 1 - 8 国内で、出張初日の用務が朝から始まる予定である。前日に移動した場合、旅費として支出可能か？

A 2 - 1 - 8 用務開始時刻から参加するために自宅又は勤務先を午前 7 時以前に出発する必要がある場合は、「前泊」として前日の宿泊料と日当（半額）が支給されます。
また、用務終了後帰宅すると自宅又は勤務先への到着が午後 9 時以降になる場合は、「後泊」として宿泊料と翌日の日当（半額）が支給されます。

Q 2 - 1 - 9 出張内容や成果の報告、用務遂行を事後確認できる資料の提出は必ず必要なのか。

A 2 - 1 - 9 旅費において研究費が正しく使用されているかどうかを確認するためには金額の証憑の他、遂行した出張（用務）の実在性を明示する必要があります。そのために、第三者が見ても用務を遂行したことが明確に分かるよう、報告と証憑類の提出をお願いします。

(交通費)

Q 2 - 2 - 1 鉄道の運行ダイヤにより在来線の利用が著しく不便なので、規定の距離数未済で急行及び特急料金を利用したが、旅費として支給可能か？

A 2 - 2 - 1 在来線を利用し難かったことを明示する資料（時刻表等）を証憑として提出することにより、急行及び特急料金を支給する場合があります。

Q 2 - 2 - 2 学生に出張を依頼する場合、学割を利用しなければならないか？

A 2 - 2 - 2 学生は、JR 線で片道 100km を超えて乗車するとき、学割を利用することができますが、交付枚数には限りがあります。学割の利用は任意であり、出張依頼者が強制することはできません。

Q 2 - 2 - 3 交通費は申請したとおりに支給されるのか？

A 2 - 2 - 3 旅費規程では、「旅費は、常時勤務する場所を起点とし、最も経済的、かつ、合理的な順路によって計算する」と定めています。申請した経路が最も経済的かつ合理的な経路と判断されなかった場合は、規程に準ずる経路が適用され、支給額が申請より安く計算される可能性があります。

ただし、業務の都合又はその他やむを得ない理由により、学院が認める場合のみ、実際の経路の交通費を計算します。

Q 2 - 2 - 4 国内では、どういう場合に航空機の利用が可能か？

A 2 - 2 - 4 本州内は鉄道等の陸路利用を推奨しますが、出張前後の教育研究活動等の従事環境ならびに出張に係る所要時間に鑑み、航空機による空路を利用することが合理的であると判断される場合、その利用を認めます。具体的な利用可能地域は、京都以西および仙台・山形以北の地域、北陸地方、紀伊半島とします（→成田国際空港～中部国際空港などは×）。なお、航空機利用が認められない地域への出張を目的とし、航空機の利用可能な地域を経由したうえで出発地へ逆行する順路は認められません（→羽田空港～大阪空港～大津などは×）。

Q 2 - 2 - 5 航空券の半券を紛失した。どうしたらよいか？

A 2 - 2 - 5 搭乗証明書を取得し、提出してください。WEB 上で取得可能な航空会社もあります。LCC や海外の航空会社であっても、日本の支店で取り扱っています。

Q 2 - 2 - 6 航空機利用時に上位席種を利用したが、事前の願い出を忘れてしまった。旅費として支出可能か？

A 2 - 2 - 6 上位席種との差額は私費にて自己負担となります。この場合、差額を明示した資料を証憑として、旅費システムに添付してください。この証憑を提出できない場合は、航空賃の全額が自己負担となりますので、ご了承ください。

Q 2 - 2 - 7 航空機利用時に JAL のクラス J を利用したい。旅費として支出可能か？

A 2 - 2 - 7 クラス J 利用料金は、私費にて自己負担となります。利用が確認された場合、旅費精算時に当該利用料金分を差し引きします。

Q 2 - 2 - 8 海外で鉄道を利用した際、領収書を紛失してしまった。旅費として支出可能か？

A 2 - 2 - 8 公式 HP 掲載の金額箇所の画面コピー、金額が掲載された現地路線図の写真等、金額が明記された公的書類があれば、旅費として支出可能です。ただし、経路終点が用務地であることが確認できない場合等、支出根拠が不十分な請求と判断された場合は、支出対象外となる場合があります。

Q 2 - 2 - 9 現地交通費の領収書（タクシーなど）を紛失してしまった。旅費として支出可能か？

A 2 - 2 - 9 領収書を紛失した場合は、旅費として支出できません。紛失しないようご注意ください。

Q 2 - 2 - 10 海外でタクシーに乗った際、領収書を発行してもらえなかった。旅費として支出可能か？

A 2 - 2 - 10 旅費として支出できません。途上国の場合など、ドライバーが領収書を用意していないケースもあります。その際は、メモ用紙でも構いませんので、必ず、日付、宛名、金額、支払者、サインだけはもらってください。それが無いと支出はできませんので、ご注意ください。

- Q 2-2-11 国内で、出張最終日の用務が長引き、用務終了が深夜になったため、やむを得ず自宅までタクシーを利用した。旅費として支出可能か？
- A 2-2-11 後泊した場合の旅費規定額範囲内の金額で支出可能です。ただし、出張のスケジュールの整合性が取れない場合等、支出根拠が不十分な請求と判断された場合は、支出対象外となる場合があります。ただし、翌日業務の都合上、後泊できない理由がある場合は、人事サービスグループまでご相談ください。

(宿泊料)

- Q 2-3-1 宿泊施設の選定基準は？
- A 2-3-1 国内・海外問わず、宿泊先については、用務地至近の宿泊施設を選定してください。用務地至近に宿泊施設を確保できない場合のみ、近隣（概ね 20km 以内）の施設を選定してください。この基準を超えて宿泊施設を選定した場合、用務地と宿泊先の往復交通費については支出できません。自宅、実家、親戚または友人宅等に宿泊する場合も同様です。なお、前泊・後泊時の宿泊施設についてはこの限りではありませんが、出発(帰着)地と用務地を結ぶ経済的かつ合理的経路の交通費を超えた金額については支出できません。
- Q 2-3-2 宿泊料が規定額を超過する宿に宿泊したが、旅費として支出可能か？
- A 2-3-2 国内・海外問わず、規定額を超えた部分は旅費として支出できません。ただし、一部の海外において、宿泊料が高騰している地域や危険地域での宿泊など、特別に学院が必要と認めた場合は、例外的に取り扱う場合がありますので、事前にご相談ください。国内については、規定額内で用務地至近に宿泊施設を確保できない場合は、検討の幅を広げ、近隣（概ね 20km 以内）の施設を選定してください。
- Q 2-3-3 予算が不足しているため、安価な宿に宿泊した。この場合、実費支給は可能か？
- A 2-3-3 可能です。規程別表記載の金額は、支給可能上限額となります。予算の都合等でこの金額を下回る金額での支給を希望する場合は、旅費システムの所定の項目にて「規定額の範囲内で個別設定」を選択し、その金額をご記入ください。
- Q 2-3-4 宿泊先で朝食の無料サービスを受けたが、この場合の宿泊料は？
- A 2-3-4 無料サービスやパック料金に含まれる場合等、食費と宿泊料が明確に分けられない場合は、やむを得ない事由として宿泊料の一部として扱います。ただし、宿泊料とは別に食事オプションを本人の意思で追加した場合については、食事代は支給対象外となります。
- Q 2-3-5 学会や研修の参加費に「宿泊料」が含まれている場合の科目は？
- A 2-3-5 学会や研修の参加費に「宿泊料」が含まれていた場合、当該宿泊料を含めた参加費全額を「諸会費」として処理します。ただし、参加費の内訳に宿泊料の金額が具体的に記載されている場合は、当該宿泊料は旅費として取り扱います。
- Q 2-3-6 アーリーチェックイン・レイトチェックアウトの取扱いは？
- A 2-3-6 実費支給となりますので、領収書を提出してください。併せて、当該サービスを利用する理由を、旅費システムの所定の項目にて明記してください。ただし、国内では利用できません。

(日当)

- Q 2-4-1 予算が不足しており、日当額を引き下げたいが、可能か？
- A 2-4-1 可能です。規程別表記載の金額は、支給可能上限額となりますので、この金額を下回る金額での支給を希望する場合は、旅費システムの所定の項目にて「規定額の範囲内で個別設定」を選択し、その金額をご記入ください。
- Q 2-4-2 海外出張において、1 日のうちで旅費規程別表の二つの区分に跨って出張する場合の日当は？
- A 2-4-2 その額の多い方の出張先の区分に掲げる額を適用します。用務の有無に関わらず移動のみのために滞在した場合についても、同様の取扱となります。ただし、トランジット等で空港外に出ない場合や短時間の滞在については、その額の低い方（指定都市以外）の日当を適用します。
- Q 2-4-3 飛行機が深夜に出発するために前日の夜に空港へ向かう場合の日当は？
- A 2-4-3 国内にいる間は国内の日当額を適用します。
飛行機の発着時間により国内において宿泊した場合も同様です。
(例) 深夜 1 時出発の飛行機に乗るために、前日 20 時に空港へ向かった場合
⇒ 空港へ向かった日の日当は、国内の日当規定額の半額を、
飛行機に乗った日の日当は、海外の日当規定額を適用します。

(安全管理・旅行保険)

Q 2-5-1 海外出張へ行く際の事前準備は何か必要か？

A 2-5-1 海外渡航の際には、必ず外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）へ各個人で登録してください。なお、このサービスは、出張者の国籍を問わず登録することができます。
外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ） <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/>

Q 2-5-2 海外旅行保険は自分でかけるのか？

A 2-5-2 海外出張の場合は、法人包括契約による海外旅行保険を付保します。付保手続は学院が行い、保険証券（被保険者証）を別途出張者本人へ交付します。渡航期間が1年間を超える場合は、渡航期間中の年度替わりの際に、付保期間延長手続を行います（システムの仕様上、一度に付保できる最長期間が1年間となっているため、延長手続が必要になります）。なお、保険料は学院が負担しますので、出張者による負担は生じません。個人で別途保険を付保したい場合は、自費にてご対応ください。

Q 2-5-3 都合により学会に参加できないため、代わりに学生に出張に行かせることになったが、海外旅行保険をかけてあげたい。どのような手続が必要か？

A 2-5-3 学生は、法人包括契約による海外旅行保険の対象外ですので、グローバル教育センターにて、学生用海外旅行保険「ソフィ海外留学保険」に加入させてください。当該保険料は、旅費の雑費として支出可能です。この場合、旅費請求時に理由書と保険内容が確認できる書類を証憑として提出してください。

Q 2-5-4 国内出張でも旅行保険を付保してもらえるのか？

A 2-5-4 国内出張の場合は、学院では付保手続を行っていません。加入したい場合は各自で行ってください。費用は自己負担となります。

(私的事由による旅行)

Q 2-6-1 プライベートで海外旅行に行く予定だが、何か必要な手続はあるか？

A 2-6-1 私的な海外旅行であっても、安全管理の観点から、渡航前および帰国後に『海外渡航届・帰国届（私的事由）』を提出してください。

Q 2-6-2 国内出張において、帰省や私的観光を伴う出張時の旅費の取扱いは？

A 2-6-2 以下のとおり取り扱います。

《交通費》原則どおりの経路（四ツ谷起点）と実際に使用した経路の交通費を比較し、どちらか低額な方を旅費として支出します。ただし、私用のみの経路は旅費の対象にはなりません。

（例）東京の自宅から大阪の実家へ私用で帰省し、そこから北海道へ出張した後、東京の自宅へ戻った場合。
⇒以下の2つのうち低額な方を旅費として支給します。

- ①四ツ谷～北海道の交通費×2
- ②大阪～北海道～東京（自宅）の交通費

《宿泊料》用務のために宿泊せざるを得ない場合のみ支出可能であり、私用のための宿泊と見なされるものは支出不可となります。また、実家や友人宅などで宿泊した場合は支出できません。

《日 当》用務遂行日数分のみ支出可能であり、個人的な私事が含まれる日については支出不可です。

※バックツアーなどで航空券代と宿泊費の内訳が不明な場合や、航空運賃のフライト毎の内訳が不明な場合は、全旅程の日数から按分して日ごとの金額を設定し、用務遂行日数分のみ支出可能となります。私用の日数分は支出できません。

(その他)

Q 2-7-1 教育研究アルバイト（アルバイト謝金）の方に出張を依頼することはできるか？

A 2-7-1 可能です。依頼出張として、当該出張を依頼する方が、旅費システムで所定の手続を行ってください。なお、適用区分はBになります。

Q 2-7-2 他大学の学生に出張を依頼することはできるか？

A 2-7-2 可能です。依頼出張として、当該出張を依頼する方が、旅費システムで所定の手続を行ってください。なお、適用区分はBになります。

(謝金を伴う旅費)

Q 2-8-1 租税条約を適用しているが、出張精算書に課税マークが付いている。どのように処理をすればよいか。

A 2-8-1 課税マークのついた部分の旅費は、あくまで『当該謝金の一部』として扱うため、当該の報酬と同じ摘要区分を旅費部分にも使用します。そのため、元の報酬が会議出席等で源泉徴収を行わない場合や、租税条約を適用している場合は、課税マークが付いていても源泉所得税の徴収は行いませんので、ご注意ください。

Q 2-8-2 招聘された方の旅費をクレジットカード払いにて立て替えた。領収書はないがどうすればよいか？

A 2-8-2 クレジットカード明細等、立て替えたことがわかる書類をご提出ください。源泉所得税は非課税扱いとなります。

Q 2-8-3 招聘された方の交通費を立て替えた。在来線のため領収書等はもらっていないが、源泉所得税は課税扱いとなるか？

A 2-8-3 その場合は非課税扱いとなります。旅費請求書兼出張報告書に立替えた部分がわかるように記載をしてください。

3 謝金

3-1 謝金の種類

○本学における「謝金」には「アルバイト謝金」と「請負謝金」の2種類があり、それぞれの定義及び概要は以下のとおりです。

	アルバイト謝金（注1）	請負謝金（注1）
契約形態	雇用契約 （労働法の保護を受ける）	請負契約 （労働法の保護を受けない）
定義	労働時間と時給単価に応じて支払われる 給与	労働時間にかかわらず、請け負った仕事の完成をもっ て支払われる謝礼金
受給者	個人（教育研究アルバイト）	個人
具体例	資料整理、データ整理、実験補助等 （授業に参加するティーチングアシスタント 業務は不可）。また、研究費で雇用する 場合、伝票・経理処理等を業務内容に 含むことはできません。）	・講演料、原稿料、翻訳、校正、デザイン （HPの作成含む）の報酬 ・知識等の教授・指導料 ・弁護士、税理士、会計士、司法書士等の業務 に関する報酬
単価	後述の「上智学院謝金単価基準一覧」の アルバイト謝金欄を参照	後述の「上智学院謝金単価基準一覧」にて該当する 業種・区分を参照
支出可能 な予算	教員（研究者）の補助として雇用される 以下のアルバイト（限定列举） ・研究費全般 ・公的機関の競争的資金 ・学生教育研究費 ・連携講座 ・教育イノベーション	全予算支出可能
所得税	「給与所得」として源泉課税	「雑所得」として源泉課税
立替えの可否	不可	可
マイナンバー	毎年、人事局からその年のアルバイト謝金 の受給者全員に対しマイナンバー提出を依 頼し、収集、確認を行う（既に確認済み の者を除く）。	毎年、本学が委託契約しているマイナンバー収集代 行会社からその年の謝金の受給者全員に対しマイナ ンバーの収集に関する依頼が行われ、本学は当該会 社を通じてマイナンバーの収集、確認を行う（既に確 認済みの者を除く）。

注1：「アルバイト謝金」と「臨時職員」、「請負謝金」と「業務委託費」との違いは、「3-7 勘定科目」（P.26）を参照。

注2：総額管理予算とは、予算を科目ごとに管理せず、総額で管理している予算（⇔科目管理予算）

【不正防止の取組について】

研究費不正利得防止の一環として、人事局による教育研究アルバイトの勤務実態調査を適宜実施いたします。
あらかじめご了承ください。

3-2 アルバイト謝金

3-2-1 教育研究アルバイトの雇用手続きのながれ

順番	作業区分	内容
1	雇入申請	<p>①指定の様式(Excel)にて「教育研究アルバイト 雇入申請書 兼 雇入通知書（労働条件通知書）」を作成する。</p> <p>②雇用開始5日前までに以下の書類を人事サービスグループへ提出する。</p> <p>a. 雇入申請書 兼 雇入通知書（労働条件通知書）※雇用期間に係らず全員提出</p> <p>b. 扶養控除等(異動)申告書（P.68参照）</p> <p>③①で作成したExcelファイルと②で作成したPDFデータとを、雇用管理者のメールアドレスから人事サービスグループへ送信する。</p> <p>※送信先のメールアドレス・・・hojoshajinji@ml.sophia.ac.jp</p> <p>※ファイル名及びメールタイトル・・・『雇入申請書2022_****』（*の部分に教育研究アルバイトの氏名）</p> <p><留意点></p> <p>○様式は、申請・マニュアルDB保管の最新のものを使用する。</p> <p>○必ず雇入申請書の可決後に雇用を開始する。</p> <p>○雇入申請書は予算単位、年度単位で提出する。</p> <p>○本学学生を雇用する場合は、当該学生が受ける研究指導及び授業等に支障が無いよう十分留意する。</p> <p>○日本学術振興会の特別研究員を雇用する場合は、特別研究員が事前に受入研究者に「報酬受給報告書<様式5-3>」（日本学術振興会様式）の内容を報告し確認を受けること、また日本学術振興会へ「報酬受給報告書」を【学振マイページ】で提出することが必要。</p> <p>○外国人留学生の雇用にあたっては、「外国人留学生の雇用について」（P.69参照）を参照のこと。</p>
2	決裁	<p>人事局長決裁後、人事サービスグループから申請者及び教育研究アルバイト宛に通知書がメールにて送付されるので、各自保管する。なお、その際に「出勤表番号」が併せて送付されるので、出勤表には当該番号を記入する。</p>
3	勤務開始	<p>労働基準法に基づいた勤務管理（休憩、休日、日/週の実働時間）を行う。</p> <p><留意点></p> <p>○出勤表は、勤務の都度、教育研究アルバイトが<u>ペン</u>を用い直筆で記入し、雇用管理者が内容を確認する。</p> <p>*鉛筆、フリクション等の摩擦で消えるペン、修正液(テープ)の使用は不可。</p> <p>*「同上」「〃」は不可。</p> <p>○研究費の不正防止の観点から、アルバイトの勤務の実態を確認するため、人事サービスグループによる現場確認や教育研究アルバイトへのヒアリング等を無作為抽出のうえ、実施する。</p>
4	出勤表の提出	<p>以下の書類を毎月翌月5日までに人事サービスグループへ提出する。</p> <p>申請者（雇用管理者）と教育研究アルバイト双方で内容を最終確認のうえ、提出すること。</p> <p>a. 出勤表（予算管理責任者の決裁が必要。科研費は当該箇所の押印不要。） （在宅勤務を実施した場合は、「在宅勤務報告書」を添付のこと。）</p> <p>b. 科学研究費助成事業支出申請書（科研費のみ）</p> <p><提出方法></p> <p>① 紙媒体での提出（原則） ⇒学内便、人事局窓口持込、郵送での提出が可能です。 署名及び押印（全ての押印欄への押印必須）等、漏れなくご対応ください。</p> <p>② メール添付での提出（2022年度においては、COVID-19まん延防止の観点から、メール添付での提出を引き続き可とします。）</p>

		<p>⇒PDFファイルに限り、メールでの提出が可能です。</p> <p>→ syukkinhyou_arusya-co@sophia.ac.jp</p> <p>メール提出の場合、雇用管理者及び予算管理責任者の押印・署名について、簡易的に、自身がメールの送信者となることで、決裁を行った書類として代用します。郵送等は不要です。</p> <p>なお、予算管理責任者の押印については、事前承認を得ることを条件に、その証として、メールのCCに入れ、「予算管理責任者了承済み」と明記することで、省略可とします。ただし、これは雇用管理者には適用されません。</p> <p>(事務担当が、雇用管理者と予算管理責任者をCCに入れてメールはNG。)</p> <p><メール添付での提出における留意点></p> <p>○PDFデータは、必ず雇用管理者のメールアドレスから送信する。</p> <p>○PDF化する際は、必ず、「グレースケール」かつ「解像度300dpi以上」の設定で行う。また、斜めにならないよう正面真上からスキャンすること。</p> <p>○OCRソフトで文字を読み取るため、丁寧に記入すること。</p>
5	支 払	<p>給与支給日は毎月28日（前月分完了払い）</p> <p><留意点></p> <p>○給与支給日が金融機関休業日の場合はその前日の営業日に支給する。</p> <p>○アルバイト謝金は立替払い不可。</p> <p>○振込先は必ず本人名義の口座とする。</p>

3-2-2 労働条件

区分	内容
勤務場所	<p>○原則として、大学施設内に限られ、雇用管理者の監督のもとで勤務を行うこととなります。やむを得ない事由により、常時学外で勤務する場合は、人事サービスグループにご相談ください。</p> <p>○雇用管理者の管理が及ばないと考えられる場所での勤務は認められません。ただし、2022年度においては、COVID-19まん延防止の観点から、以下の取扱要件を満たした場合のみ、引き続き「在宅勤務」を実施可とします。</p> <p><在宅勤務の取扱い></p> <p>「在宅勤務」は「対面による勤務」と比較して就業の実態把握が困難な勤務形態であることから、以下の要件を満たした場合のみ実施可とします。</p> <p>①在宅勤務における勤務場所は、雇入通知書に記載の自宅住所に限る。</p> <p>②業務の始業及び終業の際は、メールやコミュニケーションツール等で報告を受け、出勤表の記載内容に客観性を持たせる。</p> <p>③上記のメール等の資料は各自で保管し、検査や監査等で提出が要請された際、速やかに提示できるようにする。なお、当該資料の保管期間は、本学の「文書等管理規程」に基づき、勤務した年度（外部資金の場合は事業完了年度）の翌年度から起算して10年間とする。</p> <p>④「在宅勤務」の際は、教育研究アルバイトに対して勤務日ごとに「在宅勤務報告書」の記載を求める。また、雇用管理者は出勤表を提出する際、これを付表として提出する。</p> <p>⑤教育研究アルバイトが自宅で使用するパソコンにはウイルスソフトの適用を義務付けるなど、情報流出が発生しないよう留意する。</p> <p>⑥就業時間中は、教育研究アルバイトと電話やメール等のツールで適宜コミュニケーションが可能な状態にする。</p>
給 与	<p>○時給単価：「上智学院謝金単価基準一覧」（P.73）のアルバイト謝金欄を参照。</p> <p>○交通費：1,800円/日を上限として実費支給する。</p> <p>（本学学部生は学年暦による長期休暇期間中のみ支給）</p>

労働時間	<p>○1週間の所定労働時間は1日8時間以内、1週20時間未満となります。 ただし、被雇用者が学生の場合、または雇用期間が1ヶ月未満の場合は、<u>1日8時間以内、1週40時間以内</u>となります（留学生の場合は1週28時間以内）。</p> <p>○所定労働時間は学内における他の作業（臨時職員、TA、RA等）も含めての上限ですので、雇用申請前に被雇用者の就業状況を必ず確認してください（勤務時間の重複厳禁）。</p>														
休憩時間	<p>○勤務時間が6時間を超える場合は、少なくとも45分の休憩を作業の途中で取得させてください。 やむを得ず、8時間を超えるケースが発生した場合は、少なくとも1時間の休憩を作業の途中で取得させてください。</p>														
休日	<p>○休日は、少なくとも週に1日定める必要があります（原則として日曜日。ただし、雇入申請書で日曜日を労働日として指定する場合は別に定める曜日）。</p> <p>○やむを得ず、所定労働日以外に出勤を命ぜざるを得ない場合は、<u>必ず事前に同月内における振替休日（勤務した休日を労働日とし、その代わりに他の労働日を休日とすること）を指定し、取得させてください。</u></p> <p>○振替休日を取得した場合は、出勤表の当該取得日欄にその旨ご記入ください。</p> <p>○振替休日を取得させなかった場合、または事前に振替休日を指定しなかった場合は、当該勤務日は後述の「休日労働」扱いとなりますので、ご注意ください。</p>														
時間外労働 深夜労働 休日労働	<p>○原則として、時間外労働（1日の実働時間が8時間を超える労働、1週の実働時間が40時間を超える労働）、深夜労働（22時以降翌朝5時までの労働）、休日労働を命じることはできません。</p> <p>○業務の都合上、やむを得ず発生した場合は、労働基準法上、時額単価は以下のとおりとなります。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <tr> <td rowspan="3">原則</td> <td>時間外労働</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>深夜労働</td> <td>25%</td> </tr> <tr> <td>休日労働</td> <td>35%</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重複パターン</td> <td>時間外労働と深夜労働の重複</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>休日労働と深夜労働の重複</td> <td>60%</td> </tr> <tr> <td>休日労働と時間外労働の重複</td> <td>35%</td> </tr> </table>	原則	時間外労働	25%	深夜労働	25%	休日労働	35%	重複パターン	時間外労働と深夜労働の重複	50%	休日労働と深夜労働の重複	60%	休日労働と時間外労働の重複	35%
原則	時間外労働		25%												
	深夜労働		25%												
	休日労働	35%													
重複パターン	時間外労働と深夜労働の重複	50%													
	休日労働と深夜労働の重複	60%													
	休日労働と時間外労働の重複	35%													

3-2-3 扶養控除等（異動）申告書

○本学への申告書の提出の有無に応じて源泉所得税の取り扱いが異なります。

	申告書の提出状況	申告書提出の要否	源泉所得税
①	本学以外の事業所に申告書提出済み	不要	支給金額に係らず源泉課税が行われる。
②	本学の他部署で勤務し、申告書提出済み	不要	支給額に応じて源泉課税となる。 ただし、他部署の業務と併せた1か月の給与が、 ・学生-119,000円/月 ・学生以外-88,000円/月 未満の場合は、源泉課税対象外。
③	本学にも他のどの事業所にも申告書を提出していない	必要	②と同様の取り扱いとなる。 ※申告書は暦年ごとに提出する必要あり。

注：本学における他部署勤務を含む（臨時職員、TA、RA等）

3-2-4 外国人留学生の雇用について

区分	取り扱い
A：本学に在籍する留学生を雇用する場合（注）	<p>○本学に在籍する学生の外国人留学生の在留資格が「留学」の場合、本学の教育又は研究を補助する活動については、正規生、非正規生を問わず資格外活動許可証は必要ありません。</p> <p>○資格外活動として許可される労働時間は、本学以外での就業を含めて<u>一週間につき28時間以内（長期休暇中は1日8時間以内）</u>です。</p> <p>○在留資格が「家族滞在」の場合は、事前に入国管理局で交付される資格外活動許可証が必要となりますので、当該許可証の写しを雇用申請時に人事サービスグループへご提出ください。</p>
B：他大学に在籍する留学生を雇用する場合（注）	<p>○資格外活動許可が必要で、雇用申請時に当該許可証の写しを人事サービスグループへご提出ください。</p> <p>○この場合に許可される労働時間は上記Aと同様です。</p>

注：以下の活動については、資格外活動の規制対象とはなりません。なお、この場合は、アルバイト謝金ではなく、請負謝金として申請ください。

- ・講演、講義、討論等
- ・助言、鑑定等
- ・小説、論文、絵画、写真、プログラムその他の著作物の制作
- ・催し物への参加等

3-3 請負謝金

3-3-1 手続きのながれ

順番	作業区分	内容
1	単価決定	<p>○「上智学院謝金単価基準」（後述）により単価を確認、決定する。</p> <p>○単価基準に定められていない業務や、特別な理由により当該基準を超える単価を希望する場合は、「謝金単価に関する願書」（所定用紙）を作成のうえ、事前に人事サービスグループへ提出し、承認を受けた後、相手に依頼する。</p> <p>○前年度の予算申請時に当該謝金に係る各種単価申請書を提出している事務部署については、当該願書は不要とし、申請書の写し（決裁済）を証憑書類として伝票に添付する。</p>
2	検品 (検品対象の予算のみ)	<p>○原稿料、翻訳料、校閲料、テープ起こし等の成果物を伴う謝金の場合は、当該成果物に請求書、納品書を添えて検収ステーションで検品を受ける。</p> <p>○個人への委託等により、請求書や納品書が無い場合は、「検品に関する願い書」（所定用紙）に必要事項を記入のうえ、検品を受ける。</p> <p>○請求書、納品書または「検品に関する願い書」には、<u>謝金の算定基礎（語数又は字数）が明記されているものとする。</u></p> <p>○校閲および翻訳は、元原稿の語数又は字数を財務システムの報酬内容欄に入力する。</p>
3	支払申請	<p>以下の書類を支払希望日の<u>2週間前までに</u>人事サービスグループへ提出する。</p> <p>【科研費以外】</p> <p>①報酬料金等支払依頼書（財務システムより出力）</p> <p>②証憑（詳細は下記。支払額の算定基礎が確認できる資料。）</p> <p><以下のいずれか必須></p> <p>a. 講演会パンフレットの写し、議事要旨等の内容・日時の把握できる書類</p> <p>b. 請求書、納品書（原本）・・・相手が発行している場合のみ</p> <p>c. 成果物のサンプル</p> <p><条件に当てはまる場合のみ必要></p> <p>d. 「検品に関する願い書」（原本）…………上記2「検品」参照</p> <p>e. 領収書（原本）……………立替の場合のみ</p> <p>f. 謝金単価に関する願書（決裁済・写）・・・願書を提出している場合のみ</p> <p>g. 当年度単価申請書（支出単価A）（決裁済・写）・・・当該単価を適用する場合のみ</p> <p>h. 出張精算書（写）…………報酬料金の支払いが伴う旅費のみ</p> <p>i. 租税条約に関する届出書・・・租税条約適用国からの招聘者のみ（P.71参照）</p> <p>【科研費】</p> <p>①報酬料金等支払依頼書（科研費用）※Excelファイルを出力</p> <p>②科学研究費助成事業支出申請書（謝金専用）</p> <p>③証憑・・・上記「科研費以外」の②と同じ</p> <p>※①は紙での提出と同時にExcelデータを人事局へ送信する</p> <p>※送信先のメールアドレス・・・ukeoi_syakin@ml.sophia.ac.</p> <p>※ファイル名及びメールタイトル・・・</p> <p>『報酬料金等支払依頼書_****』（*の部分に申請者の氏名）</p> <p><留意点></p> <p>○「請負謝金」は立替可能。ただし、税務処理上、その年の12月までに必ず立替者本人への支払いが完了するよう手続きを行う必要有り。</p> <p>○検品対象外の予算で成果物を伴う場合は、伝票の摘要欄に金額の算定基礎を要入力。</p>
4	支払	<p>・随時支払い</p> <p>・急な支払いには対応できない場合があるため、余裕を持って申請すること。</p> <p>・支払は、役務提供者に支払うことを原則とする。</p>

3-3-2 非居住者への支払い

(1) 居住者・非居住者とは？

居住者	日本国内に住所を有し、または現在まで引き続いて1年以上住所を有する個人
非居住者	居住者以外の個人

<住所・居所とは？>

○「住所」を有しているとみなされるためには、以下a、bのどちらかに当てはまる場合となります。

- a.その者が国内において、継続して一年以上居住することを通常必要とする職業を有すること（長期留学生等含む）
- b.その者が日本の国籍を有し、かつ、その者が国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有すること等、国内におけるその者の職業及び資産の有無等の状況に照らし、その者が国内において継続して一年以上居住するものと推測するに足りる事実があること

○「居所」とは、「その人の生活の本拠という程度には至らないが、その人が現実的に居住している場所」とされます。

(2) 非居住者に対する課税

○以下のケースについては、源泉所得税の対象外となります。

- ・駐日大使、公使、外交官とその配偶者に対する支払い
- ・非居住者の海外での役務提供に対する支払い

※但し、著作物の翻訳については、海外での役務提供の場合も著作権使用料として源泉所得税の対象となります。

(3) 租税条約

○租税条約は、2国間（非居住者の居住国と日本）での二重課税を避けるために締結されたものです。

非居住者が租税条約の適用を受けると日本国内での所得税が免除されます。

○租税条約の適用を受けるためには、「租税条約に関する届出書」（人事局備付）に受給者本人が署名（正副2部）し、人事サービスグループへ提出する必要があります。

○上智学院では、租税条約適用国在住の招聘者に対しては、免税措置を受けることを原則としています。

○「租税条約に関する届出書」を提出する場合は、支出する金額が確定してからご提出ください。

○租税条約はすべての国に適用するものではなく、また国によって内容が異なりますので、必ず人事サービスグループまでお問い合わせください。

【重要：居住者証明について】

- ・以下に掲げる国の居住者を招聘する場合は、「租税条約に関する届出書」の他に「特典条項に関する付表」（人事局備付）と居住国における「居住者証明書」が必要となります（2022年3月時点）。

アメリカ、イギリス、フランス、オーストラリア、オランダ、スイス、ニュージーランド、スウェーデン、ドイツ、ラトビア、リトアニア、エストニア、ロシア、オーストリア、アイスランド、デンマーク、ベルギー、クロアチア、ウズベキスタン、スペイン、ジョージア

- ・「居住者証明書」の取得には一ヶ月以上かかりますので、当該国からの招聘を予定している場合は、招聘前に入手してもらおうようご手配ください。入国前に入手できない場合は、源泉所得税（20.42%）が生じます。
- ・今後、法改正により上記諸国のように届出書以外の添付書類が必要な国が増える可能性がありますので、租税条約を適用する場合には、その都度、人事サービスグループまで確認してください。

(4) 非居住者に対する消費税の扱い

○非居住者への支払いの際は、摘要の消費税のウィンドウを、下記のとおり設定する必要があります。

- ・来日せずに、Web会議アプリや通話等で行った用務（オンライン講演・会議等）は「特定10%支出/リバースチャージ」
- ・来日せずに行った上記以外の用務は「非課税支出/免税・対象外含」
- ・来日して行った用務は「課税10%支出」

The screenshot shows a software interface titled '詳細入力ウィンドウ' (Detailed Entry Window). On the left, there are two sections: '詳細1' (Detail 1) with a '消費税' (Consumption Tax) dropdown, and '詳細2' (Detail 2) with fields for '科目' (Account), '明細' (Details), '部門' (Department), and '教管按分' (Faculty Allocation). A dropdown menu is open, listing various tax categories. The following items are highlighted with red lines: '非課税支出/免税・対象外含', '特定8%支出/リバースチャージ', '課税10%支出', '【軽減】課税8%支出', and '特定10%支出/リバースチャージ'. On the right side of the window, there are search fields with '検索' (Search) buttons and a '部門按分' (Department Allocation) dropdown menu.

3-3-3 学内者への支払い

○学院と雇用関係にある者に、謝金等を支払うことはできません。ただし、翻訳、外国語校閲等、対象分野に関する高度な専門的知識を持つ本学教員（謝金等を支出する予算単位以外の者）への依頼であって、その必要性が明確に確認できる場合は、謝金等の支払いができます。

○依頼前に、必ず報酬料金担当に相談してください。事前に、支出可否を確認します。

上智学院謝金単価基準

業 種	区 分	単位	上限(円)	摘要	源泉所得税率(注1、注2)	支払依頼書区分	手続き
1. アルバイト謝金 (教育研究アルバイト)	①比較的軽易な業務	時間	1,080	④については、修士又は博士前期課程を修了した者とする。	1) 継続して2ヶ月以内:月額表 丙 2) 継続して2ヶ月超:月額表 甲又は乙 (1)、2)ともに非居住者に対しては税率20.42%) ※所得税法第183条	アルバイト謝金	「教育研究アルバイト雇入申請書」
	②複雑かつ多岐にわたる事務、その他の業務	時間	1,130				
	③専門的知識・技術技能又は経験を要する業務	時間	1,180				
	④高度の専門的知識・技術技能又は経験を要する業務	時間	1,330				
2. 会議出席(注4)	①教授・役員クラス、医師、弁護士等	回	15,000	1.5時間/回 学内予算においては、学外者のみ支給対象とする。	1) 一定期間の委嘱契約をしている場合月額表:乙(非居住者:20.42%) ※所得税法第183条	アルバイト謝金	「会議出席謝金等支出申請書」
	②准教授・部局長クラス	回	10,000				
	③上記以外	回	5,000				
3. 講演・登壇	①特別講演	1.5時間	100,000	特別講演は、全学生・教職員等を対象に行う記念講演的性格を有し、著名人に依頼する場合等とする。	源泉所得税率:10.21%(非居住者:20.42%) ※所得税法第204条	請負謝金	「報酬料金等支払依頼書」 (財務システムDr.Budget)
	②一般講演(教授・役員クラス、医師、弁護士等)	1.5時間	50,000				
	③一般講演(准教授・部局長クラス)	1.5時間	30,000				
	④一般講演(上記以外)	1.5時間	10,000				
4. 原稿作成	①日本語	枚	1,500	1枚400字			
	②外国語	枚	4,500	1枚300語			
5. 原稿校閲	①日本語	枚	800	1枚400字(元原稿)			
	②外国語	枚	2,400	1枚300語(元原稿)			
6. 翻訳	①外国語→和文	枚	3,000	1枚300語(元原稿)			
	②和文→外国語	枚	4,000	1枚400字(元原稿)			
	③外国語→外国語	枚	7,200	1枚200語(元原稿)			
7. 通訳	①同時通訳	日	100,000	4時間以内の場合は1/2料金			
	②逐次通訳	時間	10,000				
8. 知識等の教授・指導		回	5,000	技芸、スポーツその他これらに類するもの			
9. デザイン	①ポスター制作	枚	20,000				
	②意匠制作(イラスト・マーク等)	点	5,000				
10. ホームページ制作	①WEBデザイン・企画	回	30,000				
	②ページ制作	ページ	5,000				
	③更新作業	回	5,000				
11. プログラム設計	プログラミング作業	回	30,000				
12. テープ起こし	①日本語	本	8,000	1本60分テープ			
	②外国語	本	12,000				
13. ワープロ浄書		枚	950	1枚400字(日本語)、1枚300語(外国語)	源泉なし(本人の確定申告)		
14. 実験協力	実験被験者	時間	2,500				
15. アンケート協力	WEB、紙、電話等でのアンケート協力	回	1,000				
16. 聞き取り調査協力	ヒアリング、インタビュー等、対面等での聞き取り調査協力	時間	5,000				
17. 手話通訳		時間	4,000				

(注1)「非居住者」とは、日本国内に1年以上居所を有さない短期滞在者のことを指し、この者に係る源泉所得税率は一律20.42%となります(所得税法第164条)。 (2022.04)

(注2)原則として、請負謝金には近隣交通費(乗車距離片道100km未満)、旅費(乗車距離片道100km以上)及びその他経費を含むものとします。但し、特に必要がある場合については、謝金単価基準を超えて、近隣交通費及び旅費を支給することができます。謝金の支払いに伴い近隣交通費を支出する場合は、併せて近隣交通費確認証(「乗換案内」「駅すばあと」等の画面コピー可)を添付してください。謝金の支払いに伴い旅費を支出する場合は、併せて人事局発行の旅費支給計算書を添付してください。実費支給で航空会社、旅行会社等の発行した「上智学院宛」の請求書又は領収書がある場合を除き、当該費用については、謝金と同じく所得とみなし、源泉徴収の対象となります。

(注3)摘要欄に定量的記載があるものについてはこれを基準値とし、依頼内容に応じて割り戻して計算するものとします。なお、円未満の端数については切り捨てとして取り扱います。

(注4)上表の「2. 会議出席」において、本学非常勤講師(採用予定者含む)が担当職務外の会議に出席した場合、1回(2時間以内)あたり3,000円を適用します。ただし、会議が2時間を超えた場合は、超過時間1時間までについて1,500円を加算、以後超過1時間まで毎に同様の取扱いとします。

【請負謝金 摘要区分一覧】

【居住者・非居住者等の定義】

謝金対象者	個人	居住者	国内に住所を有する者、または、現在まで引き続き1年以上居所を有する者
		非居住者	上記以外の者
	法人	内国法人	国内に本店所在地がある法人
		外国法人	上記以外の法人

【摘要区分一覧】

謝金対象者	単価基準の定め	報酬内容	摘要区分1	摘要区分2	税率	備考
居住者	あり	講演謝礼(講演料、公開講座の講師料等)	講演料等(個人)	講演	10.21%	講演に伴う旅費および交通費を含む
		会議出席謝金(一定期間の委嘱契約あり)	-	-	-	アルバイト謝金扱い
		#(一定期間の委嘱契約なし)	その他(個人)	その他	0%	
		原稿料	講演料等(個人)	原稿料	10.21%	口述の報酬を含む
		校正料	講演料等(個人)	校正	10.21%	
		翻訳料	講演料等(個人)	翻訳	10.21%	
		通訳料	講演料等(個人)	通訳	10.21%	
		知識の教授	講演料等(個人)	教授指導料	10.21%	
		テープ起こし	その他(個人)	その他	0%	
		ワープロ清書・打ち込み作業	その他(個人)	その他	0%	
		ソフトウェア・プログラミング	その他(個人)	その他	0%	
		ホームページ制作(ページ制作・更新作業)	その他(個人)	その他	0%	
		#(WEBデザイン・企画等)	講演料等(個人)	デザイン料	10.21%	
		実験協力(実験被験者謝礼)	その他(個人)	その他	0%	
	アンケート協力	その他(個人)	その他	0%		
	手話通訳	その他(個人)	その他	0%		
	なし (過去に「謝金単価に関する願書」が提出された主な報酬)	監修料・編集料	講演料等(個人)	原稿料	10.21%	
		式典での演奏謝礼	出演(個人)	出演	10.21%	
		典礼業務	その他(個人)	その他	0%	
		ミサ司式謝礼	その他(個人)	その他	0%	
		筆耕料・名札書き等	その他(個人)	その他	0%	
		外部評価報酬	その他(個人)	その他	0%	
		コンテストジャッジ報酬	その他(個人)	その他	0%	
		文献調査・資料検索	その他(個人)	その他	0%	
		英文見出し・目録・索引作成	その他(個人)	その他	0%	
		イベント企画・運営	その他(個人)	その他	0%	
		データ入力・データベース作成	その他(個人)	その他	0%	
パソコンメンテナンス		その他(個人)	その他	0%		
インタビュー		その他(個人)	その他	0%		
内国法人	共通	「居住者」と同じ	「居住者」の(個人)を(法人)に変更	「居住者」と同じ	0%	委託契約を有する場合は「委託費」として処理
非居住者・外国法人	共通	国内で実施した業務全般(租税条約あり)	租税条約適用	人的役務の提供	0%	
		#(租税条約なし)	非居住・外国法人	人的役務の提供	20.42%	
		海外で実施した翻訳業務(租税条約あり)	租税条約適用	人的役務の提供	0%	著作物(原著作物、論文等)の翻訳した場合、当該翻訳文は二次著作文に該当して当該著作物の譲渡に該当。論文以外の翻訳については人事局に要確認。
		#(租税条約なし)	非居住・外国法人	人的役務の提供	20.42%	
		海外で実施した翻訳以外の業務全般	その他(個人)	その他	0%	
		#(オンライン形式)	その他(個人)	その他	0%	消費税区分…「特定10%支出/リバースチャージ」

【請求書に基づく報酬】注

相手	請求内容(Dr. Budgetでは行を分けて記載)	摘要区分1	摘要区分2	税率	備考
弁護士、公認会計士、税理士等	顧問料分	税理士等(個人)	弁護士等	10.21%	1回の支払いにおいて、100万円を超える部分は、その超える部分について20.42%の課税
	消費税分	その他(個人)	その他	0%	
弁理士	特許出願手数料、書類作成等の費用分	税理士等(個人)	弁護士等	10.21%	
	消費税分	その他(個人)	その他	0%	
	印紙税分	その他(個人)	その他	0%	
居住者	著作権使用料	講演料等(個人)	著作権	10.21%	

注：法人に対する支払いについては、「摘要区分1」が(法人)となり、税率は「0%」となる。

3-4 謝礼を現金支給以外で行う場合の取り扱い

3-4-1 謝礼の原則

○特定の個人に作業を依頼し、その役務の提供に対して謝礼を支払う場合、以下の理由により、その謝礼はプリペイドカード（商品券、図書カード、QUOカード等）等の現物支給ではなく、人事サービスグループを通して謝金として現金で支払う必要があります。

- ア. 実態としてアルバイトの場合、労働基準法に基づき、現金で支払う必要があるため。
- イ. 上記のアに該当する場合や、所得税法上の「報酬料金」に該当する場合、源泉課税の対象となるため。
- ウ. 振込記録や領収書の受領等により、受け渡しの事実が明確に残るため。

3-4-2 例外

○現在、本学では、例外的措置として、以下に該当する場合は、プリペイドカードの配布による謝礼を可としています。ただし、プリペイドカード（商品券、図書カード、QUOカード、Amazonギフト券等）は、金券扱いとなりますので、予算執行にあたっては、以下に記載した証憑の添付が必要となります。

- ・実験等の被験者への謝礼
- ・アンケート協力
- ・聞き取り調査協力（インタビュー等）
- ・留学や就職等の体験談の報告に対する謝礼
- ・その他ボランティアに準ずるものとして、学院が認めた謝礼

【予算執行時に必要な書類】

- ・プリペイドカード購入時の領収書（Amazonギフトなど実物がない場合も購入明細をもとに検品が必要）
※領収書がない場合は、購入明細とあわせてクレジットカード明細が必要。
- ・配布した方の所属（勤務先等）と氏名（オンラインでの送信の場合はメールアドレス）を記載したリスト（リストに記載の人数分のみ支出可）
※一般向けにオンラインアンケートを実施する場合などで、配布対象者の氏名が把握できない場合はPC上のIDとメールアドレスのリストでも可。ただしその場合は、Excelデータなど加工可能なリストではなく、アンケート管理画面などに表示される部分のスクリーンショットなど、客観的に確認できるものが必要。

3-4-3 プリペイドカードの単価の上限

区分	上限額	単価決定方法
研究費から支出する場合	1回500円	研究者が個別に判断
部署の予算から支出する場合	1回3,000円	次年度予算申請時の「 単価申請 」にて個別に決定

○プリペイドカードの単価を「謝金単価基準」と同レベルの額に設定する必要がある場合は、現金での支払いに変更してください。

3-4-4 プリペイドカード以外の現物支給について

○謝礼金の代わりに物品を渡す場合は、伝票に以下の証憑を添付してください。

なお、購入費用は2,000円程度を目安としてください。

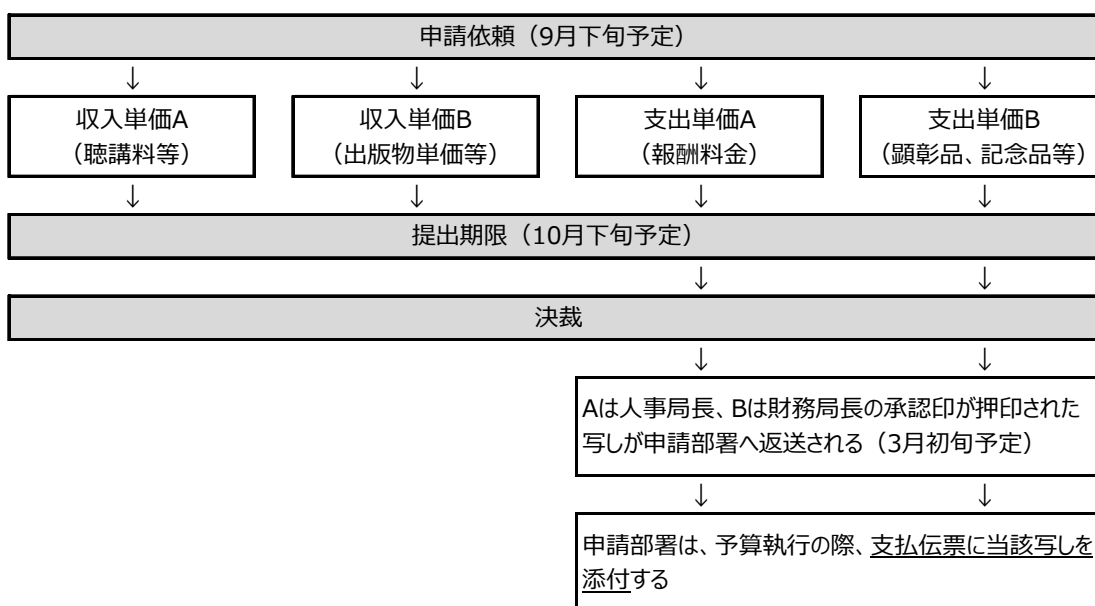
- ①レシート（具体的な商品名および数量が記載されていること）
- ②現物支給を必要とする理由書
- ③相手の氏名、所属等が確認できる資料
- ④打ち合わせや会議の記録

3-5 単価申請 ※事務部署のみ対象

3-5-1 単価申請とは？

- 単価申請とは、本学で独自に単価を定める手続きです。例年、次年度の予算申請と同時にを行います。
- 対象となる予算は、予算申請の対象となる事務部署の予算です。研究費や学生教育研究費等の総額管理予算は対象外となります。
- 対象となる単価は、①収入予算、②支出予算に分けられ、②は請求書に基づかない謝金等の単価となります。ただし、謝金単価基準の範囲内の支払いについては申請不要です。
- 単価申請の手続きの詳細は、ソフィア掲示板にてお知らせします（9月下旬予定）。

3-5-2 申請のながれ



3-5-3 留意点

- 予算執行の時点において、事前に単価申請していない支払が発生した場合は、以下の手続きが行ってください。その際、必ず事前に以下の手続きを取り、承認を得たうえで、相手への金額や謝礼内容の通知、支払を行ってください。（申請内容が認められない場合がありますので、支払後の事後申請は行わないようにしてください。）

支出単価A	「謝金単価願」（所定用紙）に必要事項を記入のうえ、人事サービスグループに提出する。後日、承認印が押印された当該願い書の写しが返送されるので、支払伝票に当該写しを添付する。
支出単価B	「単価申請書」（所定用紙）で追加申請する。後日、承認印押印後の写しが返送されるので、当該写しを支払伝票に添付する。

謝金関連FAQ（よくあるご質問）

☆外部資金については、独自のルールがありますので、研究費の場合は研究推進センター、補助金の場合は経理グループまでお問い合わせください。

(全般)

Q 1 - 1 - 1 謝金の支払いにあたり、本人名義以外の口座に振り込むことは可能か？

A 1 - 1 - 1 アルバイト謝金は、労働基準法上、本人名義以外の口座に振り込むことは認められません。請負謝金の場合も本人名義の口座への支払いを原則としますが、本人記載の申出書がある場合や勤務先に支払う場合でその関係性が講演会のチラシ等で確認できる場合は、本人名義以外の振込を可とします。

(アルバイト謝金)

Q 2 - 2 - 1 在外研究で大学を離れるが、その期間に教育研究アルバイトの方を雇用することはできるか？

A 2 - 2 - 1 教育研究アルバイトは、本学の敷地内にて、雇用管理者の監督の下、勤務を行うことになっています。そのため、雇用管理者が在外研究で大学を離れている場合、教育研究アルバイトを雇用することはできません。（外部資金の場合は要相談）

Q 2 - 2 - 2 教育研究アルバイトの方に、他大学の図書館に行ってもらったが、交通費精算や勤怠管理の方法は？

A 2 - 2 - 2 交通費の精算は、立替交通費として精算してください。雇用管理者は、確実に用務が遂行されていることを確認してください。また、直行・直帰の場合等、雇用管理者が直接的に勤怠確認できない場合、メール等で連絡を取り合ったうえで、確実に勤務を開始・終了していることを確認してください。なお、出勤表には、用務内容と場所を明記してください。

Q 2 - 2 - 3 出勤表の提出期限である5日が休日である場合の期限は何日になるか？

A 2 - 2 - 3 次の平日が提出期限となります。

Q 2 - 2 - 4 出勤表提出期限を過ぎてから出勤表を提出したが、給与支払いはどうなるか？

A 2 - 2 - 4 給与計算に間に合わない可能性があります。その場合、原則として次月分の支払時に、合算して支払います。

Q 2 - 2 - 5 既に臨時職員等別の雇用形態で働いているが、アルバイト謝金での1週間の労働時間制限に関係はあるか？

A 2 - 2 - 5 学院とのすべての雇用契約に係る勤務時間を合算し、週の労働時間制限に達しないようにしてください。

Q 2 - 2 - 6 研究費を使用して、伝票処理等事務補助のための教育研究アルバイトを雇用できますか？

A 2 - 2 - 6 研究費で教育研究アルバイトを雇用する場合、研究に関わる業務（資料収集、データ入力、実験補助等）での雇用となるため、伝票処理等を主な業務とした雇用はできません。雇入申請書、出勤表の業務内容は研究に関わる業務という事が分かるように記載をしてください。

(請負謝金)

Q 3 - 3 - 1 招聘で来る方の近隣交通費の取扱いはい？

A 3 - 3 - 1 原則として、謝金には近隣交通費（乗車距離片道 100km 未満）、旅費（乗車距離片道 100 Km 以上）及びその他経費を含むものとします。但し、特に必要がある場合については、謝金単価基準を超えて、近隣交通費及び旅費を支給することができます。この場合、現行の片道 50km 以上 100km 未満の場所からの招聘に係る交通費と同様、伝票には近隣交通費確認証憑（「乗換案内」「駅すばあと」等の画面コピー可）の添付が必要となります。なお、当該費用については、謝金と同じく所得とみなし、源泉徴収の対象となりますので、ご注意ください。

Q 3 - 3 - 2 請負謝金で事前に提出した「謝金単価に関する願書」に報酬内容や日時を詳しく記載した。この書類をもって、P.65 の証憑書類 a「講演のパンフレットや議事録等内容・日時のわかるもの」の代用となるか。

A 3 - 3 - 2 不可とします。「謝金単価に関する願書」はあくまで事前の単価の承認のみを担保する書類であり、客観的に日時や内容を保証するものではありません。別途証憑書類をご提出ください。

Q 3 - 3 - 3 P.53 の証憑書類 a「講演のパンフレットや議事録等内容・日時のわかるもの」にあたるものがない場合どうすればよいか？

A 3 - 3 - 3 送受信先が明記されている場合、メールのやりとり等で確認できるものがあれば代用可能です。これらの資料もない場合は人事サービスグループの報酬料金担当までご相談ください。

Q 3 - 3 - 4 請負謝金の謝金単価を時給とすることは可能か？

A 3 - 3 - 4 報酬料金はあくまで用務の完了に対する支払いとなります。講演、通訳等の例外を除いて、時間を単価の算定基礎とすることはできません。この場合は、時間ではなく用務の量で単価を設定して謝金単価に関する願書をご提出いただくか、アルバイト謝金での雇用となります。判断に迷うことがあれば、人事サービスグループにご相談ください。

4 飲食に関する経費

- 飲食の支出にあたっては、その原資が学費、補助金、寄付金等であることを十分認識し、学内施設の利用を考慮するなど、必要最小限の支出に留めるよう心掛けてください。
- 飲食の支出にあたっては、「支出報告書」（所定用紙）を作成のうえ、伝票の証憑として添付してください（訪問先への手土産用及び実験用に購入した場合は不要）。
- 飲食に係る一つの会合の経費を複数の予算から支出する場合は、1枚の台紙に「支出報告書」と請求書（又は領収書）を添付し、これに対象となる複数の伝票を添付してください。なお、この場合、伝票の上部に伝票の枚数を記入してください（例：伝票2枚の場合→「1/2」、「2/2」）。
- 研究費からは下記「費目別留意点」の「その他の福利費」に該当する飲食費の支出はできません。これは、研究費が研究遂行のために必要な経費であるのに対し、福利費は労働者の立場として個人が享受を得る経費とみなされるためです。
- 外部資金に係る研究費については、個別にルールがありますので、必ず事前に研究推進センターへご確認ください。
- 一人当たりの上限額（税抜）は以下のとおりです。

区分	昼食代	夕食代
学内者のみの会合	1,000円	3,000円
学外者を含む会合	1,500円	5,000円

※上記上限額は、科目・予算の種類によらず、統一した運用とします。

※お弁当とセットで提供するお茶代は、上限に含めず、常識の範囲内で支出可とします。

また、会議・来客用に常備するお茶についても、常識の範囲内で支出可とします。

※本学の学生及び非常勤講師は、「学内者」とみなします。

※昼食・夕食以外の飲食（茶菓子等）については、原則として支出不可とします。

業務上、必要性がある場合は、事前に予算単位責任者を通じて財務局長宛に願い書を提出し、事前承認を得てください（頻繁に開催される事務部局主催の学生交流イベント及び宗教関連行事（ミサ等）については、常識の範囲内であれば事前承認不要）。

なお、支出の妥当性が認められない場合は、自己負担となりますので、ご了承ください。

※上限額を超える飲食については、超過額を会合出席者の自己負担とすることで執行可とします。

【費目別留意点】

費目	留意点
会議費	○学内又は通常会議を行う場所における、公的会議に伴う食事代等として支出可となります。 ○アルコール類が出された場合は「会議や打ち合わせ」として認められず、その会議や打ち合わせに係る費用は <u>全額支出できません</u> 。そのため、 <u>内訳が記載されたレシートなどの書類を必ず提出してください</u> 。提出できない場合は、 <u>支出が認められませんので、十分にご留意ください</u> 。
渉外接待費	○学外者への必要最小限の渉外接待を目的とする経費で、付帯する学内者の経費を含みます。 ○実習先等への訪問に伴い手土産を渡す場合は、伝票の摘要欄に相手先を記載してください。 なお、購入費用は2,000円程度を目安にしてください。
その他の福利費	○繁忙時の食事代や学内者間（学生を含む）の親睦を目的とした打ち上げ、慰労会、懇親会、歓送迎会での飲食費が該当します。 ○科目は「管理経費」の「その他の福利費」となります。 ○研究費からの支出はできません。
<p><重要：予算流用について> 上記の3つの費目については、予算申請額を超える執行は出来ません（Dr.Budgetにて制御）。 また、コラボフローによる年度途中の予算流用申請（増額）はできませんので、ご注意ください。</p>	

5 海外送金

5-1 海外送金の種類と留意点

(1) 財務システム (Dr.Budget) の場合

No	送金種類	内容	実行区分	留意点
1	US\$の小切手送金	<p><u>銀行振込送金ができない場合のみ適用</u></p> <p>※銀行振込送金を推奨します。(郵便遅延、郵便事故、換金漏れによる有効期限切れが発生しています。)</p>	32 : USドル小切手送金	<p>○USドルの海外送金で、銀行振込送金ができない場合のみ小切手(チェック)を郵送します。(資金グループにて小切手を作成し、エアメールで直接郵送。)</p> <p>○下記の書類を作成し、伝票にクリップ留めして提出してください。</p> <p>①送金明細書(記入例参照)</p> <p>②税関告知書(「ご依頼主」欄と「お届け先」欄に英語で記入のこと)</p> <p>※①の書式は、学内ネットワーク(Sophia M365 Portal)の「申請・マニュアルDB」に保管しています。(「申請・マニュアルDB」より入手できない方は資金グループ担当者までご連絡ください)。</p> <p>※②は資金グループにありますが、郵便局でも入手可能です。</p> <p>※エアメール用封筒は、郵送時に資金グループで準備します。</p> <p>○同封すべき書類がある場合は、伝票に添付してください。</p> <p>○証憑(請求書)には、<u>小切手の送付先住所及び宛名(送付先名称と異なる場合、Payable to-等)</u>、Invoice No.等の情報が明記されているか確認してください。</p>
2	ドイツへのユーロ送金	銀行振込	33 : ドイツ・ユーロ送金	<p>○ドイツへのユーロの送金は、通常、銀行振込となります。</p> <p>○ドイツ以外の国へユーロを送金する場合は、「その他の送金」になります。</p>
3	その他の送金	<p>・US\$銀行振込送金</p> <p>・ドイツ以外へのユーロ送金</p> <p>・その他の外貨の銀行振込送金</p>	31 : 海外送金	<p>○USD以外の外貨の小切手送金は取引先銀行での受付が停止となったため行えません。</p> <p>○マイナーな通貨は送金できない場合があります。詳細は資金グループにお問合せください。</p> <p>※マイナー通貨とは…米ドル(USD)、ユーロ(EUR)、円(JPY)、ポンド(GBP)、豪ドル(AUD)、カナダドル(CAD)、スイスフラン(CHF)以外の通貨</p> <p>※ただし上記メジャー通貨も送金国や銀行によって送金できない場合があります</p> <p>○「海外送金支払 送金内容連絡シート」(所定用紙)に必要事項を記入し、伝票にクリップ止めで添付してください。(作成した「海外送金支払送金内容連絡シート.doc」データは、Dr.Budgetの入力画面の添付機能でファイル添付をお願いします。)(P.84の記入例参照)。</p>

				<p>○日本円を基にして外貨を払う場合（←「〇〇円分を外貨で支払いたい」）は、<u>伝票の摘要欄に「〇〇円相当の△△（US\$・Euro等）」と記載してください。</u></p> <p>○送金先の国や通貨により注意点があります（P.85参照）。</p> <p>○送金先が複数の場合、送金先ごとに伝票を分けて起票してください。1伝票1送付先をお願いします。</p>
--	--	--	--	---

（2）科研費の場合（科研費の海外送金については、研究推進センターにご相談ください。）

No	送金種類	内容	実行区分	留意点
1	科研費による送金	<u>銀行振込</u>	—	<p>○送金手数料（4,500円：2022年4月1日現在）は送金依頼者の直接経費で負担いただきます。</p> <p>○科研費伝票一式に以下の書類を添付してください。</p> <p>①外国送金振込明細書 ※入力にあたって参考とした口座情報等の資料（相手からのメール等）を添付してください。 ※①の様式は研究推進センターまでお問い合わせください。</p> <p>②支出申請書（送金手数料分） ※支出申請書は、伝票支払分と送金手数料分の2枚必要となります。</p>

5-2 外貨建て取引の円換算レート

○外貨建て取引における為替レートは、財務局設定の換算レートを使用してください。

※クレジットカード決済時の場合の為替レートは、カード利用明細書に記載の為替レートを適用します。

○為替レートは、原則、毎金曜日に翌週のレートを「ソフィア掲示板」に掲載します。レート表にない外貨については、資金グループにメールでお問い合わせください。(shikin_common@ml.sophia.ac.jp)

○基準日は、伝票起票日としてください。ただし、旅費については、海外で立替払いを行った日が基準日となります(旅費システムに要入力)。

(例) 55 U S \$ の請求書の支払伝票を起票する場合
・週間レート：1 U S \$ = 109.16円(「ソフィア掲示板」による財務局設定レート)
・U S \$ 55 × 109.16円 = 6,003.8円
→ 伝票記載金額：6,003円(小数点以下は切り捨てる)

5-3 送金手数料

○送金取組時における銀行手数料(発生した場合)は学院で負担しますので、振込依頼者による負担はありません。

ただし、科研費の場合は、送金手数料4,500円(2022年4月1日現在)を振込依頼者の直接経費で負担いただきます。

○受取人口座の銀行や経由銀行により、送金到着時に、受取人側に銀行手数料がかかる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

【送金明細書】記入例 (US\$ 小切手送金用)

【送金明細書の記入方法】

- ① 空欄をお願いします。(資金グループで記入。)
 - ② 小切手宛名：請求書 (INVOICE) 発行の業者名をご記入ください。ただし、宛名が指定されている場合 ("Payable to △△△"と記載されていることが多い。) はそちらを相手先としてください。
 - ③ Check No. : 空欄をお願いします。(資金グループで記入。)
 - ④ 外貨金額を記入してください。
 - ⑤ Address to: 請求書の宛先 (部署名・教授名など) を記入してください。
 - ⑥ Customer No. : 請求書通りに記入してください。(「Account No.」と記載されている場合もあります。)
 - ⑦ Invoice No. : 請求書通りに記入してください。Credit Memo (割引) がある場合は忘れずに記入してください。
上記以外にReference No. やSubject No. 等がある場合はこちらに記入してください。
- ※ 請求書が複数ある (合算して送金する) 場合
- ・ 外貨金額 (④) は合算で記入してください。
 - ・ すべての Invoice No./Customer No. を送金明細書へ明記してください。

**Gakko Hojin Jochi Gakuin
SOPHIA UNIVERSITY**

日付欄は記入しないでください
Tokyo, _____ ①

② **ACADEMIC BOOK CENTER**

Sirs:
We find enclosed our Check No. _____ ③
for US \$ _____ ④ 50.00 _____ in Payment of the following invoice(s)
issued to: ⑤ SOPHIA UNIVERSITY
Customer No.: ⑥ Cust ID : XSOP
Invoice No.: ⑦ 105905

ries should be addressed to

Bureau of Financial Affairs
Office of Capital
Sophia University
7-1 Kioi-cho, Chiyoda-ku
Tokyo, 102-8554 JAPAN
FAX +81-3-3238-3129

記入しないでください

【注意事項】

手書きの場合、誤読を避けるため大文字のブロック体で誰もが読める文字で記入してください。読みにくい文字がある場合、送金できないことがあります。

★書式は、学内ネットワーク (Sophia M365 Portal) の「申請・マニュアルDB」に保管しています。

【税関告知書】記入例 (US\$ 小切手送金用)

郵便局

税関告知書 CUSTOMS 職権により開封されることがあります。GN22
DECLARATION May be opened officially.

Designated Operator: **JAPAN** 重要！裏面の注意事項を参照してください。Important! See instructions on the back.

該当するものにチェック(×)をして下さい。Tick as appropriate.

Gift 贈物 Commercial Sample 商品見本
 Documents 書類 Other その他

内容品の数量及び明細
Quantity and detailed description of contents (1) 重量 Weight (in kg)(2) 価格 Value (3)

こちら側には何も記入しないでください

商用物品のみ For commercial items only
分かれば、HSコードおよび原産国名
If known, HS tariff number(s) and country of origin of goods (5) 合計重量 Total Weight in kg (6) 合計価格 Total Value (7)

私は、この税関告知書の記載事項に誤りがなく、また、この郵便物の中に危険物品、法令により禁止された物品又は郵便物しくは通関に関する規則により禁止された物品を封入していないことを証明します。
I, the undersigned, whose name and address are given on the item, certify that the particulars given in this declaration are correct and that this item does not contain any dangerous article or articles prohibited by legislation or by postal or customs regulations.

署名及び署名日付 Date and sender's signature (8) 年 (year) 月 (Month) 日 (date)

Only insurance (保険付に限る) 保険金額 Insured Value (4)

アラビア数字 (Numerals) SDR SDR
英語 (Words)

郵便料金送付先一方向米海印紙は非課税
円 (Yen) 総重量 (Gross Weight) g
円 (Yen) 合計 (Postage) 円 (Yen)

送達方法① 航空・Air SAL・Surface Air lifted 船便・Surface
種類② 普通郵便 印刷物 新聞・雑誌 郵便物以外の物品

From
送出人氏名 Name
住所 Address
郵便番号 Postal code
受付国 Country **JAPAN** TEL FAX

To
お届け先の住所・氏名 Name
住所 Address
郵便番号 Postal code
名宛国 Country TEL FAX

太枠内に依頼主の住所・氏名、
届け先の住所・氏名を英語でご記入ください

国際郵便留郵便 国際保険付郵便

受領証 Receipt
受付自印 (Date Stamp)
書留・保険付に限る (Only Registered/Insured)

Sender's Copy
依頼主様控

RR 476 986 394 JP

書留・保険付としない場合は、3枚目の赤線以下をお切り取りください

RFI-4091350-15-23

★「税関告知書」は資金グループにありますが、郵便局でも入手可能です。

【「海外送金支払 送金内容連絡シート Notification Sheet for Overseas Remittance」記入例】

海外送金内容連絡シート Notification Sheet for Overseas Remittance ※全て半角英数字で入力してください。 Please use only half-width alphanumeric characters.

※受取人本人にご記入いただく場合：太枠内のみ本人が記入してください（太枠外は担当部署記入）。 If the recipient him/herself fills out: Fill in the thick-bordered box only.
 ※依頼番号欄はDr.Budgetにファイル添付する等は不要です。シート印刷後に依頼番号を手書きし、伝票にクリップ留めして下さい。 It's not necessary to fill in the section of Slip Number when you attach the file at Dr.Budget. After printing this form, write the number by hand and clip it to the slip.

依頼番号 Slip Number (For office use)	123456789	今回の受取人への送金について	<input type="checkbox"/> 初めて <input checked="" type="checkbox"/> 2回目以降 <input type="checkbox"/> 不明	受取人本人による記入（該当する場合チェック）Filled in by the recipient (Check the box if applicable) (For office use)	<input type="checkbox"/>
送金内容 Detail (For office use) ※銀行への報告用 For reporting to the bank			送金目的 Purpose (For office use) ※受取人の種別別 For reporting to the bank		
PAYMENT FOR BOOKS			<input checked="" type="checkbox"/> 貿易 (TRADE) <input type="checkbox"/> 貿易外 (NON TRADE) → Check one		
先方への連絡事項 Message to the receiver side (For office use)					
ACCOUNT No. 12345 / INVOICE No. 56789					
送金額 Amount (For office use)	円貨相当額の場合 (equivalent in yen) 通貨を下記から選択してください		外貨送金の場合 (foreign currency)		
	円貨額 Amount in yen :		金額 Amount (例: USD 250.00):	GBP120.00	
送金希望通貨 Requested currency (Check one)	<input type="checkbox"/> USD\$ <input checked="" type="checkbox"/> GBP£ <input type="checkbox"/> ALD <input type="checkbox"/> JPY (Payable if you have a bank account in Japan) <input type="checkbox"/> EUR€ <input type="checkbox"/> CHF <input type="checkbox"/> OTHER ()		※CNY payments to individuals in China are not permitted. ※ヨーロッパ宛送金の場合はIBANを記入してください。メキシコ宛送金の場合は口座番号だけでなく、CLABEも必要です。 Please write IBAN for remittance to Europe. Please write CLABE along with the account number for remittance to Mexico.		
受取人・銀行口座情報 Receiver/Bank Account Information					
口座番号 Account number	IBAN:GB12345678901234				
銀行名 Bank name	BARCLAYS BANK				
支店名 Branch name	MAIN	SWIFT(BIC)/ABA 等 SWIFT(BIC)/ABA code	BARCGB22XXX		
銀行住所 ※必ず国名もご記入ください。 Address of bank branch (full address including the name of country)					
*** ** QUEENS ROAD HASTINGS EAST SUSSEX TN****, UK					
口座名義 Account holder's name: **** BOOKS LTD					
受取人住所 ※必ず国名もご記入ください。 Account holder's address (full address including the name of country)					
FOXHILLS HOUSE, RUSHDEN NN** ***, UK TEL: *** ** **					
* 経由銀行 Intermediary Bank (ある場合のみ If needed)					
銀行名 Bank name			支店名 Branch name		
銀行住所 ※必ず国名もご記入ください。 Address of bank branch (full address including the name of country)					
SWIFT/ABA code					

[2021.11財務局資金グループ更新]

★書式は、学内ネットワーク (Sophia M365 Portal) の「申請・マニュアルDB」に保管しています。

<記入時の注意点>

- ・伝票番号（依頼番号）を必ずご記入ください。
- ・全て英字でご記入ください（中国・韓国等への送金の場合も同じ）。
 ※特殊文字（á, é, Ö, ßなど）は銀行への送金依頼使用不可文字のため相当の英字に置き換えてご記入ください。
- ・請求書等に記載のある銀行・支店名・口座名義等をご確認の上、ご記入ください。
- ・前回の支払以降、口座情報が変更している場合もありますので、毎回、必ず口座情報の確認をしてください。
- ・送金内容欄は簡潔にご記入ください。例) HONORARIUM（謝金の場合）、REFUND OF ○○（返金の場合）
- ・送金目的欄は「貿易」か「貿易外」のどちらかにチェックを入れてください。（「貿易」=モノの輸入。例：書籍購入）
- ・先方へ伝えたい情報がある場合は先方への連絡事項欄へご記入ください。例）請求書のINVOICE No.や、支払の内容（As an online lecture fee ～）など
- ・必要事項を記載し、伝票にクリップでとめて提出してください。
 （作成した「海外送金支払送金内容連絡シート.doc」データは、Dr.Budgetの入力画面の添付機能でファイル添付もお願いします。）
- ・経由銀行は、指定がある場合のみ記入してください。
- ・記入にあたって参考とした口座情報等の根拠となる資料を別途伝票に添付してください。正しい情報が確認できない場合、送金が遅れることがあります。
 ただし、送金内容連絡シートの記載内容が受取人本人による記入（入力）の場合は不要です。（「本人による記入」欄にチェックを入れてください）

【国別・通貨別注意点】

<国別>

U.S.A. ● 円口座を保有しない銀行への円建送金は到着までに相当の日数を必要とします。受取人にはUSDに変換されて支払われるか、或いはExchangeロスの発生が懸念されますので、極力、USD建で送金するようご検討ください。 ● 「受取人名・住所」についてフルネーム、フルアドレス（私書箱「P.O.BOX」、「Postal Box」、「P.O.」は不可）を記入してください。なお、受取人名・住所の記載が不完全な場合は、着金が遅延する可能性があります。
ユーロ圏全般 欧州および一部中東地域の国々等では、IBAN（国コードから始まる番号、最長34桁）という国際標準規格に基づく銀行口座番号の記載が必要です。 <例> U.K.の場合 GB 12 1234567890 12345678
南米諸国 「受取人名・住所」についてフルネーム、フルアドレス（私書箱「P.O.BOX」、「Postal Box」、「P.O.」は不可）を記入してください。なお、受取人名・住所の記載が不完全な場合は、着金が遅延する可能性があります。
CANADA 受取人名だけでなく受取人住所（フルアドレス）の記載も必要です。住所が私書箱の場合送金できません。受取人名・住所の記載が不完全な場合は、着金の遅延、資金返却の可能性があります。また、現地銀行からの照会や諸手数料の請求等が想定されますのでご注意ください。
INDIA 銀行名・支店名だけでは資金返却される可能性があるため、支店住所・都市名の記入が必要です。
CHINA 返金の場合（検定料・手続金等）、最初に支払った口座への返金でないと送金できない可能性があります。
PHILIPPINES フィリピン向送金（含米国経由）は手数料が「依頼人負担」であっても、支払銀行で手数料が差し引かれる場合があります。
MYANMAR ミャンマー向送金はITRSコードの記載が必要です。

<通貨別>

JPY（日本円） 円口座を保有しない銀行への送金は現地通貨へ変換される可能性が極めて高く、入金遅延となるケースもありますので、可能であればUSD建での送金をご検討ください。
CNY（人民元） 個人宛（受取人が個人）の送金は取扱ができません。
INR（インドルピー） インドの銀行・支店を特定するIFSCコード（11桁）の記載があれば、着金の正確性が向上します。
MYR（マレーシアリングット） MYR送金の場合、銀行へ実需確認書類の事前提出が必要となります。
KRW（韓国ウォン） 受取人の電話番号の記載が必須です。
CLP（チリペソ） 銀行間決済が特殊なため、送金前に送金可能かどうか確認が必要です。資金Gまでお問い合わせください。

<通貨別（続き）> ※以下に挙げたものは資金グループから銀行へ問い合わせ履歴のある通貨の情報です。
問い合わせ履歴の無い通貨は確認する必要がありますのでマイナー通貨については随時お問い合わせください。

NGN（ナイジェリアナイラ）
送金不可です。別の通貨での送金を先方にご確認ください。
CFA（コートジボワール セーファーフラン）
送金不可です。別の通貨での送金を先方にご確認ください。
LKR（スリランカルピー）
送金不可です。別の通貨での送金を先方にご確認ください。
BRL（ブラジルレアル）
送金不可です。別の通貨での送金を先方にご確認ください。
AFN（アフガニスタンアフガニ）
送金不可です。別の通貨での送金を先方にご確認ください。
VND（ベトナムドン）
銀行によっては送金不可。資金Gへお問い合わせください。

6 その他

6-1 郵便室利用時の郵便料

区分	内容
費用	<p>○郵便管理室を利用して発送した郵便については、本部予算（財務局管理）にて料金を負担します（→各部署による負担なし）。</p> <p>ただし、郵便発送通数の多い以下の4部署については、目的別予算管理の関係上、当該部署の予算にて負担となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>人事局、学事センター、入学センター、グローバル教育センター</p> </div> <p>○教員に直接配賦される研究費については、郵便室の利用を不可とし、郵便料の執行にあたっては、研究費からの立替執行を原則とします。</p> <p>○郵便室を利用していない目白聖母キャンパス、短期大学部、大阪サテライトキャンパスについては、部署予算の管理となります。</p>
留意点	<p>【本部予算負担となる部署】</p> <p>○郵便台帳（郵便発送依頼票）については、各部署の執行状況と経理区分（教研、管理）を把握する必要があるため、使用する必要があります。郵便物を提出する際は、必ず郵便台帳と一緒に提出してください（表紙のバーコードを読み取る必要あり）</p> <p>○郵便台帳の記入にあたっては、必ず表紙に記載されている業務コードまで記入してください。記入漏れがあると、郵便物を発送することができません。</p> <p>○著しく利用額が増加した部署については、次年度以降、部署予算の管理へ変更します。</p> <p>【各自の予算で管理する部署（四谷キャンパス4部署）】</p> <p>○郵便料の精算にあたっては、毎月20日頃に前月分の利用料を予算差引きするため、部署による会計処理は不要です（当該精算額の確認は各自が財務システムにて行う）。</p>

6-2 仮払金

- 仮払金は、請求書払いや立替払いの処理ができない場合に限り、事前に支出するものです。
- 仮払金は事務部署のみ執行可能です。研究費の仮払いは認められませんのでご了承ください。
- 仮払金の支払伝票の摘要欄に、使用期間及び精算予定時期（使用后1か月以内の日）を記載のうえ、使用後はできる限り速やかに精算してください。
- 財務システムにおける仮払金の起票方法については、システムTOP画面に添付のマニュアルをご参照ください。

6-3 弔慰に関する経費

- 教職員の慶弔については、慶弔見舞金規程に基づき人事局にて行われますので、原則として部署予算からの執行は不可となりますが、弔慰に関してのみ執行を可とします。ただし、以下の点にご留意ください。

<留意点>

1. 執行可能な経費は、供花（上限2万円）及び電報のみとなります。
2. 対象者の範囲は以下のとおりです。

区分	ご本人が死亡した場合	ご家族が死亡した場合（注）
現職者の教職員で私学共済加入者	○	○
上記以外	○	×

注：ご家族の範囲・・・配偶者、子、父母（配偶者の父母については同居の場合のみ）

3. 勘定科目は「管理経費」の「福利費支出（学生・教職員慶弔費）」となります。
4. 本経費の執行を理由とした予算の増額申請は認められません。
5. 弔慰金については、人事局予算にて人事局からご遺族に贈呈します。

6-4 リース取引

○賃貸借取引として処理する取引で次のいずれかに該当する場合は、通常の賃貸借取引(機器備品賃借料)とします。

※次頁の「リース取引に関するフローチャート」参照。

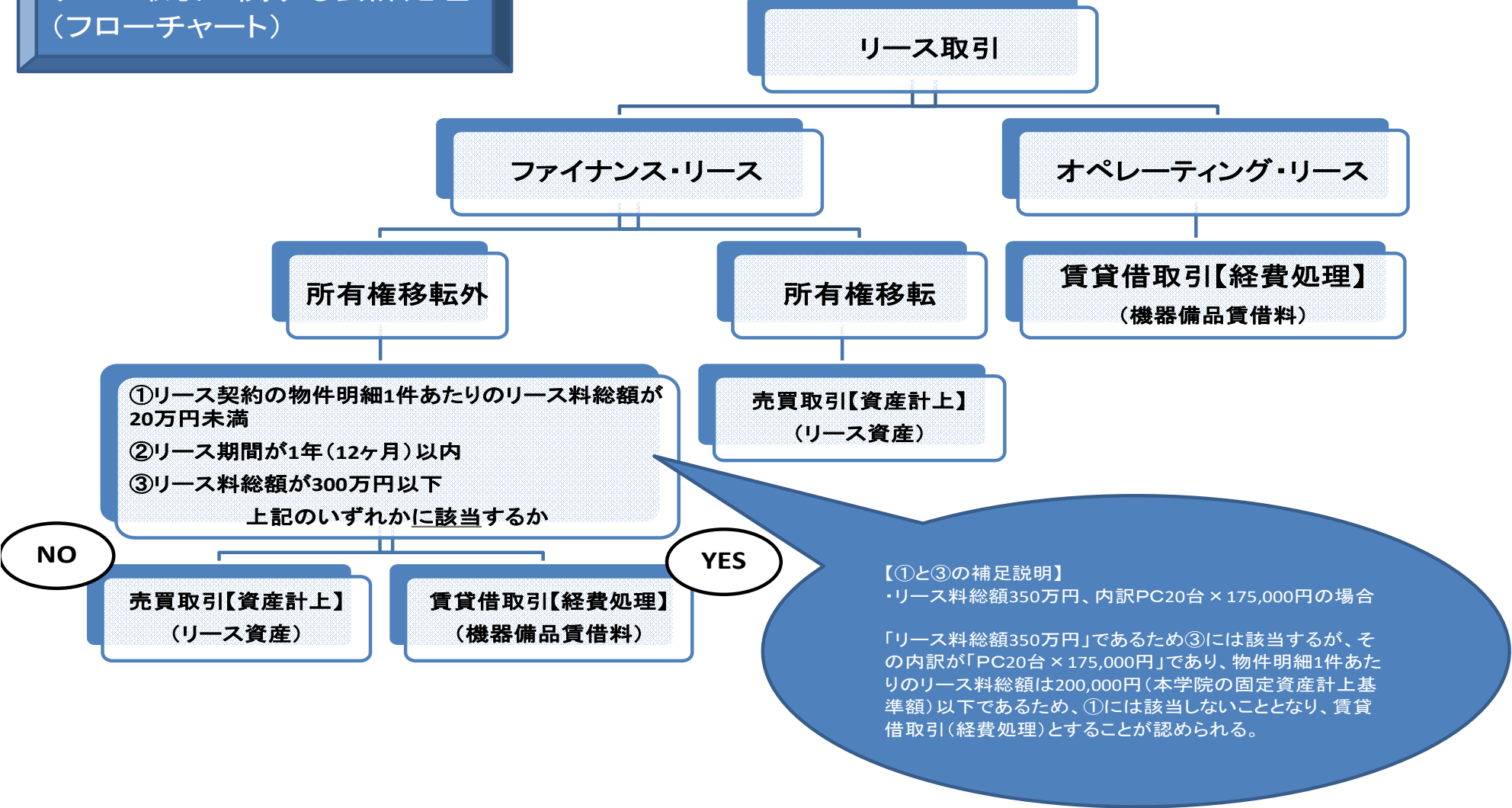
- ①リース料総額が本学の固定資産計上基準額未満(20万円未満)のもの
- ②リース期間が1年以内のもの
- ③リース契約1件当たりのリース料総額が300万円以下のもの

○上記以外の取引(=リース資産取引)については、以下のとおり、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行います。詳細については、経理グループにお問い合わせください。

区分	内容
資産計上	①教育研究用機器備品・・・教育研究用リース資産支出にリース料総額を計上 ②管理用機器備品・・・・・・・管理用リース資産支出にリース料総額を計上
リース料の支払い	①初年度の3月分まで・・・長期未払金支払支出で支払伝票を作成 ②翌年度の4月分から・・・前期末未払金支払支出で支払伝票を作成

○リース料が月額制の場合、年間の支払い回数は最大で12回となります。年度末に誤って4月以降の分を前年度予算から支出することのないよう、リース料の支払い回数には十分ご注意ください。

リース取引に関する会計処理
(フローチャート)



IV 研究費編

具体的な支払手続きについては、「Ⅱ 共通ルール編」、
「Ⅲ 個別ルール編」をご参照ください。

1 研究費の不正防止に向けた取り組み

1-1 上智大学公的研究費等にかかる不正防止計画

2018年度改定
上智大学長

上智大学公的研究費等にかかる不正防止計画

～ 本学の方針 ～

上智大学は、本学の全ての構成員が公費を適正に使用または管理するため、文部科学省が定める「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、不正を防止するための取組を全学的に推進します。主に以下の点を重要課題として全構成員（教職員及び学生）で共有します。

- 学長のリーダーシップのもと、各責任者の責任と権限を明確にし、大学として責任ある体系において行動します。
- 責任体系の明確化だけでなく、構成員一人ひとりの意識向上を常に図り、全体と個の双方において不正を断固として許さない風土づくりを推進します。
- 公正かつ明瞭な経費執行を行い、法令やルールを遵守することを徹底する一方、合理的な理由がある場合にはその根拠を明らかにした上で柔軟かつ有効な対応を行い、教育研究活動を円滑に遂行することを目指します。

※本学では、公的機関から配分される競争的資金のみならず、学内で執行される全ての公費に対して不正防止の取組を行います。

I. 責任体系の明確化

(1) 学長及び副学長のリーダーシップ

学長は最高管理責任者として、不正防止にかかる基本方針を明示し、本学における取組を適切に推進するためのリーダーシップを発揮します。学術研究担当副学長は統括管理責任者として、学長を補佐し、実質的な責任者として防止計画推進部署とともに不正防止対策を推進します。

(2) コンプライアンス推進責任者の責任と権限

各教育研究組織の長（学部長・研究科委員長等）及び事務組織の各局長はコンプライアンス推進責任者として、管理監督する組織における不正防止対策を実施し、構成員を適切に指導します。

(3) 決裁手順及び根拠の明確化

不正防止対策の実施や研究費の執行にかかる学内決裁手続きについて、その手順及び根拠を明確にし、物事の決定を公正明瞭に行います。

(4) 事務部署の役割の明確化

各事務部署は、事務分掌等に定める役割をそれぞれに果たすことにより、大学全体の不正防止対策を効果的に機能させるための協力体制を構築するとともに、相互の確認や牽制を適切に働かせます。

(5) 学内の連携強化

学長を最高管理責任者とする指示命令系統、学内各組織の横断的連携及び教員・職員間の協働等、学内のあらゆるつながりにおいて、互いに情報共有や連絡調整等を密に行います。

II. 不正を事前に防止するための取組

(1) コンプライアンス教育の実施

全ての構成員が、コンプライアンス教育を受講し、どのような行為が不正に当たるのかをしっかりと理解します。

(2) 研究倫理教育との連動

研究倫理教育とコンプライアンス教育を一体として実施し、研究不正及び研究費不正使用双方の防止を連動させた体制とします。

(3) 若手研究者の意識啓発

コンプライアンス教育の受講を含め、大学院生や若手研究者の意識啓発を図る取組を推進します。

(4) 誓約書の提出

全ての構成員は、コンプライアンス教育を受講し、その内容を正しく理解した上で、大学が指定する構成員は誓約書を提出することとします。

(5) 取引会社への対応

本学の不正防止対策にかかる方針等を学外にも広く周知し、本学と取引を行う会社等においては、誓約書の提出等により適切な取引を徹底します。

III. 適切な執行にむけた取組

(1) ルールの明確化・統一化と周知

明確かつ統一的なルールを定め、全ての構成員に分かりやすく周知します。

(2) ルールの適切な運用

全ての構成員がルールを遵守した執行・管理を徹底します。また、ルールの解釈を属人化させず、大学として統一的な運用を図ります。ただし、教育研究活動を円滑に遂行するため、研究分野の特性等を十分に考慮し、事例に合わせた柔軟な対応が必要とされる場合は、根拠の明確化・関係者間での共有を徹底した上で、適切な手続きを行います。

(3) ルールの見直し

定められたルールと運用実態に乖離がないか、ルールが形骸化していないか、ルールに無駄はないか、合理化・効率化できる余地はないか、常にルールの点検と見直しを図ります。

(4) 有効なモニタリング方法の確立と実施

実効性のあるモニタリングとして、不正が発生しやすい要因を分析することによりリスクに対する重点的かつ機動的リスクアプローチ監査を行うこととし、本学の実情に合わせた実施方法を策定します。また、内部監査によるモニタリングだけでなく、コンプライアンス推進責任者や防止計画推進部署は、日常的なモニタリング機能を果たすこととします。

(5) 不正発生要因の排除

特に不正が起りやすい事柄（預け金・カラ出張・カラ謝金）について、不正を防止するための方策を強化・徹底することとし、モニタリング状況等を適切に踏まえ、雇用管理や検品等の手続きをより実効性あるものとするよう常に改善に努めます。

以上

1-2 適正な研究費管理のための体制

○本学では、「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」(P.116)に基づき、以下のとおり責任体制を明確化し、研究費の適正な使用及び管理を行っています。

名称	役職	役割
最高管理責任者	学長	全体の統括、最終責任を負う。
統括管理責任者	学術研究担当副学長	最高管理責任者の補佐、研究費の使用・管理を実質的に統括する。
コンプライアンス推進責任者	「上智学院職制」上の各組織所属長 ①各教育組織の長(学部長・研究科委員長等) ②各事務組織の長(局長)	当該部局における研究費の使用・管理について責任と権限を持つ。
コンプライアンス推進副責任者	各教育組織の長の下位者(専攻主任、学科長)	コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費の使用・管理について日常的な責任と権限を持つ。

1-3 研究費の相談窓口と不正防止に関する通報窓口

○研究費の使用・管理方法と事務手続きについて不明な点がある場合や、研究費の不正について見聞きしたという場合には、次の窓口へご連絡ください。

相談窓口	内容
研究推進センター (13号館4階：内線3173)	学外資金 ^{注1} についての相談 注1 科研費をはじめとする国庫補助金による資金や、委託研究費及び共同研究費等の学外からの資金
経理グループ (13号館4階：内線3182)	学内資金 ^{注2} についての相談 注2 上記「注1」以外の個人教育研究費を含む教育研究に使用される資金

通報窓口	内容
監査室 (図書館9階：内線4389)	研究費の不正使用に関する通報 ◆公益通報110番 e-mail: koekitsuho110-co@sophia.ac.jp

1-4 研究費の使用に関する禁止事項

1-4-1 代表的な禁止事項

区分	概要	具体例
預け金	架空取引により本学に代金を支払わせ、これを取引会社等に管理させること	○取引会社に購入物品等の金額の水増しをさせたり、虚偽の書類による架空発注を行ったりして、本学が多く支払った分を取引会社に管理させて、別の用途に使用する。 ○年度末に印刷物を発注したが、3月中に納品が間に合わず、実際の納品は次年度4月以降になるにも関わらず、前年度の予算で先を取引会社に代金を支払う。
カラ出張	実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること	○出張依頼先から旅費を受領したのに本学にも同じ出張の旅費を二重請求し、二重に受け取る。 ○出張を変更・中止したのにその届出を行わず、不正に旅費を受領する。
カラ謝金	実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること	○実際には勤務していない作業時間を出勤簿に記載して請求し、不正に研究費を本学から支出させる。 ○研究費等の維持・管理費等の経費を捻出するため、学院から実態の伴わない謝金を学生に支払わせ、これを学生から集金して当該経費に充当する。

≪その他の不適切な事例≫

- OTAとしての勤務時間とアルバイト謝金での勤務時間が重複する（給与の二重払いの状態が発生）
 - 労働時間が6時間を超えているのに、法定の休憩時間を与えない
 - 複数の研究課題に関わる出張なのに、課題ごとの期間区分を行わず、同一研究課題の研究費からまとめて旅費を支出する
 - 研究課題Aで使用する物品の費用を、研究課題Bの研究費から支出する
 - 研究費で購入した物品を私的に使用する
- ＜親族に対する謝金等の支払いについて＞
親族（生計を一にする配偶者及び一親等の者（両親及び子）。以下同じ。）への謝金の支払い及び教職員本人又はその親族が経営・支配する企業・団体との取引については、利益相反の問題が生じ、本学の教育・研究にかかる社会的責任に対して疑義が生じる可能性があるため、原則として禁止しています。

1-4-2 研究費の不正使用、不正行為に対するペナルティ

- 研究費の不正使用や研究活動における不正行為を行った場合、以下のようなペナルティが課されます。
 - ・当該研究費の返還、受給の打ち切り
 - ・当該研究費に対する複数年にわたる応募資格の停止
 - ・学内での懲戒処分
 - ・刑事告訴 等
- 不正を行った場合、研究者本人だけでなく共謀した者（共同して研究する者や取引会社等）にもペナルティが及ぶことがあります。これらの行為が本学全体の教育研究活動の停滞と社会的信用の失墜にもつながることを自覚し、絶対に不正を行わず、また、これに加担してはなりません。

2 研究費の種類

2-1 学内予算による研究費等

タイプ	名称	概要	年度繰越 (繰越上限)	問い合わせ先
一律配賦型	個人教育研究費	教員個人の専攻分野に関する研究及び教育に要する経費を助成することを目的とし、毎年度決定された単価に基づき、教員個人に対して一律配分される予算。 ※制度の詳細については、「2-3 個人教育研究費」(P.98 参照)。	○ (単価の1/2)	経理グループ
	学会研究旅費	教員個人の専攻分野に係る学会への参加や発表及びフィールドワーク等、研究活動全般に対する旅費を「個人教育研究費」の付与対象者に一律補助。支給額は年間 10 万円とし、海外渡航を含む場合は 15 万円とする。 ※制度の詳細については、「2-4 学会研究旅費」(P.100 参照)。	○ (単価の1/2)	
申請型	科学研究費助成事業インセンティブ研究費	科研費に申請し不採択となったが、高評価だった研究課題申請者に対して、インセンティブとしての研究資金を付与。毎年4月にソフィア掲示板にて募集。申請期間は科研費研究種目ごとに審査結果開示後2週間としている。	×	研究推進センター
	学術研究特別推進費	本学の先進性・独自性・国際性に富んだ特色ある研究や、総合大学の特色を生かした学際的、組織的な研究活動に対する研究助成制度。研究課題を自由に選べる「自由課題研究」、本学の建学理念等に基づいた5つの研究テーマに沿った課題を設定する「重点領域研究」の2つの研究タイプに分かれる。3月～4月頃、ソフィア掲示板にて新規研究課題を募集予定。	×	
	ソフィアシンポジウム	一定の基準を満たしているシンポジウム等の企画を募集し、採択された場合は、1件につき100万円程度を上限に企画費用を補助。毎年8月・12月の年2回にソフィア掲示板にて翌年度分を募集。	×	
学部推薦型	個人研究成果発信奨励費	研究者個人の研究成果を国内外に発信することにより、個人及び本学の研究活動のプレゼンスを高めることを目的とし、個人研究に対する奨励費として付与される研究費。毎年4月以降に各学部、研究科等において募集される。	×	

タイプ	名称	概要	年度繰越 (繰越上限)	問い合わせ先
その他	研究推進奨励費	科研費を始めとする間接経費の措置のある公的研究資金を獲得した研究代表者に対して交付される研究資金。交付額は原則、他機関へ配分する間接経費や学院として徴収する一般管理費を控除した間接経費の30%相当額とする。但し、競争的研究費の一部については、同研究費が定める条件を交付額の算定根拠とすることがある。	○ (全額)	配分：研究 推進センター 執行：経理 グループ
	Sophia University Press (SUP) 上智大学出版	本学における高いレベルの教育・研究の成果を世に問い、国内のみならず広く世界へ向けて発信していくことを目的に年に2回出版企画を募集し、採択された場合、出版に関わる制作費を助成。	×	広報グループ
	理工学部申請型研究費	理工学部の教員及び各学科を対象とした研究費。研究費の額は研究計画等に基づき理工学部内で協議のうえ、決定。	×	理工学部 事務室

2-2 外部資金による研究費（2021年度に本学で扱った主な資金）

研究費の種類・名称	概要	問い合わせ先
科学研究費助成事業（科研費） ☆	文部科学省の公的研究資金で、研究種目により、(独)日本学術振興会で、応募・審査・交付を行う。人文・社会科学から自然科学まで全ての分野の基礎から応用までの学術研究の発展を目的とした事業。 ※科研費の申請資格等については、「2-5 科学研究費助成事業」(P.102)をご参照ください。	研究推進 センター
厚生労働科学研究費補助金 ☆	厚生労働省の公的研究資金で、保健医療、福祉施策の科学的な推進を確保するための事業	
戦略的創造研究推進事業（CREST等） ☆	(国研)科学技術振興機構から配分される公的研究資金で、時限的な研究体制で国の重要課題の達成に貢献する新技術創出に向けた研究を推進する事業	
研究成果展開事業(A-STEP 等) ☆	(国研)科学技術振興機構から配分される公的研究資金で、大学等と企業との連携により研究成果の実用化を促進し、イノベーションを創出する事業	
研究開発委託事業	(国研)新エネルギー・産業技術総合開発機構の公的研究資金	

☆・・・内閣府掲載「競争的資金制度一覧」に掲載されている事業

研究費の種類・名称	概要	問い合わせ先
受託研究費(委託研究費)	各省庁、各企業等の学外機関の研究資金で、委託を受けて行う研究費	研究推進センター
学外共同研究費	各省庁、各企業、各財団法人等の学外機関からの研究資金で、研究者及び研究経費を受入れて共通の研究課題について共同で行うための研究費	
千代田学	千代田区の補助金で、区内の研究機関が千代田区に関する様々な事象を一つの学問として学ぶ調査・研究事業	
奨学研究寄付金（特別研究費）	各企業等からの研究者を指定した大学への寄付金	経理グループ

研究費の種類・名称	概要	問い合わせ先
私立大学・大学院等教育研究装置施設整備費補助金	文部科学省からの補助金で、基礎的研究に必要な機械、器具、その他の設備の整備に要する経費の一部を補助する事業。	経理グループ
私立大学等研究設備整備費等補助金	文部科学省からの補助金で、学術の基礎的研究に必要な機械、器具、標本、図書、その他の設備の整備に要する経費の一部を補助する事業。	

2-3 個人教育研究費

2-3-1 制度概要

No	区分	内容						
1	内容	本学の教員に対し、自己の専攻する学問分野に関する調査・研究及び教育を遂行するうえで必要な経費を助成する。						
2	対象者	予算付与日現在に、以下「2-3-2 単価」に記載されている身分及び職位として在職する教員						
3	単価	個人教育研究費の単価は、毎年、財務委員会の審議を経て、高等教育常務会で決定する。 ※2022年度の単価は以下「2-3-2 単価」参照。						
4	予算繰越	年度末時点の残高を単価の1/2を上限として次年度へ繰り越す。 ※年度末時点で在職していることが要件となる。						
5	予算配賦日	毎年4月1日（予算繰越分は5月上旬に配賦予定：Sophia 掲示板にて別途通知） ※個人への予算示達は行わない。						
6	予算管理	教員が各自で財務システム（Dr.Budget）にて管理						
7	使途範囲	<p>教員本人の専攻分野の<u>研究及び教育に関する用途</u>に対して使用することができる。</p> <p>【留意点】</p> <p>○教育に関する経費として想定される経費は、以下に掲げる「授業運営に要する経費」とする。</p> <p>ア. 教材作成</p> <p>イ. ゲストスピーカーへの謝金</p> <p>ウ. 教授法に関する書籍</p> <p>エ. オンライン授業・ハイフレックス授業に必要な経費</p> <table border="1" data-bbox="470 1137 1362 1413"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ICT 関係</td> <td>パソコン、WEBカメラ、ヘッドセット、タブレット、マイク、スピーカー、音声動画編集ソフト、録画記録媒体 等 ※モバイルルーターの購入及びレンタル料は不可</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>ホワイトボード及び専用ペン、スタンディングテーブル（上限2万円※）、授業動画撮影用ライト（上限1万円※） ※上限を超える場合のその差分は自費負担となります。</td> </tr> </tbody> </table> <p>【オンライン授業・ハイフレックス授業に関する留意点】</p> <p>1. 伝票の作成にあたっては、摘要欄の末尾に必ず「<u>（オンライン授業対応）</u>」を付記してください。 例：WEBカメラ（オンライン授業対応）</p> <p>2. 教材としてPDFや写真、動画等を購入して使用する場合は、必ず事前に以下のポータルサイトで「著作権の二次使用」についてご確認のうえ、購入をご検討ください。 <ポータルサイトの場所> Sophia M365 Portal>オンライン授業ポータル（Online Class Portal） >著作物の二次利用</p> <p>○ティーチングアシスタント又はこれに準ずるアルバイトとして、<u>直接授業に参加し、教育補助業務を行う者の雇用の費用に充てることは不可。</u></p> <p>○学生に対する旅費は教員の研究補助に対する目的のみ執行可（「修士論文作成のため」等の教育目的を対象とした執行は不可）。</p> <p>○飲食に関する経費の支出は不可。</p> <p>○STEC 研究員及び特別研究員（PD）については、研究目的に関する用途のみ使用可。</p> <p>○詳細については、「3. 研究費の使途範囲」（P.104）参照。</p>	区分	内容	ICT 関係	パソコン、WEBカメラ、ヘッドセット、タブレット、マイク、スピーカー、音声動画編集ソフト、録画記録媒体 等 ※モバイルルーターの購入及びレンタル料は不可	その他	ホワイトボード及び専用ペン、スタンディングテーブル（上限2万円※）、授業動画撮影用ライト（上限1万円※） ※上限を超える場合のその差分は自費負担となります。
区分	内容							
ICT 関係	パソコン、WEBカメラ、ヘッドセット、タブレット、マイク、スピーカー、音声動画編集ソフト、録画記録媒体 等 ※モバイルルーターの購入及びレンタル料は不可							
その他	ホワイトボード及び専用ペン、スタンディングテーブル（上限2万円※）、授業動画撮影用ライト（上限1万円※） ※上限を超える場合のその差分は自費負担となります。							

2-3-2 2022年度単価

(単位：円)

部門	身分	職位	単価	備考
大学	専任教員	教授・准教授・助教	380,000	
		看護学科実習助手	209,000	
	常勤嘱託教員	講師	304,000	
	特別契約教授	教授	285,000	注
	特任教員	教授、准教授、助教	285,000	
	海外招聘客員教員	教授、准教授、助教	285,000	
	イエズス会海外客員教員	教授、准教授、助教	23,750	月額
	STEC研究員	-	30,000	月額
	実務家教員	教授、准教授、助教	285,000	
	出向教員	教授、准教授、助教	285,000	
	特別研究員 (PD)	-	170,000	
短期大学部	専任教員	教授、准教授、助教	370,000	
	常勤嘱託教員	講師	296,000	
	特別契約教授	教授	300,000	注
	特任教員	教授、准教授、助教	278,000	
社会福祉専門学校	専任教員	教員	120,000	
	常勤嘱託教員	教員	96,000	
	特任教員	教員	90,000	

注：特別契約教授就業規則第5条第2項該当者は専任教員に準ずる。

2-3-3 年度途中の異動者の取り扱い

○年度途中の異動者に対しては、以下のとおり月割計算した額を付与するものとする。

No	区分	内容
1	対象者	①4月1日現在に以下の異動日が確定している者 a. 雇用期間又は受入期間の終了日 b. 休職又は停職期間の開始日 ②年度途中に以下の異動が発生する者 a. 雇用期間又は受入期間の開始 b. 休職期間又は停職期間の終了
2	按分方法	以下の期間に基づき月額按分を行う ①の場合・・・4月から在職期間終了日の属する月までの期間 ②の場合・・・在職期間開始日の属する月から年度末（3月）までの期間
3	端数処理	100円未満四捨五入
4	予算配賦日	①の場合・・・4月1日 ②の場合・・・在職期間開始日

2-4 学会研究旅費

2-4-1 制度概要

No	区分	内容
1	目的	本学の教員に対し、自己の専攻する学問分野に関する研究活動全般（学会参加、フィールドワーク等）に係る旅費を助成する
2	対象者	個人教育研究費制度に準ずる
3	単価	学会研究旅費の単価は、毎年、財務委員会の審議を経て、高等教育常務会で決定する。 ※2022年度の単価は以下「2-4-2 単価」参照。
4	予算繰越	個人教育研究費制度に準ずる
5	予算配賦日	
6	予算管理	
7	使途範囲	以下の研究活動に関する出張旅費（片道 100km 以上）に対して使用することができる。 ①教員が所属する学会への参加 ②フィールドワーク等、研究活動全般

2-4-2 2022 年度単価

○年間 10 万円（ただし、海外出張を含む場合は 15 万円）

2-4-3 年度途中の異動者の取り扱い

○個人教育研究費に準ずる。

2-4-4 予算執行上の留意点

○学会研究旅費は、前述のとおり、年間の単価が国内出張のみの場合と海外出張を含む場合で異なる関係上、財務システム（Dr.Budget）では、教員一人に対し、以下の二つの予算が付与されます。

①学会研究旅費（国内・海外）・・・10 万円

②学会研究旅費（海外のみ）・・・・・・5 万円

○学会研究旅費の最初の予算執行が海外出張で、且つ、15万円未満の場合は、②の「海外のみ」の予算（5万円）から先に支出してください。①の「国内・海外」の予算から支出すると、その後に国内出張が生じても、その経費を予算から支出することができなくなります（以下事例参照）。

【伝票起票例】 9月に海外出張で12万円を支出し、2月に国内出張で3万円を支出する場合

○予算配賦時の財務システムの画面

執行明細	予算組織>予算区分>目的>業務>事業>配分先	支出予算残
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(国内・海外)>>○○上智 太郎	100,000
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(海外のみ)>>○○上智 太郎	50,000

<正しい起票方法>

1. 9月に海外出張分12万円を「学会研究旅費（海外のみ）」から5万円、「学会研究旅費（国内・海外）」から7万円を支出する。（→「国内・海外」の残高は3万円）

執行明細	予算組織>予算区分>目的>業務>事業>配分先	支出予算残
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(国内・海外)>>○○上智 太郎	30,000
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(海外のみ)>>○○上智 太郎	0

2. 2月に国内出張分3万円を「学会研究旅費（国内・海外）」から支出する。

執行明細	予算組織>予算区分>目的>業務>事業>配分先	支出予算残
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(国内・海外)>>○○上智 太郎	0
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(海外のみ)>>○○上智 太郎	0

<誤った起票方法>

1. 9月に海外出張分12万円を「学会研究旅費（国内・海外）」から10万円、「学会研究旅費（海外のみ）」から2万円支出する。（→「海外のみ」の残高は3万円）

執行明細	予算組織>予算区分>目的>業務>事業>配分先	支出予算残
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(国内・海外)>>○○上智 太郎	0
▶ CHECK	○○学部>経常>研究費関係>学会研究旅費(海外のみ)>>○○上智 太郎	30,000

2. 2月に国内出張分3万円を支出しようとしたが、残高は「学会研究旅費（海外のみ）」しかなく、「学会研究旅費（国内・海外）」の残高はゼロ（⇒**支出不可**）。

2-5 科学研究費助成事業（科研費）

例年8月に科研費の申請に関する学内説明会を実施します。制度の詳細については、当該説明会で配布される資料をご参照ください。なお、説明会については、7月にソフィア掲示板にてお知らせいたします。

2-5-1 国が定めるルール

○科研費は、日本学術振興会のホームページで使用ルールまとめた「科研費ハンドブック」を公開していますので、申請にあたっては、必ずご確認ください。

なお、以下の URL は 2022 年 4 月 1 日現在の情報ですので、申請にあたっては最新版をご確認ください。

・URL : https://www.jspgs.go.jp/j-grantsinaid/15_hand/index.html

2-5-2 科研費の申請資格と役割

【学内身分別応募資格一覧】

身分	職位	応募資格	研究代表者	研究分担者	研究協力者
専任	教授・准教授・助教・助手	○	○	○	○
嘱託 (1年有期)	講師・助教・助手	○	○	○	○
研究員 (1～4年有期)	特別研究員	○	○	○	○
非常勤 (1年有期)	講師・助手	×	×	×	○
特別契約教授 (1年有期)	教授	○	○	○	○
特任教員	教授・准教授・助教	○	○	○	○
プロジェクト・ホスピタリティ (PJPD)		○ *①資格付与の条件有	○	○	○
客員教授、 客員研究員		×	×	×	○
共同研究員（学部や研究所独自）		×	×	×	○
学長が特別に認めた者	科研リサーチフェロ - (☆)	○ *②資格付与の条件有	○	△ *④	○
日本学術振興会 特別研究員 (PD,RPD,SPD)		○ *③	○ *③	○	○

☆科研費に研究代表者として採択された場合

【一覧表の注意事項】

注 No	内容
①	<p>「プロジェクト・ポストドクター」資格付与条件： 以下のすべての条件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 本学で研究活動を行う上で、当該プロジェクトの業務と科研費での研究活動時間を明確に区分することができ、そのための時間を十分に確保できること 2) 学院との雇用契約書のほかに、以下の事項を記載した覚書を締結し、これを遵守すること <ol style="list-style-type: none"> ア. 雇用契約書に明記された研究課題代表者の承諾 イ. 雇用契約書に明記された業務以外の研究を行う場合、その研究が雇用期間内に終了するものであること
②	<p>「学長が特別に認めた者」資格付与条件： 以下のいずれかの条件を満たすこと</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 「学内PD」採用期間中に科研費に採択されたが、科研費の研究期間が学内PDの採用期間を超える者。この場合、科研費研究期間が終了するまで、「科研リサーチフェロー」の身分で本学の研究者として受入れる。 2) 「本学で受け入れている学振特別研究員PD、SPD及びRPD」採用期間終了後に本務がない者。この場合、科研費に応募する場合に限り、採用期間終了後3年以内まで受入れる。 3) 「学内PD」に採用されたが、採用期間終了後に本務がない者。この場合、科研費に応募する場合に限り、採用期間終了後3年以内まで受入れる。
③	<p>日本学術振興会特別研究員（PD,RPD,SPD）が研究代表者として申請可能な科研費： ・新学術領域研究（研究領域提案型）、学術変革領域研究（A）の公募研究 ・基盤研究（B・C） ・挑戦的研究（萌芽） ・若手研究 ・国際共同研究強化（A）</p> <p>これらに申請し採択された場合には、【学振マイページ】にある「研究費受給報告書（日本学術振興会様式5-6）」を日本学術振興会へ提出することが必要。</p>
④	<p>科研リサーチフェローで、研究代表者としての採択課題がある場合。</p>

【研究組織】

区分	役割
研究代表者	補助事業者 ^(注) であり、研究計画の遂行（研究成果の取りまとめを含む。）に関してすべての責任を持つ研究者のこと。
研究分担者	研究分担者は、補助事業者 ^(注) であり、研究計画の遂行に関して研究代表者と協力しつつ、補助事業としての研究遂行責任を分担して研究活動を行う者で、 <u>応募資格を有し、分担金の配分を受ける者</u> 。（研究代表者と同一の研究機関に所属する研究分担者であっても、分担金の配分を受けなければならない。）
研究協力者	研究協力者は、研究代表者、研究分担者以外の者で、研究課題の遂行に当たり協力を行う者で、 <u>必ずしも応募資格を有する必要はない</u> 。（例：日本学術振興会の特別研究員、外国の研究機関に所属する研究者（海外共同研究者）、応募資格を有しない企業の研究者等）

(注)研究代表者及び研究分担者は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）に規定された補助事業者にあたり、不正な使用等を行った場合は応募資格の停止（交付対象からの除外）の対象となる。

3 研究費の使途範囲

3-1 研究費使用にあたっての原則

- 公正かつ最小の費用で最大の効果があがる経費の効率的使用に努めてください。
- 研究費の原資は学生生徒等納付金、国等からの補助金等であることを常に意識して使用してください。
- 最終的には自己責任において第三者に説明できるように研究費を使用してください。
- 「この経費を支出できなければ、研究ができない」と対外的に研究者自身が説明できるかどうか、またその説明を聞いた人が納得できるかどうかが判断基準となります。

3-2 研究費から支出できる経費（主な費目）

科目名称（注）	使途範囲
消耗品費支出	10万円未満の物品（文房具類、名刺等）、ソフトウェア、書籍、雑誌、紀要、AV資料等
用品費支出	10万円以上20万円未満の研究用物品（PC等）
設備関係支出	20万円以上の研究用物品（PC等）
旅費交通費支出	学会参加・研究調査等の出張旅費、招聘旅費、学外者に依頼する出張旅費等
報酬料金支出	アルバイト謝金、請負謝金
印刷製本費支出	学会論文等の印刷・製本代、研究資料複写用コピーカード等 ※出版費用に関する留意点については、FAQの「6.出版費用」をご参照ください（P.107）。
通信運搬費支出	研究用資料等の送付代等 ※切手購入に関する留意点については、FAQの「4.切手」をご参照ください（P.107）。
修繕費支出	取得物品の修繕
業務委託費支出	委託契約に基づく業務委託費、機器備品の保守委託費等
賃借料支出	研究用備品（PC等）のリース料、ドメイン料、会議室の賃借料等
諸会費	学会等年会費、学会等参加費等

注：科研費の名称については、「Ⅱ共通ルール編」の「2 必要書類早見表」（P.12）をご参照ください。

3-3 研究費から支出できない経費

- ①一般的に、公私の区別がつけにくい物品
（地図・旅行ガイド、携帯電話・スマートフォン（付属品を含む）、手帳（電子手帳含む）、カレンダー、パスポートの取得に係る経費等）
- ②研究室の環境整備に係る物品（健康上の理由の場合は要相談）
（机、椅子（ソファ、OAチェア含む）、本棚、電気スタンド、時計、ワゴン、脚立、冷暖房機、加湿器等）
※ゴミ箱、傘立て、時計は支給物品となります。詳細については、FAQ「3.環境整備」をご参照ください（P.106）。
- ③授業に関わる経費、学生の教育・指導に関わる経費（個人教育研究費を除く）
（学生配布を目的とした副読本、授業で学生が使用する文具類など）
- ④専攻分野の研究ではなく自己啓発や教養を高めることを目的とした経費（語学・パソコン研修、テキスト代等）
- ⑤用品費・機器備品の一部を個人負担とする購入経費
- ⑥自著出版物（教科書含む）購入費用（献本目的は可。FAQの「5.献本」を参照（P.107）。）
- ⑦Microsoft社のOSおよびOfficeソフトの購入
- ⑧出張の自己都合によるキャンセル料
- ⑨プリペイドカード（謝礼として配布する図書カードの購入を除く）
- ⑩一般的に高価と考えられる文具
- ⑪証憑書類（領収書等）に不備がある場合の支出

※研究に直接必要なケースについては、事前にご相談ください。

※後述の FAQ (P.106) もご参照ください。

3-4 年度をまたがる場合の特例措置

○学校法人の会計年度は4月1日から翌3月31日までとなり、過年度や翌年度の研究活動のための支出は認められませんが、以下のケースについては例外的な取り扱いを行います。

No	ケース	取り扱い
1	翌年度の刊行物の年間購読料や翌年度の学会の参加費等で、当年度内に支払期限が指定されている場合	特例として、領収書・請求書の日付の属する年度の予算からの執行を可とする。 ただし、以下の該当する経費は、原則どおり、「前払金」で処理する。 ①学院全体で加入する各種保険料（損害、傷害、労働等） ②中央図書館管理の予算から支出する雑誌類等 ※外部資金の場合は要相談
2	学会等の会計年度や保守契約期間の設定が大学の会計年度とずれている場合（例：1月～12月）	特例として、領収書・請求書の日付の属する年度の予算からの執行を可とする。 ただし、以下の該当する経費は、原則どおり、月数で期間按分のうえ、「前払金」で処理する。 ①学院全体で加入する各種保険料（損害、傷害、労働等） ②中央図書館管理の予算から支出する雑誌類等 ※外部資金の場合は要相談
3	パソコンの「ウイルス対策ソフト」及び「修理保証料」を複数年度一括払いする場合	特例として、左記の2つのライセンス料はパソコンの維持に必要な経費とみなし、一括購入した経費の全額を当該購入年度予算から執行可とする。ただし、以下の点に留意すること。 ①一括購入の対象年数は「3年間分」を限度とする。 ②複数年度一括支払いの特例措置は左記の2点のみとする（ウイルス対策ソフト以外の業務用ソフトや定期購読料、学会年会費等は従来どおり不可）。 ※外部資金の場合は要相談

研究費の使途に関するFAQ(よくあるご質問)

☆外部資金については、独自のルールがありますので、研究費の場合は研究推進センター、補助金の場合は経理グループまでお問い合わせください。

1. 学会費

Q 1 - 1 学会の開催日に前後して行われる理事会出席のための旅費は支出可能か？

A 1 - 1 支出可。ただし、学会側で旅費を負担する場合は、支出不可とします。

Q 1 - 2 学会の年会費が任意の金額となっている場合（一口当たり●円等）は、どのように処理すればよいか？

A 1 - 2 基本は年 1 回の支払とし、金額が任意の場合は上限 1 万円までの範囲で設定し支出することが可能です。

2. PC 関係

Q 2 - 1 研究費で iPad 等のタブレット端末を購入することは可能か？

A 2 - 1 PC に準じて購入は可能です。金額の多寡に係わらず、「物品購入依頼」の手続きにより購入してください。

Q 2 - 2 パソコンやデジタルカメラ等の保護ケース代は支出可能か？

A 2 - 2 研究活動に使用するパソコンやデジタルカメラ等に使用するもので、その保護や持ち運びのために保護用のアクセサリ類を購入する必要がある場合は、支出を可とします。ただし、嗜好品や高価なものを避けてください。

Q 2 - 3 通信費（WIFI ルーターのレンタル、デザリング料金、SIM カードの購入等）は支出可能か？

A 2 - 3 通信費の支払については、公私の区別がつきにくいいため、原則として支出は不可です。ただし、出張用に限り、SIM カードの購入及び WIFI ルーターのレンタル費用の支出を可としています。この場合は、必ず、伝票の摘要欄に「出張用」である旨と、「出張期間」、「出張場所」を明記してください（例：出張用 WIFI ルーターレンタル（9/1～10：アメリカ））。なお、レンタルする場合の期間については出張期間と同程度の必要最低限の期間としてください。

Q 2 - 4 コンピュータソフトウェアの利用契約期間が複数年の場合、費用として支出可能か？

A 2 - 4 経常費補助金申請の関係上、例え 2 年間分の一括払いが廉価であっても年度ごとの支出を原則とします。ただし、複数年の金額しか設定されていない場合は、特例として、複数年に対する支出を可とします。この場合、学外資金による研究費の場合は、契約等で翌年度の研究活動の継続が明らかな場合に限り、支出が認められます。なお、例外としてパソコンの「ウイルス対策ソフト」については複数年契約での一括払いを可とします。（詳細については P105.3-4「年度をまたがる場合の特例措置」参照。）

Q 2 - 5 パソコン専用クリーナーは支出可能か？

A 2 - 5 研究活動に使用するパソコン等の機能維持に必要な消耗品は支出を可とします。

3. 環境整備

Q 3 - 1 健康上の理由により、机や椅子を変更したいが、購入は可能か？

A 3 - 1 原則として、机や椅子等の什器類を研究費から支出することはできません。ただし、健康上の理由がある場合は、理由書及び医療機関の診断書をもって研究費からの支出を可としますが、対象となる研究費は P.110 の「4-2-2」における「a～d」の研究費のみとなります。

Q 3 - 2 加湿器やポット、コーヒーマーカーを研究費から支出できますか？

A 3 - 2 研究費は、研究に直接関係のない支出はできませんので、電化製品（加湿器、ポット、デスクライト等）の支出は認められません。また、カレンダーや手帳、年賀状も同様の理由により認められません。

Q 3 - 3 ゴミ箱、傘立て、時計を研究費から支出できますか？

A 3 - 3 研究費からの支出はできませんが、いずれも環境整備品として管財グループからの支給となりますので、管財グループにお問い合わせください。

4. 切手

Q 4 - 1 研究費で切手を購入する際の留意点は？

A 4 - 1 通信費（切手、はがき、レターパック等）の執行にあたっては、私用ではなく、研究活動の一環として使用する必要があります。自宅宛の資料等の郵送に係る費用や、伝票書類や申請書類の郵送に係る費用としては支出できませんので、ご注意ください。

また、伝票には送付先のリスト（宛名のみ、住所不要）を添付してください（様式任意）。送付先のリストの添付が困難な場合は、①送付の目的及び郵送物の内容、②購入時に送付先を特定できない理由、③私的理由で使用しない旨を記載した理由書を作成し、伝票に添付してください。

なお、購入は必要となる都度購入するようにしてください（まとめた購入や次年度への繰越は不可）。

5. 献本

Q 5 - 1 献本として自著を購入することは可能か？

A 5 - 1 原則として、自著の買い上げを研究費から支出することはできませんが、研究のフィードバックを得ることを目的とした献本用に購入する場合は、例外として支出を可とします。（研究のフィードバックを得る目的ではない贈答については支出不可）

なお、支出する場合の対応は下記のとおりです。

【印税収入が発生する場合】

原則として立替払いをしていただき、その後印税分を差し引いた額をお支払いします。

「献本時印税発生・送付先確認リスト」（経理様式）に印税の詳細および送付先を記入のうえ、伝票の証憑として添付してください。また、収入金額が確認できる根拠資料（契約書等）も併せてご添付ください。

【印税収入が発生しない場合】

「献本時印税発生・送付先確認リスト」（経理様式）に送付先を記入のうえ、伝票の証憑として添付してください。

Q 5 - 2 献本として自著ではない本を購入することは可能か？

A 5 - 2 直接研究活動に必要な場合は認められます。

ただし、通常の献本とは異なるため、「献本時印税発生・送付先確認リスト」（経理様式）とあわせて、目的について記載した「理由書」（自由書式）を添付してください。

Q 5 - 3 献本にかかる送料のみを支出することは可能か？

A 5 - 3 「献本時印税発生・送付先確認リスト」（経理様式）に送付先を記入のうえ、伝票の証憑として添付してください。

6. 出版費用

Q 6 - 1 研究成果の情報発信を目的として書籍を出版したいが、出版費用を学内予算から支出することは可能か？

A 6 - 1 可能です。ただし、以下の2つの条件を満たす必要があります。

①出版契約に初版の印税収入は発生しない旨が定められていること。

※2版目以降については、学内予算を使用しない場合に限り、印税収入を著者に帰属させることが可能。

②上記①を確認するため、伝票の提出にあたっては、契約書の写しを添付すること。

7. 転出

Q 7 - 1 転出する際の研究資料の郵送費は支出可能か？

A 7 - 1 次の機関で使用する研究資料の郵送費、自宅への研究資料の郵送費は支出できません。

Q 7 - 2 転出する際、使用していたリース物品にかかる解約手数料は支出可能か？

A 7 - 2 在任期間中に使用した物品に係る契約の解約手数料は支出可能です。但し、リース物品の買い取りに係る経費は、次の研究機関で使用する目的にかかる支出のため、支出できません。

8. その他

Q 8 - 1 研究活動に必要な新聞を自宅で購読したいが、支出可能か？

A 8 - 1 一般紙（朝日、読売、毎日、産経、東京、各種スポーツ紙）は研究費として支出できませんが、外国の新聞や業界新聞（日経含む）、地方紙については、支出を可とします。

Q8-2 インターネットオークションを利用した物品の購入は可能か？

A8-2 インターネットオークションは通常より安価であっても詐欺、違法出品の可能性が排除できませんので、インターネットオークションによる購入は原則不可となります。古書などの購入でやむを得ず利用する場合は、事前にご相談ください。

Q8-3 実験・アンケート等の協力者に謝礼としてプリペイドカードを配りたい。購入時の留意点は？

A8-3 購入は可能ですが、上限額（1回 500 円）がありますので、注意してください。また、配布した方の所属（勤務先）と氏名を記載したリストを証憑として提出する必要があります。詳しくは、P.75.(3-4 謝礼を現金支給以外で行う場合の取り扱い)をご確認ください。

【重要：研究費に関する国税庁からの通達について】

○下記の国税庁長官による通達では、教員個人に付与される研究費において、研究に要する経費として確認できない場合は当該教員の「給与所得」に該当するとされています。つまり、当該経費は研究費として認められないということになります。本学では、その判断基準が本ガイドブックであり、具体的にはP.104の「3 研究費の使途範囲」に基づくこととなりますので、ご注意ください。

国税局長 殿

直所2-59
昭和33年8月20日

国税庁長官

大学の教授等が支給を受ける研究費等に対する所得税の取扱について

大学に勤務する教授、助教授、講師及び助手等（以下これらを「教授等」という。）が当該大学から支給を受ける研究費、出版助成金、表彰金等に対する所得税の課税に当たっては、それぞれ下記により取り扱うこととされたい。

記

- 1 個人研究費、特別研究費、研究雑費又は研究費補助等の名目で、教授等の地位又は資格等に応じ、年額又は月額により支給されるものについては、大学が当該教授等からその費途の明細を徴し、且つ、購入に係る物品がすべて大学に帰属するものである等、大学が直接支出すべきであったものを当該教授等を通じて支出したと認められるものを除き、当該教授等の給与所得とすること。
- 2 大学から与えられた研究題目又は当該教授等の選択による研究題目の研究のために必要な金額としてあらかじめ支給される研究奨励金のようなものについては、1に準じて取り扱うこと。
- 3 教授等がその研究の成果を自費出版しようとする場合に、大学から支給を受ける出版助成金等については、当該出版の実態に応じ、当該教授等の雑所得又は事業所得の収入金額とすること。
- 4 学術上の研究に特に成果を挙げた教授等又は教育実践上特に功績があった教授等を表彰するものとして大学から支給される表彰金等については、当該教授等の一時所得とすること。

4 複数の研究費による合算使用

4-1 原則

○一回の出張に係る旅費や一つの消耗品等の購入に係る経費を複数の研究費から支出（合算使用）することはできませんが、研究費ごとに用務を切り分けることが可能な場合はそれぞれの研究費から支出することが可能です。

<事例>

1. 1回の出張において、研究目的に応じた期間が明らかな場合。
2. 消耗品の購入にあたって、使用する数量の区分が明らかな場合。

○外部資金を用いた合算使用を行う場合は、外部資金毎に合算使用に関するルールが異なるため、必ず事前に研究推進センターまでお問い合わせください。

4-2 例外

4-2-1 科研費の場合

○合算使用する場合

一定要件の下で、科研費の複数の研究課題の合算使用を行うことが可能です。

- ①合算使用時に各経費を支出する補助事業者（研究代表者又は研究分担者）が同一の機関に所属していること。
- ②合算使用を行う前に、各補助事業者の負担額の割合及びその根拠について、書面により明らかにすること。

○合算使用をして共用設備を購入する場合

上記①②に加え、負担額を支出した補助事業者が所属研究機関を変更する際などに補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取り扱いを事前に決めておく必要があります。

○合算使用する場合は、必ず事前に研究推進センターへお問い合わせください。

<Q & A>

Q：科研費の直接経費同士を合算する場合の負担額及び算出根拠はどのように考えたらよいのか、また申請方法は？

A：使用割合（見込）や課題数、事業期間（見込）など、合理的に経費の区分けをした根拠を整理し、説明できるようにしておく必要があります。合算使用前に、算出根拠等を示した申請書を作成の上、研究推進センターにご提出ください（様式は、研究推進センターへお問い合わせください）。

4-2-2 学内研究費の場合

○以下の研究費同士の場合は、研究費ごとの用途を切り分けることなく、合算使用を行うことが可能です。

- a. 個人教育研究費
- b. 研究推進奨励費
- c. 科学研究費助成事業インセンティブ研究費
- d. 特別研究費（財団等からの助成金以外）
- e. 学会研究旅費

【留意点】

○「個人教育研究費」については、研究を目的とした場合のみ合算可（教育目的は不可）。

○「学会研究旅費」との合算については、他方の研究費も旅費支出の場合のみ可（旅費以外の支出は不可）。

4-3 証憑書類の添付方法

○合算使用の場合は、一枚の台紙に複数の伝票を添付して提出してください。

※この場合、伝票の欄外に伝票の枚数を記入してください。（例：計2枚の場合は「1/2」、「2/2」）。

○伝票が複数枚になる場合、オリジナルの証憑（請求書や領収書、出張精算書(旅費システムから出力)、理由書等）を伝票へ添付する優先順位は以下のとおりとし、下位の研究費の伝票にはコピーを添付してください。

- ①外部資金
- ②上記「4-2 例外」以外の学内研究費
- ③上記「4-2 例外」に該当する研究費

○同順位の場合は、どちらか一方をオリジナルとし、残りの伝票にコピーを添付してください。

○原則として、合算使用の場合における伝票は、すべて同じタイミングで提出してください

4-4 旅費の合算使用の事例

①往路と復路の交通費をそれぞれの研究費から支出する場合

	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日
用途	→ 科研費に係る活動			→ 個人教育研究費に係る活動	
交通費	科研費	-	-	-	個人教育研究費
宿泊料	科研費	科研費	科研費 or 個人教育研究費 (注)	個人教育研究費	-
日当	科研費	科研費	科研費	個人教育研究費	個人教育研究費

注：3日の宿泊費は当日の用務の必要経費としても、翌日の用務の必要経費としても捉えることが可。

②往路と復路の交通費をどちらか一方の研究費から支出する場合

	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日
用途	→ 科研費に係る活動			→ 個人教育研究費に係る活動	
交通費	科研費	-	-	-	科研費
宿泊料	科研費	科研費	科研費 or 個人教育研究費 (注)	個人教育研究費	-
日当	科研費	科研費	科研費	個人教育研究費	個人教育研究費

注：3日の宿泊費は当日の用務の必要経費としても、翌日の用務の必要経費としても捉えることが可。

③一つの用務の出張の旅費を区分「例外」適用の複数の研究費から支出する

	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日
用途	→ 学会参加と調査に係る活動				
交通費	学会研究旅費	-	-	-	学会研究旅費+ 個人教育研究費
宿泊料	個人教育研究費	個人教育研究費	個人教育研究費	個人教育研究費	-
日当	個人教育研究費	個人教育研究費	個人教育研究費	個人教育研究費	個人教育研究費

【合算時の注意点】


○パッケージなどで航空券代と宿泊費の内訳が不明な場合や、航空運賃のフライト毎の内訳が不明な場合は、全旅程の日数から按分して日ごとの金額を設定します。出張先及び用務が複数で、航空機を使用する単純往復ではない場合も同様です。

○往復に要する交通費（航空運賃含む）については、どの予算から支出するか旅費システムに入力してください。

○一日の内に目的の異なる用務を行った場合、その費用の使用目的が明確に分けられるものは、当該予算から支出してください。航空運賃やパッケージ料金、日当等、その費用の使用目的を明確に分けられないものについては、どの予算から支出するかを旅費システムに入力してください。

<注意>

使途に定めのある予算（学外研究費、科研費等）が不足した場合の補填として、他の予算を使用することはできません。

	9月1日	9月2日	9月3日	9月4日	9月5日
用途					
交通費	 科研費に係る活動 a. 個人教育研究費 b. 研究推進奨励費 c. 科学技術助成事業インセンティブ研究費 d. 特別研究費（日当等からの助成金以外） e. 学会研究旅費 				
宿泊料	 科研費 + 				
日当					

5 その他研究活動に関する留意事項

5-1 researchmapの入力・更新

○本学では、教員の教育研究活動に関わる情報を広く社会に発信することを目的として、「上智大学教員教育研究情報データベース」を構築しています。

本データベースでは、researchmap※に入力された個々の教員の教育研究活動情報を自動で取り込むことにより学外へ発信しています。常に最新の情報が公開されるように、researchmapのデータを随時入力・更新するよう心がけてください。

※researchmap：国立研究開発法人科学技術振興機構が提供している日本の研究者情報をデータベース化した日本最大級の研究者総覧。

【Researchmap ログインページのURL】

<https://researchmap.jp/auth/login>

5-2 知的財産・特許の手続き

○知的財産を創出し、その管理・活用体制を整備し、社会に還元していくことは、大学に求められている重要な使命の一つです。この使命に応えていくため、本学では、「上智大学発明等規程」及び「知的財産ポリシー」を制定しています。

○日ごろの研究活動の中で発明が生じた場合は、まず研究推進センターに連絡してください。研究推進センターでは、発明の届出を受けた後、発明委員会で審議し、発明を本学に帰属させることが決定した場合に、特許庁への出願手続きを行います。

○発明者としての権利を得るためには、特許庁に出願し、受理されることが必要です。貴重な研究成果を活用できるようにするためにも、発明が生じた場合には速やかに連絡してください。本学顧問弁理士に発明相談を行うことも可能です。

5-3 利益相反審査

○教員が公的研究費の交付を受ける、または公的研究費による研究活動に参画するときに、当該教員の個人的な経済的利益や学外組織への責務が本学の使命や本学における当該教員の責務と相反（利益相反）していないかを審査します。この審査を受けることが義務付けられた公的研究費に申請する場合は、研究推進センターに問合せてください。この審査は、利益相反委員会が行います。

5-4 「人を対象とする研究」に関する倫理審査

○人を対象とし、個人情報、個人の行動、環境、心身等に関する情報、データ等を収集・採取して行われる研究活動を行うにあたり、その調査方法や取得したデータの管理等が倫理的な配慮のもとに、科学的・社会的に妥当な方法と手段によって、適切に行われるかどうかを審査します。この審査は、上智大学「人を対象とする研究」に関する倫理委員会が行います。

5-5 日本学術振興会特別研究員

5-5-1 出張申請・精算申請のながれ

出張区分	項目	DC1、DC2	PD、RPD	
出張前	1.使用書式	「出張申請書（国内・海外） 教員用」		
		*「特別研究員奨励費」で出張する場合に使用 *大学院生として出張する場合は「出張申請書（国内・海外） 学生用」を使用		
	2.記載方法	「教職員番号」	学生番号を記載	記載
		「出張身分」 *日本学術振興会特別研究員として出張する場合	DC1、DC2	PD、RPD
	3.決裁フロー	「研究単位代表者」	受入教員	
		「学科長・専攻主任・研究室長・センター長」	専攻主任	-
		「学部長・研究科委員長」	研究科委員長	-
		「学生センター長」	回覧要	-
		「人事局長」	回覧要	
		√「人事担当理事」	回覧要	
出張後	1.使用書式	「旅費請求書兼出張報告書」		
	2.記載方法	「出張者」欄	「役員・教職員」欄へ記載	
		「教職員番号ID」欄	学生番号を記載	記載
		「出張依頼者（学生・学外者のみ）」欄	受入教員を記載	記載不要
	3.決裁フロー	「出張依頼者（学生・学外者のみ）」欄	受入教員	-
		「学科長、GC長等」	専攻主任	受入教員
		「学部長、局長等」	研究科委員長	-
		√「人事局」	回覧要	

5-5-2 物品購入依頼の申請について

○物品購入依頼書記載時の留意点

- ・学部（局）長印欄に受入教員より押印いただいで下さい。
- ・物品購入依頼書は2号館1階管財グループ調達係より入手して下さい。

※「5 その他研究活動に関する留意事項」の問い合わせ先：研究推進センター

V 関連する主な学内規程・ガイドライン

No	名称	巻末添付
1	上智大学学術研究倫理に関するガイドライン	○
2	上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン	○
3	上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン	○
4	上智学院における公益通報に関する内規	○
5	上智大学における研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規	○
6	上智学院経理規程	
7	上智学院個人教育研究費規程	
8	上智学院学会研究旅費規程	
9	上智学院物品等購入手続	
10	上智学院謝金取扱要領	
11	上智学院旅費規程	○
12	上智大学科学研究費助成事業事務取扱要領	○

○上記を含む関係規程は、学内のネットワークに接続されている研究室等のPCからホームページ上で閲覧できます。

上智大学公式ホームページ（「研究活動」のページ）

<https://www.sophia.ac.jp/jpn/research/sunivrsc/>

上智学院規程集

<https://kitei.cl.sophia.ac.jp/doc/>

上智大学学術研究倫理に関するガイドライン

平成 22 年 1 月 1 日 制定

平成 29 年 11 月 1 日 改正

前 文

イエズス会の設立による本学は、カトリシズムの精神に基づき、学術の中心として真理を探究し、文化の発展と人類の福祉に寄与する研究活動を行ってきた。

近年、グローバル化や多様化によって激動する社会が直面している諸問題は複雑化を増すとともに、学術研究における研究領域の学際性と社会的役割も複雑化している。

研究者は、学問の自由の下に研究活動における自主性が尊重され、真理を探究する権利を有するとともに、研究活動とその成果が人類、社会、自然環境に与える影響の大きさから、研究活動には高い倫理性が求められている。

本学は、本学における健全な学術研究の発展と社会との共生のため、ここに学術研究の倫理に関するガイドラインを定めることとする。

1. 目 的

本ガイドラインは、本学の学術研究の信頼性と公正性を確保することを目的とし、研究活動上の基本的な倫理指針を定めるものである。

2. 対 象

本ガイドラインにおける「研究者」とは、本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事するすべての者を指し、学生も研究活動に従事するときは、研究者に準ずるものとする。

3. 大学の責務

(1) 本学は、研究倫理に係る意識を高め、研究活動に係る不正行為及び研究費の取扱いにおける不正行為を防止するため、研究活動及び研究費の適切な管理等について必要な措置を講じる。

(2) 本学は、研究活動に不適切な行為が認められた場合は、速やかに原因の究明と適切な措置を講じ、学内外への説明責任を果たす。

4. 研究者の責務

(1) 学術研究における不正行為の防止

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、捏造、改ざん、盗用などの不正行為を行わないこと、加担しないことはもとより、研究、調査データの記録保存や適切な取扱いを徹底し、不正行為の発生を未然に防止するよう研究環境の整備に努める。

研究を指導する立場にある者は、不正行為が行われないよう、指揮下にある研究活動及び研究者等の管理、配慮を行う。

(2) 研究費の適正な使用

研究者は、研究の実施、研究費の使用にあたっては、研究の助成目的等を最大限に尊重するとともに、本学規則及び研究費ごとに定められた条件や使用ルール等を遵守する。

(3) 契約の遵守、守秘義務

研究者は、研究や知的財産権に関する契約を締結する際は、本学が定める手続に則り行い、契約書に定められた内容を遵守するとともに、知り得た情報で守秘義務が発生する場合は、これを遵守する。

(4) 研究成果の適切な発表、オーサーシップ

研究者は、研究成果の公表について、データや論拠の信頼性の確保に向けて十分留意するとともに、他の研究者の研究成果やオリジナリティーを尊重して公正かつ適切な引用を行うことを基本姿勢とする。また、学術論文等の発表に際しては、オーサーシップや既に発表されている関連データの利用や著作権等について、各研究組織、研究分野、学術誌ごとに固有の慣例やルールに則って細心の注意を払い、著者全員の十分な了解のもとに行うものとする。

(5) 審査の公正性

研究者は、他者の研究論文の査読や審査にあたる場合には、審査対象者の属性や審査対象者との関係等によって不当な評価を行うことなく、学問的な基準や当該審査の審査基準に基づいて、公正に審査を行う。

(6) 環境・安全への配慮、生命倫理の尊重

研究者は、研究実施上、環境・安全に対して有害となる可能性のあるもの（放射線、放射性同位元素、遺伝子組換え生物、外来生物、核燃料物質、劇毒物、環境汚染物質等）を取り扱う場合には、関連する法令、本学規則、関連省庁や学会等の指針（ガイドライン）等を遵守し、必要に応じて学内外の委員会での承認を受けるとともに、特に、人や動物を対象とした研究においては生命倫理を最大限に尊重する。

(7) 差別やハラスメントの排除

研究者は、研究活動のあらゆる局面において、各個人の人格と自由を尊重し、属性や思想、信条による差別を行わない。また、研究上の優位な立場や権限を利用して、その指示、指導等を受ける者に不利益を与えるような言動をとらない。

(8) 個人情報の保護

研究者は、研究の過程で入手した他者の個人情報の保護に努め、本学規則に基づき適正な取扱いを行うものとする。

(9) 利益相反の適正なマネジメント

研究者は、自らの研究活動にあたって、利益相反や責務相反の発生に十分な注意を払い、かかる状況が発生する場合には、本学規則に基づき情報公開を行い、適正なマネジメントを行うものとする。

5. 本学で実施しない研究

軍事的安全保障・デュアルユース（軍民両用）を目的とした研究については、これを実施しない。

附 則

このガイドラインは、平成 22 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成 29 年 11 月 1 日から改正、施行する。

上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン

制定 平成24年1月1日

改正 平成24年7月1日 平成26年4月1日

平成27年4月1日 平成29年4月1日

令和2年4月1日 2021年（令和3年）7月1日

1. 目的

このガイドラインは、上智大学（以下、「本学」という。）の研究費の使用及び管理を適正に行うことを目的として定める。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究費

①国庫補助金による資金

②委託研究費、共同研究費又は研究業務委託費

③前2号の他に学校法人上智学院（以下、「学院」という。）が経理管理を委任された学外の資金

④学院から配分される個人教育研究費を含む教育研究に使用される全ての資金

(2) 研究者

本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事する者

(3) 職員

学院によって雇用され、研究費の執行と管理に関わる者

3. 研究者及び職員の責務

(1) 規程等の遵守

研究者及び職員は、本ガイドライン及び「上智大学学術研究倫理ガイドライン」の他、学院が定める各種規程並びに関係法令に従い、研究費の使用と管理を適正に行わなければならない。

(2) 不正使用の禁止

研究者及び職員は、研究費の適正な使用と管理が社会的責務であり、一個人による不正使用が、本学全体の教育研究活動の停滞と社会的信用の失墜に直結する行為であることを自覚し、絶対に不正使用を行わず、また、これに加担してはならない。

4. 責任体制の明確化

研究費の適正な使用及び管理に関する責任者は、次のとおりとする。

(1) 最高管理責任者

全体を統括し、研究費の使用・管理について最終責任を持つ者で、学長とする。

(2) 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、研究費の使用・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、学術研究担当副学長とする。

(3) コンプライアンス推進責任者

当該部局における研究費の使用・管理について責任と権限を持つ者で、「上智学院職制」に定める各教育研究組織の長（研究科委員長、学部長、研究機構長、センター長）及び各事務組織の長（局長）とする。

(4) コンプライアンス推進副責任者

コンプライアンス推進責任者を補佐し、研究費の使用・管理について日常的な責任と権限を持つ者で、前項に定める各教育組織の長の下位者（専攻主任、学科長とする。）

5. 適正な運営・管理の基盤となる環境の整備

(1) ルールの統一化と明確化

①本学は、別に定める研究費の使用に関するルールを統一化し明確化することにより、研究費の使用が円滑且つ適正に行われるよう努めなければならない。

②不正使用とは、故意若しくは重大な過失による研究費の他の用途への使用又は研究費の交付決定内容やこれに付された条件に違反した使用をいう。主な不正使用の態様は以下の通りである。

預け金 架空の取引により本学に代金を支払わせ、これを取引会社等に管理させること。

カラ出張 実態の伴わない出張旅費を本学に支払わせること。

カラ謝金 実態の伴わない作業謝金を本学に支払わせること。

(2) 規程及びマニュアル等の整備

本学は、各種規程の見直しや新規制定、業務マニュアル等の作成により、研究費の使用及び管理に関するルールが実効性と有効性を備えたものとなるように整備するとともに、ルールを研究者に周知徹底させ、研究費の適正な使用と管理についての意識の向上に努めなければならない。

(3) コンプライアンス講習の受講と誓約書の提出

研究費の使用・管理に関わる研究者及び職員は、研究費使用・管理に関するコンプライアンス講習を受講し、ルールを遵守して不正

を行わず、万一不正を行った場合は厳正な処分と法的責任を負担すること等を内容とする誓約書を提出しなければならない。

(4) 啓発活動の実施

①最高管理責任者は、不正根絶に向けた構成員の意識の向上と浸透を目的として、自ら組織全体に対する定期的な啓発活動を実施する。

②統括管理責任者は、啓発活動に関する実施計画を策定する。

③コンプライアンス推進責任者は、当該部局内で競争的研究費等の運営・管理に関わる全ての構成員に対し、定期的に啓発活動を実施する。

6. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定と実施

(1) 不正使用発生要因の把握

本学は、研究者又は職員による研究費の不正使用発生要因を把握し、その改善策を講じなければならない。

(2) 不正防止計画の策定と実施

本学は、研究費の適正な運用及び管理体制を整備するために不正防止計画を策定し、着実に実施するとともに、継続的に見直しを行い、常に実効性の高い計画となるよう努めなければならない。

(3) 防止計画推進部署の設置

本学は、前項の目的を遂行するために防止計画推進部署を置き、学術情報局研究推進センターを以ってこれに充てる。

7. 研究費の適正な運営・管理活動

(1) 研究費の執行

研究者は、研究費の執行状況を適時把握し、適切かつ効果的に予算を執行しなければならない。

(2) 研究費の立替

本学は、研究期間が開始しているにもかかわらず、官公庁又は独立行政法人等から交付される研究費の入金が遅滞する場合には、「上智大学研究費等一部立替に関する内規」に基づき研究費の一部を一時的に立て替える等の措置をとり、円滑な研究活動の遂行及び不正発生要因の除去に資するよう努めなければならない。

(3) 発注及び納品、検品

研究費による物品等の発注は、学院の各種規程に従い、適切に行われなければならない。また、研究費により購入した物品等は、納品の際に別途定める手続きにより検収ステーションで検品を受けなければならない。

(4) 被雇用者の勤務及び謝金の管理

①研究費により雇用される者の任用手続、勤務管理及び謝金等の支払いは、任用身分に応じ、「上智学院就業規則」「上智学院臨時職員就業規則」「上智学院謝金取扱要領」の他、学院が定める各種規程並びに関係法令に従い、適正に行われなければならない。

②コンプライアンス推進責任者は、関係者への書面又はヒアリング等により勤務及び支払い受領の事実を検証しなければならない。

(5) 旅費の管理

①研究費により行う関係者の出張及びその旅費の管理は、「上智学院旅費規程」「上智大学科学研究費助成事業旅費取扱に関する細則」の他、学院が定める各種規程並びに関係法令に従い、適正に行われなければならない。

②コンプライアンス推進責任者は、根拠となる帳票等により出張の事実を検証しなければならない。

(6) 不正使用に係る措置

①コンプライアンス推進責任者は、研究費の不正使用が発覚又はその疑義が生じたとき、遅滞及び遺漏のないように最高管理責任者に報告しなければならない。

②最高管理責任者は、前項の報告を受けたとき、本学又は学院が定める各種規則並びに関係法令に基づき厳正な措置を講じなければならない。

(7) 取引会社等への対応

①コンプライアンス推進責任者は、取引会社等に本ガイドライン及び学内規則等を説明し、これを遵守させるとともに、公正な取引等を行うよう指示しなければならない。

②最高管理責任者は、研究費の不正使用に関与した取引会社等があるとき、別に定める基準に基づき厳正な措置を講じなければならない。

8. 情報の伝達を確保する体制の確立

(1) 相談窓口

研究費の適正な使用と管理に関するルール及び事務手続き等について、次の①又は②に掲げる区分に応じ、本学内外からの相談を受け付ける相談窓口を置き、適切に対応するものとする。

①「2. 定義 (1) 研究費」①～③ 学術情報局研究推進センター

②「2. 定義 (1) 研究費」④ 財務局経理グループ

(2) 通報窓口

①研究費の不正使用に関する通報は、監査室で受け付けるものとする。

②不正使用に関する通報の処理等については、「上智大学における公的研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規」に基づき行うものとする。

9. モニタリングの在り方

(1) 部局によるモニタリング

研究費の執行と管理に関わる部局は、研究費の執行状況をモニタリングすることにより、部局間で連携し、適切な執行管理に努めなければならない。

(2) 監査室による内部監査及びモニタリング

監査室は、「学校法人上智学院内部監査規程」に基づき研究費の執行状況に関する内部監査を実施する。また、研究費に関する本学のモニタリングが適正に機能しているかを確認し、必要に応じて是正及び改善を提言する。

10. 監事の役割

(1) 不正防止に関する内部統制の確認

監事は、不正防止に関する内部統制の整備・運用状況について機関全体の観点から確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

(2) 不正防止計画の確認

監事は、統括管理責任者又はコンプライアンス推進責任者が実施するモニタリングや内部監査によって明らかになった不正発生要因が不正防止計画に反映されているか、また、不正防止計画が適切に実施されているかを確認し、その結果を理事会において定期的に報告し、意見を述べる。

附 則

このガイドラインは、平成24年1月1日から施行する。

附 則

このガイドラインは、平成24年7月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、平成26年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、平成27年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、平成29年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、令和2年4月1日から改正、施行する。

附 則

このガイドラインは、2021年（令和3年）7月1日改正、施行する。

上智大学における研究活動上の不正行為の防止等に関するガイドライン

制定 平成 28 年 3 月 1 日

改正 平成 29 年 4 月 1 日

1. 目的

このガイドラインは、上智大学（以下「本学」という。）における研究活動上の不正行為の防止及び不正行為が生じた場合に適正な対応を行うことを目的として定める。

2. 定義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

① 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、又は盗用。

ア 捏造 存在しないデータ又は研究・実験結果等を作成すること。

イ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語（当該研究者特有の用語に限る。）を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。

② 研究者の行動規範及び社会通念を始めとして、各研究分野の特性や作法等及び学協会等の倫理規程や行動規範等並びに学術誌等の投稿規程等に照らし、不適切と判断される次の行為。

ア 不適切なオーサiership 研究成果の発表物（論文）の著者に、著者としての資格を満たさない者を記載する又は著者としての資格を満たすにもかかわらず記載しない等著者を適正に公表しないこと。

イ 二重投稿 他の学術誌等で既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること（ただし、投稿先学術雑誌や学会等の投稿規程を満たすものは除く）。

ウ 不適切な利益相反マネジメント 利益相反の生じる可能性のある研究活動を遂行するにあたり、研究にバイアスをかけたり、教育活動に悪影響を及ぼすなど、利益と責務のマネジメントが不適切であること。

③ ①②に定める事項のほか、研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

(2) 研究者等

本学に所属する教員、研究員の他、本学で研究活動に従事するすべての者。

(3) 部局等

上智学院職制第 2 条第 1 項に定める組織及び施設

3. 研究者等の責務

(1) 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

(2) 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修等を受講しなければならない。

(3) 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

4. 責任体制の明確化

(1) 最高管理責任者

①最高管理責任者は、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、本学全体を統括する最終的な責任と権限を持つ者で、学長とする。

②最高管理責任者は、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(2) 統括管理責任者

①統括管理責任者は、最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し本学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者で、学術研究担当副学長とする。

②統括管理責任者は、その責任と権限の範囲において公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるものとする。

(3) 研究倫理教育責任者

①研究倫理教育責任者は、部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等並びに研究倫理教育について実質的な責任と権限を持つ者で、上智学院職制に定める各教育研究組織の長（研究科委員長、学部長、研究機構長、センター長）及び各事務組織の長（局長）とする。

②研究倫理教育責任者は、当該部局等に所属する研究者等に対し、その責任と権限の範囲において公正な研究活動を推進するための適切な措置を講じるとともに、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

(4) 研究倫理教育副責任者

①研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者を補佐し、部局等における研究倫理の向上及び不正行為の防止等並びに研究倫理教育について日常的な責任と権限を持つ者で、前条第 1 項に定める各教育研究組織の長の下位者（専攻主任、学科長）とする。

②研究倫理教育副責任者は、研究倫理教育責任者が当該部局等に所属する研究者等に対して行う公正な研究活動を推進するための適切な措置並びに研究者倫理に関する教育の実施を補佐するとともに、研究者倫理の涵養に努めなければならない。

5. 研究倫理教育の実施

- (1) 本学は、研究活動上の不正行為を防止し、研究者倫理の向上を図るため、研究者等に対し定期的に研究倫理教育を実施する。
- (2) 本学は、研究活動に関する基本的な倫理意識の涵養と研究者倫理に関する規範意識の徹底を図るため、学生に対する研究倫理教育の実施を推進する。実施にあたっては、専攻分野の特性や学部生・大学院生の区分等に応じ、適切な機会・方法・内容となるよう配慮する。

6. 研究活動における責任の明確化

研究者等は、研究活動上の不正行為を防止し、研究活動における研究者等個々の責任を明確にするため、特に次の事項に留意して研究活動を行うものとする。

- (1) 複数の研究者等が参画する研究活動を行うにあたっては、当該研究における個々の研究者等の役割分担・責任等を明確にしておく。
- (2) 複数の研究者等が参画する研究活動において、その全容を把握・管理する立場の代表研究者となった場合には、研究活動の進捗や研究成果を適切に確認する。
- (3) 研究活動において指導的な立場にある研究者等は、その指導する学生や研究者等に対し、適切な支援・助言等を行う。

7. 適切な研究活動を行う上での留意事項

次の事項については、各研究分野の特性や作法等及び学協会等の倫理規程や行動規範等に従い、不正又は不適切な行為との疑念を持たれないよう特に十分留意しなければならない。

(1) 研究データの保存と開示

①論文等の形で発表された研究成果のもととなった実験データ等の研究資料は、当該論文等の発表から10年間の保存を原則とする。資料や標本等の有体物については5年間を原則とする。これらの研究資料は、必要に応じて開示しなければならない。

②保存が不可能ないしは著しく困難である、保存のためのコストやスペースが膨大になる、または研究分野による研究活動の特性等により、①に基づく保存が難しい場合には、この限りではない。

③①、②にかかわらず、国や研究分野の指針・規程等でデータ等の扱いに特段の定めがある場合には、それに従う。

(2) 他の研究評価

ピアレビュー（査読や審査）を行うにあたっては、研究者は高い倫理観と見識を持ち、公正にこれにあたらなければならない。

8. 相談・告発

(1) 相談窓口

研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関わる本学内外からの相談は、学術情報局研究推進センターで受け付けるものとする。

(2) 告発窓口

①研究活動上の不正行為に関する告発は、監査室で受け付けるものとする。

②告発の対応等については別に定める。

附則

このガイドラインは、2016年（平成28年）3月1日から施行する。

附則

このガイドラインは、2017年（平成29年）4月1日から改正、施行する。

上智学院における公益通報に関する規程

制定 平成21年4月1日

改正 平成23年4月1日 平成24年4月1日

平成26年4月1日 平成28年4月1日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下、「法」という。）に基づき、学校法人上智学院（以下、「学院」という。）及び学院が設置する学校（ただし、学院が設置する中学校・高等学校は除く。）において、学院の業務運営に関する違法、又は学院の諸規程（以下、「学院の規程」という。）に反する重大な不正・不当な行為（以下、「違法行為等」という。）の早期発見及び是正並びに公益通報者の保護を図るため、通報制度に関する必要な事項を定め、もって学院の社会的信頼の維持及び業務運営の公正・公平性の確保に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程の用語の意義に関しては、次に掲げる定義によるものとする。

(1) 公益通報 役員、教職員（派遣労働者を含む。以下この規程において同じ。）及び学院が設置する学校に在籍する学生（以下、「教職員等」という。）が不正の利益を得る目的、他人に損害を与えるその他不正の目的でなく、違法行為等の発生又はそのおそれを次のいずれかに通報することをいう。

イ 第7条に規定する通報窓口

ロ 当該違法行為等について処分（命令、取消しその他公権力の行使に当たる行為をいう。以下この条において同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。）をする権限を有する行政機関（法第2条第4項に規定する行政機関をいう。以下、「行政機関」という。）

(2) 通報者 公益通報を行う者をいう。

(理事長、理事及び学院が設置する学校の長の責務)

第3条 理事長、理事及び学院が設置する学校の長は、学院の社会的信頼の維持及び業務運営の公正・公平性を阻害するような違法行為等の防止及び排除に努めるとともに、違法行為等が生じた場合には、この規程及び関連する学院の規程に基づき、迅速かつ適切に措置を講じなければならない。

(所属長の責務)

第4条 学院及び学院が設置する学校の業務において管理、監督又は指導する立場にある者は、自己の管理、監督又は指導する組織において、法令及び学院の規程の遵守を推進するよう努めなければならない。

(教職員の責務)

第5条 教職員は、法令及び学院の規程を遵守することの重要性を深く認識し、常に教育・研究の発展に寄与するため公正かつ公平な職務の遂行に努めなければならない。

2 教職員は、第12条に定める調査に対しては、正当な理由がないかぎり、応じなければならない。

(通報者の責務)

第6条 通報者は、客観的で合理的根拠に基づいて公益通報を行うものとし、人事上の処遇の不满、誹謗中傷等その他の不正の目的で行ってはならない。

第2章 公益通報管理体制

(通報窓口)

第7条 学院に、法令及び学院の規程の遵守を推進するために、公益通報の対応を行う通報窓口を置く。

2 通報窓口は、公益通報に係る事前又は事後の相談に応じることができる。

3 通報窓口は、監査室に置く。

4 公益通報の適切な管理のため、通報受付責任者を定め、総務局長をもってこれに充てる。

(公益通報委員会)

第8条 学院に、公益通報に関する体制を確立し、公正・公平な職務の遂行を確保するため、公益通報委員会（以下、「委員会」という。）を理事長のもとに設置する。

2 委員会は、次に定める業務を行う。

(1) 公益通報に関する基本方針を策定すること。

(2) 第10条に定める公益通報に関して、事実その他必要な事項を調査すること。

(3) 第15条第1項から第3項までに定める公益通報者に対する不利益な取扱い（事実行為を含む。以下同じ。）に関して、事実その他必要な事項を調査すること。

(4) その他公益通報に関して重要な事項を実施すること。

(委員会の組織)

第9条 委員会は、委員長及び委員若干名をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者に理事長が委嘱する。

- (1) 理事長が委嘱する理事
- (2) 学院が設置する学校の長が指名する者 各1名
- (3) 総務局長
- (4) その他理事長が任命する教職員 若干名

3 前項にかかわらず、委員会が公益通報の内容の調査等を行う場合で、かつ緊急を要するときは、委員長は前項の委員以外の者を臨時に委員に加えることができる。

4 理事長が委嘱する理事は、委員長となり、委員会を招集し、会議を主催する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が公益通報の内容に直接の利害関係を有するときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を行う。

6 委員の任期は、以下の通りとする。

(1) 本条第2項第1号及び第3号の委員は、その職責の任期とする。

(2) 本条第2項第1号及び第3号の委員は、通報のあった場合にその都度指名及び任命することとし、その任期は当該通報の処理が終了するときまでとする。

7 前項にかかわらず、第3項により任命された臨時の委員の任期は委員長がこれを定めるものとする。

8 第1項から前項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会の定めるところによる。

第3章 公益通報手続

(公益通報)

第10条 教職員等は、他の教職員等に次のいずれかに該当する違法行為等を認めるとき又は違法行為等の可能性があると思料するときは、第7条に定める通報窓口又は行政機関に、その内容を通報できる。

(1) 法令、学院の規程等に違反し、又は違反するおそれのある行為

(2) 前号に掲げるもののほか、学院の社会的信頼又は業務運営の公平・公正性を失わせ、又は失わせるおそれのある行為

(3) その他、不正又は不当な行為

(公益通報の受理等)

第11条 通報受付責任者は、第7条に定める通報窓口において公益通報を受け付けたときは、速やかに委員長へ報告し、委員会においてその受理又は不受理を決定するものとする。

(調査)

第12条 委員会は、前条により公益通報を受理した旨の報告を受けた場合、又は第15条第4項により、通報窓口を通じて委員会に申し立てがあった場合は、公益通報の内容の真否等について速やかに調査するものとする。

2 委員会は、前項の調査を行う場合にあっては、必要に応じ、委員長が委嘱する教職員、及び法律専門家等によって編成する調査チームを設置することができる。この場合における調査チームには、委員会の委員及び通報受付責任者を加えることはできない。

3 委員会は、第1項の調査を行う場合にあっては、関係者に対し必要な資料の提出を求め、若しくは説明又は意見を聴くことができる。

4 委員会は、公益通報の内容が、学院が設置する学校における教育、研究上の事項に関する場合で、委員長が委員会で調査することが適当でない判断した場合は、その調査を学院が設置する学校の長に依頼することができる。この場合において、学院が設置する学校の長は、調査終了後、その結果を速やかに委員会に報告するものとする。

(理事長への報告)

第13条 委員会は、前条の調査の結果を理事長に報告するものとする。

2 委員会は、前項の報告を行う際は、公益通報の内容に関し、違法行為等又はその可能性を認めた理由若しくは違法行為等がないと認めた理由を明らかにして行うものとする。

3 委員会は、第1項の報告を行う場合は、次条第1項に規定する理事長が行う措置について意見を述べることができる。ただし、理事長はこの意見に拘束されない。

(公益通報に係る措置)

第14条 理事長は、前条第1項に規定する委員会の報告を受けたときは、当該報告における公益通報の内容の真否及び重要性の程度に応じて、公益通報の事実に係る違法行為等を停止し、又は適法な状態に回復するために必要な措置をとるとともに、再発防止のために必要な措置を講じなければならない。

2 理事長は、調査等の結果、違法行為等が明らかになった場合には、当該違法行為等に関与した者に対し、学院が別に定める規定に基づき、懲戒処分、告訴又は告発等の措置を講じるものとする。

(公益通報を行った者の保護)

第15条 学院は、公益通報者保護法その他関係法令等を遵守し、公益通報を行ったことを理由として、人事、給与その他の身分及び勤務条件等に関し、不利益な取扱いを行わない。

2 学院は、通報者が、労働者派遣契約に基づく派遣労働者である場合は、当該派遣労働者が公益通報をしたことを理由として、労働者派遣契約の解除又は当該派遣労働者の交代等不利益な取扱いを行わない。

3 学院は、通報者が、学院が設置する学校に在籍する学生である場合は、当該学生が公益通報をしたことを理由として、訓告、停学又は退学処分、その他学生の教育・研究上の活動に関して不利益な取扱いを行わない。

4 通報者は、公益通報を行ったことが理由と思われる不利益な取扱いを受けたときは、通報窓口を通じて委員会に申し立てることが

できる。

(フォローアップ)

第16条 理事長は、公益通報の処理後、違法行為等が再発していないか、是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報処理の仕組みの改善、及び新たな是正措置及び再発防止策を講じる。

2 理事長は、通報者に対し、通報したことを理由とした不利益な取扱いや職場内での嫌がらせが行われていないか、又は行われるおそれはないか等を確認する等、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

3 理事長は、委員会の調査を経て、通報者が通報したことを理由とした不利益な取扱いを受けたとき又は受けるおそれがあると認めるときは、その回復又は防止のために必要な措置を講ずるものとする。

4 理事長は、委員会の調査を経て、公益通報に係る事実がないことが判明した場合において、関係者の名誉が害されたと認めるときは、事実関係の公表その他関係者の名誉を回復するために必要な措置を講じなければならない。

(通知)

第17条 学院は、通報者に対して、公益通報の受領、受理・不受理の決定、調査結果及び是正結果について、公益通報において違法行為等に関わっているとされる者のプライバシーに配慮しながら、遅滞なく通知しなければならない。ただし、匿名通報の場合、又は通報者が特定できない場合にはこの限りではない。

(秘密保持義務)

第18条 通報受付責任者及び委員会構成員その他公益通報に関与した者は、職務上知り得た秘密及び通報者及び被通報者の個人情報等を漏らしてはならない。この場合における義務は、当該関与者がその職を退いた後も存続するものとする。

(利益相反関係の排除)

第19条 通報受付責任者、委員会構成員、第12条第2項の規定により設置する調査チームの構成員その他公益通報に関与する者は、自らが関係する公益通報の処理に関与してはならない。

(運用状況の公表)

第20条 理事長は、委員会から報告を受けた公益通報の件数等について、毎年度公表しなければならない。

第4章 雑則

(他の規定との関連)

第21条 上智学院ハラスメント防止等に関する規程（以下、「防止等に関する規程」という。）は、公益通報の内容が、防止等に関する規程第3条に定める対象及び適用範囲に該当する場合には、この規程に優先して適用される。

(広報・研修)

第22条 学院は、公益通報管理体制の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、学院広報、ホームページ等による積極的な広報活動、定期的な研修の実施、及び説明会の開催等により、学院の役員及び教職員等、並びに学院が設置する学校の学生に対し、十分に周知徹底を図る。

(雑則)

第23条 この規程に定めるもののほか、公益通報のために必要な事項は、別に定める。

2 その他公益通報に関する事務は、総務局総務グループが担当する。

附 則

この規則は、2009年（平成21年）4月1日から施行する。

附 則

この規則は、2011年（平成23年）4月1日から施行する。

附 則

この規程は、2012年（平成24年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2014年（平成26年）4月1日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2016年（平成28年）4月1日から改正、施行する。

上智大学における研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規

制定 平成 27 年 4 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この内規は、上智大学（以下「本学」という。）が管理する研究費において、不正使用が疑われる場合の調査の手続き等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この内規における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「研究費」とは、上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン 2 (1) に定める全ての資金をいう。

(2) 「不正使用」とは、故意もしくは重大な過失によるルールを逸脱した研究費の使用行為をいう。

(3) 「教職員等」とは、本学で研究活動に従事する者並びに研究費の執行と管理に関わる者又は本学と取引のある取引会社の従業員をいう。

(不正使用に対する通報)

第 3 条 教職員等は、研究費の不正使用の疑いを発見したときは、顕名によることを原則として、電話・FAX・電子メール・書面・面談により、不正使用が疑われる研究者等（以下「被通報者」という。）の不正使用の態様等を通報することができる。

2 前項に定める通報を受け付ける窓口は、監査室とする。

3 監査室は、不正使用に関する通報を受け付けたときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(通報の受付及び研究費の使用停止)

第 4 条 学長は、前条により監査室が通報を受け付けた場合は、当該通報の受付から 30 日以内に、通報内容の合理性を確認し調査の要否を判断するとともに、当該調査の要否を本学に対して研究費を配分する機関（以下「配分機関」という。）に報告しなければならない。

2 学長は、通報を受け付けた時点で、必要に応じて被通報者の研究費の使用停止を命ずることができる。

(研究費の不正使用に関する調査委員会の設置)

第 5 条 学長は、前条により調査が必要であると判断した場合には、速やかに研究費の不正使用に関する調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置して不正使用の有無及び不正使用の内容、関与した者及びその関与の程度、並びに不正使用の相当額等の事実関係を調査しなければならない。

2 学長は、次に定める者で、かつ通報した教職員等及び被通報者と直接の利害関係を有しない者を調査委員会の委員として指名する。

(1) 不正使用が疑われる被通報者の所属組織（学部又は研究科等）以外の教員 1 名

(2) 局長 1 名

(3) 本学外の専門家（弁護士、公認会計士等）若干名

(4) 前三号に掲げる者のほか、特段の事情がある場合において学長が指名する学院の教職員 若干名

3 調査委員会の委員長は、前項第 1 号により指名された教員をもって充てる。

(調査の実施)

第 6 条 調査委員会は、次の各号に定める調査を実施するものとする。

(1) 被通報者及びその関係者からの事情聴取

(2) 支出に係る書類、証拠の収集、分析

(3) 支出先の業者等からの事情聴取、各種伝票の収集、分析

(4) 本学及び配分機関の使用ルールとの整合性の調査

(5) その他調査委員会が必要と認めた事項の調査

2 前項にかかわらず、学長は、調査の実施に際し、調査方針、対象及び方法等について配分機関に報告、協議するものとし、必要に応じて前項の調査内容を変更するものとする。

3 学長及び調査委員会の委員長は、配分機関の求めに基づき、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じるものとする。

(調査への協力等)

第 7 条 被通報者は、調査委員会の調査に協力しなければならない。

2 被通報者は、調査委員会に虚偽の申告をしてはならない。

(調査の報告)

第 8 条 調査委員会の委員長は、通報の受付から原則として 110 日以内に、調査を完了し、調査報告書を作成し、関連資料を添えて学長に提出しなければならない。ただし、期限内に調査が終了しないことが明らかとなった場合には、学長に期間の延長を求めることができる。

2 調査委員会の委員長は、前項の報告書においては、次の事項を確認するものとする。

(1) 被通報者の不正使用の有無及びその内容

(2) 不正使用の発生要因

(3) 不正使用に関与した者及びその関与の程度

(4) 不正使用に関与した者が関わる他の研究費における管理・監査体制の状況

(5) 不正使用の相当額

(6) その他、調査により明らかになった事項

3 調査委員会の委員長は、学長が今後の再発防止計画を決定するにあたり、調査報告書において当該計画に関する意見を述べるものとする。

4 調査委員会の委員長は、調査の完了前であっても、被通報者の自認等により不正使用の事実が一部でも確認された場合には、学長に報告しなければならない。

5 調査委員会の委員長は、調査の完了前であっても、配分機関の求めに基づき学長から調査の進捗状況報告及び調査の中間報告を求められた場合には、これらを報告をしなければならない。

6 学長は、第1項により調査委員会の委員長から調査報告書の提出があった場合には、当該報告書の内容を審査し、不正使用の有無等について認定し、原則として10日以内に調査結果を被通報者及び通報した教職員等に通知するものとする。ただし、通報した教職員等への通知は、顕名によらない場合は不要とする。

(異議申立て)

第9条 前条第6項により調査結果の通知を受けた被通報者は、通知を受けた日から10日以内に学長に異議申立てを行うことができる。

2 学長は、前項の異議申立てがあったときは、原則として10日以内に学長の判断により調査委員会に対し再調査の実施を指示することができるものとする。この場合において、異議申立ての趣旨が調査委員会の構成等、その公正性に関わるものであるときは、学長の判断により委員を変更できるものとする。

3 前項の再調査の指示があったときは、調査委員会は再調査を行い、原則として30日以内に、調査を完了し、書面で学長に報告しなければならない。

4 学長は前項の報告内容を審査し、不正使用の有無等について再認定し、その結果を異議申立てをした被通報者に通知するものとする。

5 学長が再調査をしないと決定したときは、再調査をしない旨及びその理由を異議申立てをした被通報者に通知するものとする。

6 異議申立をして被通報者は、前二項の決定に対して、再度異議申立てをすることはできない。

(配分機関への報告)

第10条 学長は、次の各号に掲げる時点から起算して原則として10日以内に、調査結果及び再発防止計画等を配分機関に報告しなければならない。

(1) 前条第1項により被通報者からの異議申立てがなかったとき

(2) 前条第4項により学長が不正使用の有無等について再認定したとき

(3) 前条第5項により学長が再調査をしないと決定したとき

2 通報の受付から210日以内に配分機関への調査報告が終わらない場合であっても、学長はその時点までの中間報告書を作成し、これを配分機関に提出しなければならない。

3 学長は、調査委員会の委員長から第8条第4項及び第5項の報告があった場合には、速やかに配分機関に報告しなければならない。

(調査結果の公表)

第11条 学長は、不正使用の認定があった場合には、第10条第1項及び第3項(ただし、第8条第5項による報告は除く)による配分機関への報告後、速やかに次の事項を含む調査結果を公表する。ただし、合理的な理由があると学長が認めた場合は、不正使用に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

(1) 不正使用に関与した者の氏名・所属

(2) 不正使用の内容

(3) 調査結果公表までに行った措置の内容

(4) 調査委員の氏名・所属

(5) 調査の方法・手順

(6) その他学長が必要と認めた事項

(報告後の措置)

第12条 学長は、第10条により配分機関に報告をした結果、当該配分機関から不正使用に係る資金の返還命令を受けたときには、被通報者から当該額を返還させるものとする。

2 学長は、調査報告書の認定内容に基づき、被通報者に対して、上智学院就業規則に基づく懲戒処分が必要だと判断した場合には、理事長に対して書面によりその処分について審議を要請するものとする。

3 学長は、調査報告書に基づき、不正使用があったと認められなかったときは、その旨を調査に関係した全ての者に通知するとともに、必要に応じて被通報者への不利益発生を防止するための措置を講ずるものとする。

(悪意による通報への対応)

第13条 第5条により設置した調査委員会の調査によって、通報が悪意(被通報者又は本学に不利益を与えることを目的とする意志を言う。)によるものと認められたときは、学長は、理事長に、通報した教職員等に対する処分、刑事告発等を含む必要な措置を講ずるように要請することができる。

(通報者の保護等に関する他の規程の準用)

第14条 通報した教職員等の保護等に関しては、上智学院における公益通報に関する規程第15条その他の規定を準用する。

(調査期限等の伸長)

第15条 学長は、第8条第1項及び第6項、第9条第2項及び第3項並びに第10条第1項に定めるそれぞれの期限を合計で170日を越えない範囲で伸長又は短縮することができる。

(事務局)

第 16 条 調査及び配分機関への報告等にかかる事務は、総務局がこれを所管する。

2 調査に必要な情報を有する部署は、前項の事務に協力するものとする。

(内規の改廃)

第 17 条 この内規の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この内規は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から施行する。

上智学院旅費規程

制定 昭和 60 年 11 月 1 日

改正 平成 2 年 7 月 1 日 平成 3 年 7 月 1 日
平成 4 年 4 月 11 日 平成 12 年 4 月 1 日
平成 17 年 4 月 1 日 平成 19 年 4 月 1 日
平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日
平成 23 年 7 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日
平成 25 年 4 月 1 日 平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 4 月 1 日 平成 29 年 4 月 1 日
平成 30 年 4 月 1 日 平成 31 年 4 月 1 日
令和 2 年 4 月 1 日 2021 年（令和 3 年）4 月 1 日

第 1 章 通則

（目的）

第 1 条 この規程は、上智学院（平成 28 年 3 月 31 日において学校法人栄光学園、学校法人六甲学院、学校法人広島学院又は学校法人泰星学園であった部分を除く。以下「学院」という。）の役員、教職員（以下「教職員等」という。）及び教職員等以外の者に対して支給する出張旅費及び赴任旅費に関する事項について定めることを目的とする。

2 学院が教職員等及び教職員等以外の者に対し支給する旅費については、他に定めがある場合を除き、この規程の定めるところによる。

（旅費の種類）

第 2 条 旅費の種類は、国内旅費、海外旅費及び赴任旅費とする。

（旅費の計算）

第 3 条 旅費は、常時勤務する場所を起点とし、最も経済的、かつ、合理的な順路によって計算する。ただし、業務の都合又はその他やむを得ない理由により、学院が認める場合のみ、現に経過した路線によって計算する。

2 旅費の全部又は一部について学院外から支給される場合は、学院の旅費規程により計算される額との差額を支給する。

3 都合により出張が中止になった場合又は事前精算した旅費に差異が生じた場合は、速やかに報告し、精算しなければならない。

（欠勤、休暇及び私用の取扱い）

第 4 条 出張者が、休日以外に欠勤又は休暇を得た場合には、その期間中旅費を支給しない。

2 出張中において私用のために滞留し、又は旅行するときは、その期間中旅費を支給しない。

（出張の手続）

第 5 条 出張者は、所定の手続きにより、目的、出張先、期間等について、所属長を経て事前に学院の承認を得なければならない。

2 前項において、教職員等以外の者が出張する場合は、当該出張を依頼する者が所定の手続きを経て学院の承認を得るものとする。

（旅費の支給）

第 6 条 旅費は、出張者が出張終了後 2 週間以内に所定の手続きで請求することにより支給する。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合は、学院の承認を経て、出張前に旅費の全部又は一部の支給を受けることができるものとする。

（1）請求書に基づき学院が旅行代理店又は宿泊施設等に直接支払う場合

（2）出張者が出張前に旅費の全部又は一部を立て替えており、且つ金額が高額で早期の精算を要する場合

（3）学外者を出張させる場合

（4）出張者の申し出により学院が特別に認めた場合

第 2 章 国内旅費

（国内出張）

第 7 条 「国内出張」とは、業務のために、日本国内の常時勤務する場所から最寄りの公共交通機関の駅又はバス停を起点として、営業キロが片道 100km 以上の場所に派遣される又は日本国内において宿泊を伴って派遣されることをいう。

（国内旅費）

第 8 条 国内旅費として支給する費用は、教職員等が校務等により国内出張を命じられた場合の交通費、宿泊料、日当及び雑費とする。

（国内旅費における交通費）

第 9 条 国内旅費における交通費として支給する費用は、鉄道賃、航空賃、車賃及び船賃とする。

2 鉄道賃は別表第 1 により支給する。ただし、急行及び特急料金は次の基準により支給する。

（1）急行：片道 50km 以上

（2）特急：片道 50km 以上

（3）新幹線：片道 100km 以上

3 国内旅費における航空賃は、当該出張の内容及び日程並びに当該出張に係る旅費総額を勘案して、学院が航空機を利用することが最も経済的かつ合理的であると認めた場合には、別表第 1 により実費を支給する。この場合における航空賃は、搭乗する便の最下級の席種の

正規運賃を超えないものとする。ただし、学院が必要と認めた場合は、搭乘する便の最下級の席種の正規運賃の範囲内で直近上位の席種の運賃を実費支給する。

4 国内旅費における車賃は、自家用車を除く、タクシー、ハイヤーその他これらに準ずる交通機関で、学院が必要と認めた場合に実費を支給する。

5 国内旅費における船賃は、学院が必要と認めた場合に実費を支給する。

(国内旅費における宿泊料)

第 10 条 国内旅費における宿泊料は、出張期間中の宿泊数に応じ別表第 1 に定める額を支給する。ただし、次の各号に該当する場合は次のように取り扱う。

(1) 車中、機内及び船中泊の場合は、宿泊料を支給しない。

(2) 学院の指定する宿泊施設又は学院の直営施設に宿泊した場合は、実費を支給する。ただし、宝台樹ヒュッテ、ハケ岳ヒュッテ等食事の提供のない学院の直営施設に宿泊した場合は、別表第 1 に定める宿泊料の半額を支給する。

(3) 研修会、セミナー等の主催者が宿泊料を指定している場合にはその額を支給する。ただし、参加費に宿泊料が含まれている場合には宿泊料は支給しない。

(4) 自宅、実家、親戚又は友人宅等に宿泊する場合の宿泊料は、支給しない。

2 前泊及び後泊の定義については、次のとおりとする。

(1) 「前泊」とは、用務初日の前日に宿泊することをいい、用務開始時刻より逆算して出発地を午前 7 時以前に出発しなければ用務開始に間に合わない場合に適用することができる。

(2) 「後泊」とは、用務最終日に宿泊することをいい、用務終了時刻から起算して帰着地の到着が午後 9 時を過ぎてしまう場合に適用することができる。

(国内旅費における日当)

第 11 条 国内旅費における日当として支給する費用は、交通費、宿泊料及び学院が必要と認めた雑費以外の出張中に発生する諸経費とし、出張日数に応じて別表第 1 に定める額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、国内出張において、用務が行われず、移動のみに要する日の日当については、規定額の半額を支給する。この場合における「移動のみに要する日」とは、前泊日又は後泊日の翌日をいう。

(国内旅費における雑費)

第 12 条 国内旅費における雑費は、学院が必要と認めた場合に、本人の申請に基づき実費を支給する。

(日帰り出張)

第 13 条 乗車距離片道 100km 以上の地域に出張する場合は、日当及び交通費を別表第 1 により支給する。

2 乗車距離片道 100km 未満の地域へ用務で移動した場合、普通乗車運賃の実費のみ支給する。ただし、急行及び特急に 50km 以上乗車した場合は、申請によりこの実費を支給する。この場合、第 5 条及び第 6 条で規定する手続きは不要とする。

(国内出張における上級者随行)

第 14 条 学院が必要と認めた場合は、国内出張において上級者に随行する下級者の宿泊料については上級者と同区分の額を支給する。ただし、日当は、随行する下級者に対する所定の額を支給する。

(教育実習等参加のための出張)

第 15 条 単位取得のため学生が参加しなければならない課程科目における教育実習の指導又はゼミ合宿のために出張する場合は、別表第 2 により旅費を支給する。

2 教員が学生を引率し、正課授業の一環として学外で行う実技講習等のために出張する場合は、第 8 条から第 13 条の規定により旅費を支給する。ただし、別表第 1 の適用区分は「適用 B」以下とし、海外出張についてのみ別表第 4 の定めにより日当を支給する。

(日本国内からの招聘旅費)

第 16 条 日本国内に居住する研究者等の招聘を行う場合の招聘旅費として支給する費用は、交通費、宿泊料、日当及び雑費とする。

2 日本国内からの招聘にかかる交通費は、第 9 条を準用して実費を支給することができる。

3 日本国内からの被招聘者の宿泊料は、別表第 1 に定める額を限度として支給することができる。ただし、招聘する者が宿泊料を立て替えた場合は、実費とする。

4 日本国内からの招聘にかかる日当は、別表第 1 で定める額を限度として支給することができる。

5 日本国内からの招聘にかかる雑費は、学院が必要と認めた場合に、第 12 条を準用して実費を支給することができる。

第 3 章 海外旅費

(海外出張)

第 17 条 「海外出張」とは、業務のために日本国を起点として日本国外へ派遣されることをいう。

2 前項の規定にかかわらず、日本国外に駐在する教職員等が、業務のために、常時勤務する場所から最寄りの公共交通機関の駅又はバス停を起点として、営業キロが片道 100km 以上の場所に派遣される又は宿泊を伴って派遣される場合には本章を準用する。

(海外旅費)

第 18 条 海外旅費として支給する費用は、教職員等が校務等により海外出張を命ぜられた場合の交通費、宿泊料、日当及び雑費とする。

(海外旅費における交通費)

第 19 条 海外旅費における交通費として支給する費用は、鉄道賃、航空賃、車賃及び船賃とする。

- 2 鉄道賃、車賃及び船賃は、学院が必要と認めた場合に実費を支給する。
- 3 航空賃は、学院が必要と認めた場合に別表第 3 に規定する実費を支給する。
- 4 前二項の規定にかかわらず、海外出張において日本国内における交通費を要する場合には、当該交通費は第 9 条を準用して支給する。
(海外旅費における宿泊料)

第 20 条 海外旅費における宿泊料は、出張期間中の宿泊数に応じ別表第 4 に定める額を支給する。ただし、次の各号に該当する場合を除く。

- (1) 車中、機内及び船中泊の場合は、宿泊料を支給しない。
- (2) 研修会、セミナー等の主催者が宿泊料を指定している場合にはその額を支給する。ただし、参加費に宿泊料が含まれている場合には宿泊料は支給しない。
- (3) 自宅、実家、親戚又は友人宅等に宿泊する場合の宿泊料は、支給しない。

2 前項の規定にかかわらず、海外出張期間のうち日本国内に宿泊する日の宿泊料は、別表第 1 に定める額を支給する。
(海外旅費における日当)

第 21 条 海外旅費における日当は、交通費、宿泊料及び学院が必要と認めた雑費以外の出張中に発生する諸経費とし、出張日数に応じ別表第 4 に定める額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、海外出張において、用務が行われず、移動のみに要する日の日当は別表第 1 に定める額の半額とする。また、この場合の「移動のみに要する日」とは、出国日の前日又は帰国日の翌日をいう。

(海外旅費における雑費)

第 22 条 海外旅費における雑費として支給する費用は、予防注射接種費用、査証の交付手数料等とし、学院が必要と認めた場合に、本人の申請に基づき実費を支給する。

(海外出張における上級者随行)

第 23 条 学院が必要と認めた場合は、海外出張において上級者に随行する下級者の宿泊料については上級者と同区分の額を支給する。ただし、日当は、随行する下級者に対する所定の額を支給する。

(外国からの招聘旅費)

第 24 条 外国に居住する研究者等の招聘を行う場合の招聘旅費として支給する費用は、交通費、宿泊料、日当及び雑費とする。

- 2 外国からの招聘にかかる交通費は、第 19 条を準用して支給することができる。
- 3 外国からの被招聘者の宿泊料は、別表第 1 に定める額を支給することができる。ただし、招聘する者が宿泊料を立て替えた場合は、実費とする。
- 4 外国からの招聘にかかる日当は、別表第 1 で定める額を限度とし、入国日から出国日までの日数を上限として支給することができる。
- 5 外国からの招聘にかかる雑費は、学院が必要と認めた場合に、第 22 条を準用して実費を支給することができる。

第 4 章 赴任旅費

(国内赴任旅費)

第 25 条 赴任旅費として支給する費用は、新任者が前任地から学院に赴任する場合の交通費、宿泊料、荷造運搬費及び雑費とする。

2 交通費及び宿泊料は、着任後本人の請求に基づき別表第 1 に定める金額を限度として実費を支給する。ただし、宿泊料の支給額は、7 泊分を限度とする。

3 赴任に際し家族を同伴する場合の交通費については、次の各号に掲げる同伴する家族本人の適用区分に応じ、その家族（本人の被扶養者）に対して当該各号に定める交通費を支給する。ただし、6 歳未満（小学校入学前の者を含む。）の子女の交通費については支給しない。

- (1) 12 歳以上（中学校入学後）の子女 別表第 1 に定める交通費全額
- (2) 満 6 歳以上（小学校入学後）から 12 歳未満（中学校入学前）の子女 別表第 1 に定める交通費の半額

4 前項の規定にかかわらず、赴任に際し家族を同伴するときで、航空機を利用する場合等年齢に応じて交通費が発生する場合には、必要に応じてその交通費を支給する。

5 荷造運搬費は次のとおりとする。

(1) 新任者が赴任に伴い通勤距離が 60 キロメートル以上の通勤困難な居住地から移転する場合に、家財等の運搬経費及び荷物保険料を支給する。

(2) 新任者が赴任に伴い前任地から学院へ書籍、その他の教育研究機器等を運搬する場合に、運搬経費及び荷物保険料を支給する。

(3) 荷造運搬費は、その実費で領収書のあるものについて 70 万円を上限として支給する。

6 雑費は、学院が必要と認めた場合に、本人の申請に基づき支給する。

(海外赴任旅費)

第 26 条 海外からの赴任旅費については、前条第 1 項から第 4 項を準用して支給する。ただし、このときの航空運賃は、第 19 条第 3 項を準用して支給する。

2 荷造運搬費は次のとおりとする。

- (1) 新任者が赴任に伴い生じる家財等の運搬経費及び荷物保険料を支給する。
- (2) 新任者が赴任に伴い前任地から学院へ書籍、その他の教育研究機器等を運搬する場合に、運搬経費及び荷物保険料を支給する。

(3) 荷造運搬費は、その実費で領収書のあるものについて 70 万円を上限として支給する。

3 雑費は、学院が必要と認めた場合に、本人の申請に基づき支給する。

第 27 条 次に掲げる者（栄光学園中学高等学校、六甲学院中学校・高等学校、広島学院中学校・高等学校又は上智福岡中学高等学校に係る者を除く。）の出張旅費及び赴任旅費については、教職員等の旅費の例による。

(1) 学院の業務を委嘱して出張させる者

(2) その他特に教育・研究活動の必要から出張させる者

(改廃)

第 28 条 この規程の改廃は、本学院の定める手続により行う。

(雑則)

第 29 条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、昭和 60 年 11 月 1 日から施行する。

2 昭和 45 年 4 月 1 日施行の旅費規程は廃止する。

附 則

この規程は、平成 2 年 7 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 3 年 7 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、平成 4 年 4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2000 年（平成 12 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2005 年（平成 17 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2007 年（平成 19 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2010 年（平成 22 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2011 年（平成 23 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2011 年（平成 23 年）7 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2012 年（平成 24 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2013 年（平成 25 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2015 年（平成 27 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2016 年（平成 28 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2017 年（平成 29 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2018 年（平成 30 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2019 年（平成 31 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2020 年（令和 2 年）4 月 1 日から改正、施行する。

附 則

この規程は、2021 年（令和 3 年）4 月 1 日から改正、施行する。

別表第 1

(単位 円)

適用区分	鉄道賃	航空賃	宿泊料	日当
適用 A	グリーン料金	最下級の席種の運賃	15,000	5,000
適用 B	普通料金	最下級の席種の運賃	13,100	4,000
適用 C	普通料金	最下級の席種の運賃	9,000	3,000
適用 D	普通料金	最下級の席種の運賃	9,000	0

(注) 適用区分

適用 A 教職員等のうち、役員（理事長、担当理事、外部理事、常任理事、監事）、大学長、副学長、社専校長、短大学部学長、学部長、研究科委員長、研究機構長、局長

適用 B 適用 A 以外の教職員及び特別研究員、研究補助員、日本学術振興会特別研究員、その他教職員等以外の者

適用 C その他特に教育・研究活動の必要から出張させる本学大学院生・学部生のうち、博士後期課程に在籍している者

適用 D その他特に教育・研究活動の必要から出張させる本学大学院生・学部生のうち、適用 C に該当しない者

※別表第 1 について、事務組織の長として教員が出張する場合、学部長相当の者は「適用区分 A」を適用し、それ以外の者は「適用区分 B」を適用する。

※補佐については、その主たる職位と同一の区分を適用する。

備考 1. 上表に掲げる額は上限額である。

2. 個人の教育・研究活動を目的として出張する場合は、「適用 A」は適用しない。

3. 航空席種については、学院が必要と認める場合に限り、上記の範囲を超える階級の席種を利用することができる。

別表第 2

(単位 円)

	交通費	宿泊料	日当	備考
教育実習等	別表第 1 に準ずる	別表第 1 に準ずる	2,000	
ゼミ合宿	別表第 1 に準ずる	別表第 1 に準ずる	別表第 1 に準ずる	年 1 回 2 泊 3 日を限度とする

(注) 学院の指定する宿泊施設又は直営施設に宿泊した場合は規定の範囲内で実費を支給する。

別表第 3

適用区分	席種の等級を 3 以上の階級に区分する航空路の場合	席種の等級を 2 階級に区分する航空路の場合	席種の等級を設けない航空路の場合
適用 A	最上級の直近下位の級の運賃	上級の席種の運賃	航空機の利用に要する運賃
適用 B	最下級の席種の運賃	下級の席種の運賃	航空機の利用に要する運賃
適用 C	最下級の席種の運賃	下級の席種の運賃	航空機の利用に要する運賃
適用 D	最下級の席種の運賃	下級の席種の運賃	航空機の利用に要する運賃

(注 1) 適用区分は、別表第 1 注意書きの分類を準用する。

(注 2) 学院が必要と認める場合は、上記の範囲を超える階級の席種を利用することができる。

別表第 4

(単位 円)

適用区分	宿泊料		日当	
	指定都市	指定都市以外	指定都市	指定都市以外
適用 A	25,700	21,500	8,300	7,000
適用 B	22,500	18,800	7,200	6,200
適用 C	16,100	13,400	5,300	4,400
適用 D	16,100	13,400	0	0

(注) 適用区分は、別表第 1 注意書きの分類を準用する。

備考 1. 上表に掲げる額は、上限額である。

2. 個人の教育・研究活動を目的として出張する場合は、「適用 A」は適用しない。

3. 1 日のうちに宿泊料又は日当の額が異なる地域を出張した場合には、その額の多い方の出張先の区分に掲げる額を適用することとする。

4. 鉄道、車、船舶又は航空機による出張の場合における日当の額で、車内泊、船内泊又は機内泊がある泊数分は、指定都市以外の日当額を適用することとする。

5. 指定都市は次のとおりとする。

〔指定都市〕

シンガポール、ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントン、ジュネーヴ、ロンドン、モスクワ、パリ、アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド及びアビジャン

上智大学科学研究費助成事業事務取扱要領

制定 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 19 年 10 月 1 日 平成 20 年 4 月 1 日

平成 22 年 4 月 1 日 平成 23 年 4 月 1 日

平成 23 年 7 月 1 日 平成 24 年 4 月 1 日

平成 29 年 4 月 1 日 平成 30 年 4 月 1 日

平成 31 年 4 月 1 日 令和 2 年 4 月 1 日

2021 年（令和 3 年）4 月 1 日

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この要領は、上智大学（以下「本学」という。）における文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会（以下「日本学術振興会」という。）所管の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）の事務取扱について、科学研究費補助金取扱規程（昭和 40 年 3 月 30 日文部省告示第 110 号）、日本学術振興会科学研究費助成事業（科学研究費補助金）取扱要領（平成 15 年 10 月 7 日規程第 17 号）、日本学術振興会科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）取扱要領（平成 23 年 4 月 28 日規程第 19 号）及び文部科学省及び日本学術振興会が作成する使用ルール（「科学研究費助成事業の使用について各機関が行うべき事務等」、「補助条件」、「交付条件」）並びにその他関係法令に定めるもののほか、上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン及びこの要領に定めるところにより、適正な取扱いを行うことを目的として定める。

（科研費の種類）

第 2 条 科研費は、科学研究費補助金（以下「科研費（補助金）」という。）と学術研究助成基金助成金（以下「科研費（基金）」という。）の 2 つに分類される。

（定義）

第 3 条 研究者とは、補助事業（科研費の交付の対象となる事業をいう。）を遂行する研究組織の一員として研究計画に参画する者をいい、次のとおり区分する。この区分や責務については、科研費等の定めによるものとする。

- （1）研究代表者
- （2）研究分担者
- （3）研究協力者

2 科研費の直接経費とは、補助事業（科研費の交付の対象となる事業をいう。）の遂行に直接必要な経費及び研究成果の取りまとめに必要な経費をいい、間接経費とは、補助事業の実施に伴う研究機関の管理等に必要な経費をいう。

3 間接経費の取扱い等については、「経理委任を受けた研究助成金の間接経費取扱要領」に定めるところによる。

（応募資格者）

第 4 条 応募資格者は、次の本学に所属する者及び本学を研究従事機関とする日本学術振興会特別研究員とする。

- （1）専任教員
- （2）常勤嘱託教員
- （3）特別契約教授
- （4）特任教員
- （5）特別研究員
- （6）プロジェクト・ポストドクター
- （7）その他学院が前 6 号に準じる身分とする教員

2 非常勤嘱託教員、客員教員、及び客員研究員は、科研費の応募資格を有しない。

3 前 2 項の定めに関わらず、所定の手続きを経た上で、学長が特別に認めた者には、応募資格が与えられる。なお、所定の手続きについては、別に定める。

（本学が行う事務）

第 5 条 本学は、研究者が交付を受ける科研費について次項から第 5 項に定める事務を行う。

2 機関全体を統括し、運営・管理について最終責任を負う者として、学長を最高管理責任者とする。

3 最高管理責任者を補助し、運営・管理について機関全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として、学術研究担当副学長を統括管理責任者とする。

4 上智学院事務分掌に基づき、事務局は、次のとおり科研費（直接経費及び間接経費）を取り扱い管理し、監査室長及び各局長をその部局責任者とする。

- （1）内部監査、公益通報窓口に関することは監査室の所管とする。
- （2）雇用、謝金、旅費等に関することは人事局の所管とする。
- （3）経理、金銭出納、設備備品等の調達、管理及び検収等に関することは財務局の所管とする（図書を除く）。

(4) 科研費応募書類、交付申請書、実績報告書等の取りまとめと提出、図書の受入、説明会・研修会の開催、不正防止計画の周知、相談窓口等の統括事務は学術情報局の所管とする。

5 研究者が直接経費により購入した設備備品等の物品又は図書について、当該研究者からの寄付を受入れるとともに、当該研究者が他の研究機関に所属することとなる場合は、その求めに応じて、これらを当該研究者に返還する。

第2章 科研費の管理

(科研費の管理)

第6条 科研費は、学院の作成する預金口座に預金し、管理する。

2 第4条に定める応募資格者が、研究分担者となって、科研費の配分を受ける場合は、学院の作成する預金口座に預金し、管理する。
(直接経費の使用開始)

第7条 新たに受け入れた科研費については、研究代表者及び研究分担者は当該科研費に基づき、内定通知日以降直ちに研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。

2 継続して受け入れた科研費については、研究代表者及び研究分担者は当該科研費に基づき、当該年度の4月1日から研究を開始し、必要な契約等を行うことができる。

(直接経費の本学による立替)

第8条 前条に基づき研究開始が可能となった時期以後、直接経費の受領までに支出を要する場合は、所定の手続きを経た上で、本学が立替えて支出することができる。

2 科研費受領後、本学は前項による立替金につき速やかに精算しなければならない。

(支出等の期限)

第9条 科研費(補助金)では、受領年度の3月31日までに支出を完了させるため、原則として2月末までに物品の納品及び役務の提供等を完了させることとする。

2 科研費(基金)では、物品の納品及び役務の提供等を原則として補助事業期間終了年度の2月末までに終了することとする。

3 備品、用品等物品購入手続きを要する物品の購入は、原則として学内で定める物品購入依頼書の提出期限までに、調達手続きを行わなければならない。

(直接経費の費目別の収支管理)

第10条 直接経費の収支管理は、別に定める「収支簿」を用い、費目(物品費、旅費、人件費・謝金、その他)ごとに行う。区分内容については、文部科学省及び日本学術振興会の定めによるものとする。

2 物品費は、設備備品費と消耗品費に区分することとし、設備備品費の対象は、上智学院物品等購入手続で定める備品、用品、同手続別表に記載された消耗品、及び本要領第18条第2項で定める図書・雑誌とする。

3 前項以外の各費目の区分内容については、文部科学省及び日本学術振興会の定めによるものとする。

(使用内訳の変更)

第11条 研究代表者は、直接経費の使用にあたり、各費目の変更が必要となった場合は、交付された直接経費の総額の50%(この額が300万円以下の場合は、300万円まで)を限度として変更することができる。

2 前項の限度を超えて各費目の額を変更する場合、研究代表者は、日本学術振興会の定める所定の手続きに従い、直接経費使用内訳変更承認申請書により申請を行い、承認を得なければならない。

(直接経費の使用の制限)

第12条 直接経費は、次に掲げる目的のために使用することはできない。

(1) 建物等の施設に関する経費(直接経費で購入した物品の軽微な据付費等を除く)

(2) 補助事業遂行中に発生した事故・災害の処理経費

(3) 研究代表者又は研究分担者の人件費・謝金

(4) 間接経費を使用することが適切な経費

(5) 若手研究者育成等のための経費

(6) その他、科研費による研究課題に直接関連性のない経費

(合算使用の制限)

第13条 科研費は、次に掲げる場合を除き、他の経費と合算して使用してはならない。

(1) 補助事業に係る用務と他の用務とを合わせて1回の出張をする場合又は1個の物品等を購入する場合において、直接経費と他の経費との使用区分を明らかにしたうえで直接経費を使用する場合

(2) 直接経費に、科研費以外の他の経費(委託事業費、私立大学等経常費補助金及び間接経費等、当該経費の用途に制限のある経費を除く。)を加えて、補助事業に使用する場合

(3) 直接経費に、複数の事業において共同して利用する設備(以下「共用設備」という。)の購入が可能な制度の経費を加えて、共用設備の購入経費として使用する場合

(4) 直接経費に、他の科研費(科学研究費補助金及び学術研究助成基金助成金)を加えて、各補助事業の遂行に必要な経費として使用する場合

2 前項第2号の場合において、設備等の購入経費として使用する場合には、研究者が所属研究機関を変更する際等に補助事業の遂行に支障が生じないよう、当該設備等の取扱いを事前に決めておかなければならない。

3 第1項第3号の場合において合算使用できるのは、同一の研究機関において使用する場合に限る。この場合において、各事業に係る負担額、その算出根拠及び共同購入者が他の機関に異動した場合の取扱いについては、共同購入者間で事前に協議し明らかにしておかなければならない。

4 第1項第4号の場合において合算使用できるのは、同一機関において使用する場合に限る。なお、設備等の購入経費として使用する場合には、各事業に係る負担額、その算出根拠及び共同購入者が他の機関に異動した場合の取扱いについて共同購入者間で事前に協議し明らかにしておかなければならない。

(科研費の支出伝票)

第14条 研究代表者及び分担金の配分を受けている研究分担者は、科研費を支出する場合、所定の専用伝票(科学研究費助成事業支出申請書)を作成し、支出の根拠となる証拠書類を添付して所管部局に提出しなければならない。

(科研費の支出)

第15条 科研費の支出は、銀行振込により行い、郵便振替による支払は、原則として行わない。なお、本学が必要と認めた場合は、現金及び海外送金により支出することができる。

(クレジットカードの使用)

第16条 海外出張時の支出及びインターネット取引による支出等、その他必要な場合は、クレジットカードを使用することができる。

(物品等の購入・契約手続き)

第17条 物品等の購入にあたり、一件の購入金額が500万円を超える場合は、稟議決裁を経た後に、また1,000万円を超える場合は、高等教育常務会での審議を経た後に、契約を締結する。

2 前項の規程は、印刷物の調達をはじめ物品等の購入・契約以外の直接経費の使用についても準用する。

(設備備品等の購入)

第18条 設備備品等の購入は、図書・雑誌を除き「上智学院物品等購入手続」の定めるところによる。

2 図書・雑誌のうち、設備備品として購入する場合は、「上智学院図書収集管理規程」の定めるところによる。

(設備備品等の寄付)

第19条 設備備品として購入した物品及び図書・雑誌は、速やかに大学に寄付するものとする。

2 速やかに寄付することで研究上の支障が生じ、かつ寄付の延期を希望する場合には、日本学術振興会の定める所定の手続きに従い、寄付延期承認申請書により申請を行い、承認を得なければならない。

(設備備品等の返還)

第20条 設備備品等の寄付を行った研究者が、他の研究機関に所属することとなり、引き続き他の研究機関において当該設備備品等を使用することを希望する場合には、除籍の手続きを取らなければならない。

(消耗品の購入)

第21条 消耗品のうち「上智学院物品等購入手続」の別表に該当する物品は、当該手続にて物品を購入しなければならない。

2 書籍・雑誌やその他消耗品等の立替購入で、納品書等が徴収できない場合は、別紙(任意書式)に書名や品名等を記入する。

(納品物の検品)

第22条 全ての物品等の購入においては、納品の際に別途定める手続きにより、検収ステーションで納品物の検品を受けなければならない。

(旅費の支出)

第23条 旅費は、「上智学院旅費規程」の定めるところによる。

(謝金)

第24条 研究への協力(資料整理、実験補助、翻訳・校閲、専門的知識の提供、アンケートの配布・回収、研究資料の収集等)をする者に対し、謝金、報酬、賃金、給与を支出することができる。また、労働者派遣業者から派遣を受けた場合、それにかかった費用を支出することができる。

2 研究協力者の雇用にあたり、雇用契約を結ぶ場合は、本学が当事者となって行い、給与等の支払は、科研費から支払う。

3 謝金等の区分は「アルバイト謝金」及び「請負謝金」に分類する。

(謝金の支出)

第25条 謝金の単価、その他必要な事項については、「上智学院謝金取扱要領」の定めによるものとする。

2 謝金が伴う業務を依頼する場合には、必ず本人に業務内容を説明し、了解を得た上で業務を行わせる。特に学部生、大学院生に対しては、業務時間が授業時間と重複しないよう十分確認したうえで依頼する。

3 研究室等に一定期間出勤して資料整理等をする場合には、所定の出勤表を作成し、研究者、作業従事者双方がその内容を十分に確認する。

4 謝金等の支払に際しては、業務が行われた事実を証明する書類(出勤表、講演会資料等)を所管部局に提出する。なお、成果物を伴う謝金等の支払いに際しては、あらかじめ第22条で定める納品物の検品を受けなければならない。

5 謝金等に対する源泉課税については、所管部局を通してこれを行う。

6 謝金等の支払は、研究代表者等が立替えて支出することはできない。ただし、請負謝金はその限りでない。

(その他の支出)

第26条 印刷物の調達について、「上智学院印刷調達に関する取扱要領」の定めによるものとし、本要領第17条の定めに従うものとする。

2 会議費(会場借料、食事代(アルコールが提供される会合にかかわる経費は除く)、茶代等)については、開催日、会場、出席者氏名、人数、会議の内容等を明記した所定の議事要旨を添付する。

- 3 前項の規定にかかわらず、当該科研費研究課題の研究組織構成員以外も対象とし、一般に広く公開して開催するシンポジウム等に伴うレセプション等にかかる食事代は、アルコール類を除き、支出することができる。
- 4 第 23 条に定める旅費の扱いとならない交通費については、立替交通費請求書（所定様式）を添付する。
- 5 電話代、インターネット・メール等の通信費用については、当該研究に要したことが確認できるよう、通信記録明細等に用務の概要を記した調書（様式任意）を添付する。
- 6 切手等有価証券購入、郵便・宅配便等送料の場合、用途目的を明らかにする。
- 7 研究者を訪問する際の手土産代は、支出することができない。
- 8 コピーカード（コピー機）・印刷カード（リソグラフ機）は、学内に設置された専用機用のもののみ購入することができる。なお、学外のコピーカードやその他各種プリペイドカード、クーポン券類は、使用実態の把握が不可能なため、支出は認めない。
- 9 車賃は、タクシー、ハイヤー、レンタカー等、研究遂行に直接必要な場合に限り、実費を支出することができる。

第 3 章 科研費に係る諸手続

（応募・交付申請・支払請求、その他相談に係る事務）

第 27 条 応募・交付申請に関し、事務局は次の手続を行う。

- (1) 公募要領の内容の周知
- (2) 応募書類の取りまとめと、文部科学省及び日本学術振興会への提出
- (3) 日本学術振興会からの交付内定通知の受理及び研究代表者への通知
- (4) 交付申請書類等の取りまとめと、日本学術振興会への提出
- (5) 日本学術振興会からの交付決定通知書の受理及び研究代表者への伝達
- (6) 日本学術振興会から送金される補助金・助成金の受領
- (7) 科研費（基金）における、支払い請求（前倒し支払請求を含む）書類の取りまとめと、日本学術振興会への提出
- (8) 日常的に研究者等が科研費の使用条件等を相談する場合の受付窓口（使用ルール）

第 28 条 科研費に係る諸手続については、日本学術振興会が作成する使用ルール（「科学研究費助成事業の使用について各機関が行うべき事務等」、「補助条件」、「交付条件」）の定めるところによる。

第 4 章 適正な使用の確保

（研究倫理教育・コンプライアンス教育の実施）

第 29 条 「上智大学における研究活動上の不正行為の防止等にかかるガイドライン」及び「上智大学研究費の適正な使用・管理のガイドライン」に基づき、研究倫理教育及びコンプライアンス教育を実施しなければならない。

（研究活動の公正性の確保）

第 30 条 研究者は科研費の研究活動における不正行為（発表された研究成果の中に示されたデータ及び研究結果等の捏造や改ざん、及び盗用をいう。）及び科研費の不正使用を行うこと、並びにそれに関与することがあってはならない。

2 研究代表者は、日本学術振興会の定める補助条件を遵守し不正行為を行わない旨を、誓約しなければならない。

（内部監査）

第 31 条 本学は、毎年実情に応じて抽出した補助事業について、内部監査を実施し、各年度の科研費の応募の際に、実施状況及び結果を文部科学省に報告しなければならない。

2 前項により実施する監査の一部については、書類上の調査にとどまらず、実際の科研費の使用状況や納品の状況等の事実関係の確認等を含めたものとする。

（通報・告発窓口）

第 32 条 本要領第 30 条第 1 項に定める不正行為及び不正使用に係る通報・告発は、監査室で受け付けるものとする。

（不正に係る調査の実施）

第 33 条 本要領第 30 条第 1 項に定める不正行為及び不正使用に係る通報・告発を監査室で受付けた場合、科研費の研究活動における不正行為については「上智大学における研究活動上の不正行為に係る調査の手続きに関する内規」、科研費の不正使用については「上智大学における研究費の不正使用に係る調査の手続きに関する内規」の定めるところに従い、調査を実施するものとする。

（生命倫理・安全対策等の遵守）

第 34 条 補助事業において、社会的コンセンサスが必要とされている研究、生命倫理・安全対策に対する取組が必要とされている研究等を実施する場合には、大学は関連法令等に基づき文部科学省等関係府省庁等への届出を行わなければならない。

（関係書類の整理・保管）

第 35 条 事務局は、次の関係書類を整理し、補助事業期間終了後 5 年間保管をしなければならない。

- (1) 文部科学省及び日本学術振興会に提出した書類の写
- (2) 文部科学省及び日本学術振興会から送付された書類
- (3) 科研費の使用に関する書類
 - a) 直接経費
 - ア) 収支簿

- イ) 預貯金通帳、送金記録等
- ウ) 直接経費が適切に使用されたことを証明する書類
(領収書、見積書、納品書、請求書、契約書、
設備備品等の調達・管理に関する書類、出張申請書、旅費請求書兼出張報告書、
出勤簿等謝金に関する書類、議事要旨など)
- b) 間接経費
 - ア) 間接経費が適切に使用されたことを証明する書類
 - イ) 各研究代表者及び研究分担者からの間接経費の譲渡を記録した書類
 - ウ) 各研究代表者及び研究分担者への間接経費の返還を記録した書類

第5章 雑則

(準用)

第36条 この取扱要領に定めのない事項については、学校法人上智学院経理規程その他学内諸規程等を準用する。

2 科研費のほか、他府省の科学研究費補助金をはじめとし、学外委託研究及び学外共同研究等外部資金による事務の取扱いについて、別に定める規程等を除き、この要領を準用することができる。

3 この取扱要領の運用について、必要な細則等を定めることができる。

(改廃)

第37条 この取扱要領の改廃は、本学院の定める手続きにより行う。

附 則

この取扱要領は、2007年(平成19年)4月1日から施行する。

附 則

この取扱要領は、2007年(平成19年)10月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2008年(平成20年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2010年(平成22年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2011年(平成23年)4月1日から改正、施行する。ただし、第5条第4項第4号及び第6号並びに第42条の規定は、2011年(平成23年)7月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2012年(平成24年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2017年(平成29年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2018年(平成30年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2019年(平成31年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2020年(令和2年)4月1日から改正、施行する。

附 則

この取扱要領は、2021年(令和3年)4月1日から改正、施行する。